兩鐵道又驛構內に於て連絡してゐる。

B　北滿鐵路

一八九六年李鴻章と露國公使カシテ氏と此京で協定した所謂カシテ條約及同年八月清國政府と露亞銀行との間に締結した東支鐵道設立に關する條約に依り、露國は同年十二月露支合併の東支鐵道會社を設立し、本線の敷設に着手した一八九九年露國は更に東支南部線の敷設權を得て哈爾賓を南部線の分岐點とし一九〇一年に竣工した。斯くて露國は東支鐵道の經營に力を注ぎ、形式は合辨であるが實質は露國の專營機關として活躍し、極東に其の大を誇つたのである。東支南部線の終點は寬城子とし、新京の近郊をして經濟的に發達せしめた。元來の目的は軍事上の目的を主眼とせるも一九二四年以後は純然たる商業目的のものとなり、其の附屬地の行政權も全く露國の手を離れた。取扱ひ貨物は大部分は穀物、木材及石炭等にして旅客も亦漸次增加しつゝあり、該終點は新京驛を離るゝ一、五粁の地點なりしも、滿鐵線新京驛の出現するや延長して新京驛構內を其終點となした。該鐵道買收に關して露滿間に交涉を進めつゝあることは既に何人も知る所である。

因に本鐵道は公表資本僅かに五百万金留に過ぎないが、此外露政府の出資金數億金留に上つてゐる。鐵道延長は滿洲里、ホクラニチヤナ間九二〇哩哈爾賓新京間一五〇哩である。

C　京圖鐵路

新京圖們間を結ぶ線にして新京、吉林間は以前吉長線と呼び、我借款に依り施設せられたものである。吉林、新京間の貨物輸送は殆ど滿鐵線との連絡取扱ひにして其の長さは四、五粁である。現在之が延長をなし圖們を經て朝鮮羅津に連絡し、名稱を京圖線と改めた。

此の外石碑岑輕便鐵道がある。延長二哩運炭の用に供するのみで、日金三萬五千圓を以て新京市の敷設にかゝる。長春縣內は日露及滿鐵委託線の三分する所となり、其の連絡地點新京市は長春縣の核心を爲し、交通上至便の地域を占めてゐる。特に滿鐵長春驛は其の中心にして、北滿線は寬城子より一・五粁延長して長春驛構內に引き込み、滿鐵線又寬城子構內に延長線を施設して相互に從業員を派して貨客の連絡を便ならしめ、京圖線又滿鐵線を起點として營業してゐる。

第二節　通　信

第一項　概　況

清朝時代には殆ど文明的通信機關の必要なく一に日本の維新前の如き驛傳法に依つた。最も急速を要するものに限り羽毛を以て標示したのである。（所謂羽檄にして今も尙蒙古の奥地に行るゝ由である。）元來民國の郵便制度は開港場に郵便局を設立し光緒二十一年英人ロバートハートの進言に依り海關稅務司の兼管であつた。是が郵務制度の始めにして電信は光緒二十六年に創設して北京、天津、上海に電報總局を設け各大都邑省城に分局を置いたのである。

第二項　郵　政

長春縣內の電信郵便關係を略述しよう。縣行政區域と郵區とは一致せず、其の郵區の大体縣內に於ける範圍にて記述しよう。新京市內に郵務局は二つあり、日本街に一つあり、其の地方への配達は滿洲國頭道溝郵務局（日本街の意なり）

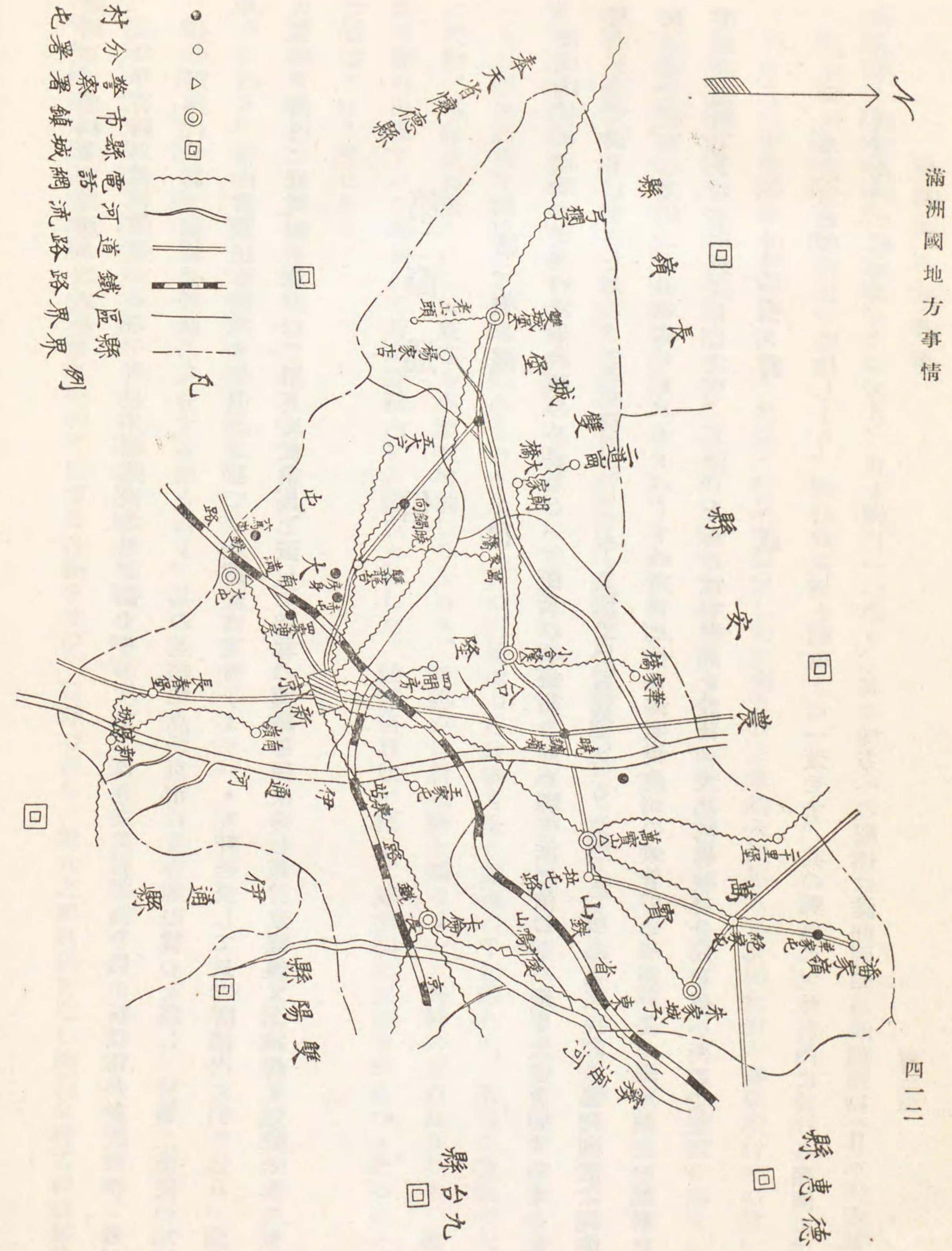

長春縣下通信網一覽圖

に郵送する。地方には郵務局なく郵務代辦所なる名稱を用ひ之が取扱ひを爲す。郵便、書留、小包、爲替等にして爲替は取扱はぬ場所もある。其の場所及名稱は次の如くである。

○東卡倫代辦處　東卡倫　○万寶山代辦處　万寶山
○小合隆代辦處　小合隆　新安堡代辦處

（○印は長春縣内にあるものなり）

又信櫃なる名稱を用ひ普通郵便局のみを取扱ふ所がある。

落虎山信櫃　大南屯信櫃　○新立城信櫃　○房身溝信櫃

關内即中華民國にありては配達人が或地点より他の地点に集配の際其の通過する地点に郵便物を配達する由なるも滿洲國内にありては代辦處或は信櫃の處在地に出てたる場合何人かゞ持參し行く事に依りてのみ集配し、書留の如きは代辦處或ひは信櫃にて通告を受けて本人に傳へ本人か或は信用ある人によりてのみ受託せられる。

集配經路を示せば左の如し（毎月隨時集配を爲す）

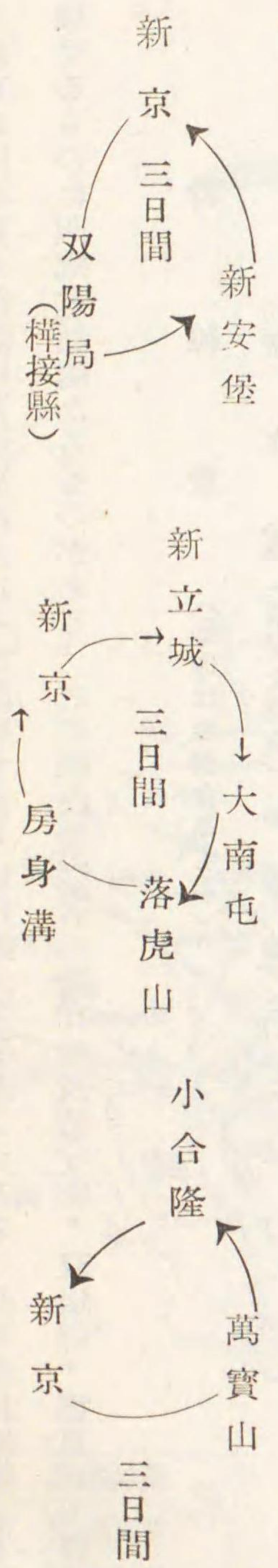

東卡倫と吉長線を以て集配を爲す。

電話

電話は新京市内に日本電話局及滿洲國の市内電話處があり市内通話を管掌してゐる。長春縣自治款より經費を支辦し縣が管理せるものに四鄉電話處なるものがある。之は縣内警察署の所在地及豊安縣・双陽縣・德惠縣・伊通縣等に通じてゐる。

幹線數（◎印は主要なるもの）

新京
- ◎新立城（南嶺を經由）　分線三
- ◎黄瓜溝（大屯迄の計畫中）　分線三
- 双龍台　分線二
- ◎小双城堡　分線三
- ◎卡倫　分線三
- 王家皮舖
- ◎萬寶山　分線三
- ◎小合隆　分線二

該線は殆ど警察電話と言ひ得る如く全部警察所在地以外には無い。將來區村制度確立の上は之が利用も又從つて大となるものと信ず、又匪賊狀況を知る爲にも今少しの發達を希望する。

第三項　航空

大同元年九月創立せる日滿合辦航空株式會社は十一月三日より營業を開始し、奉天を中心として東は日本航空輸送會

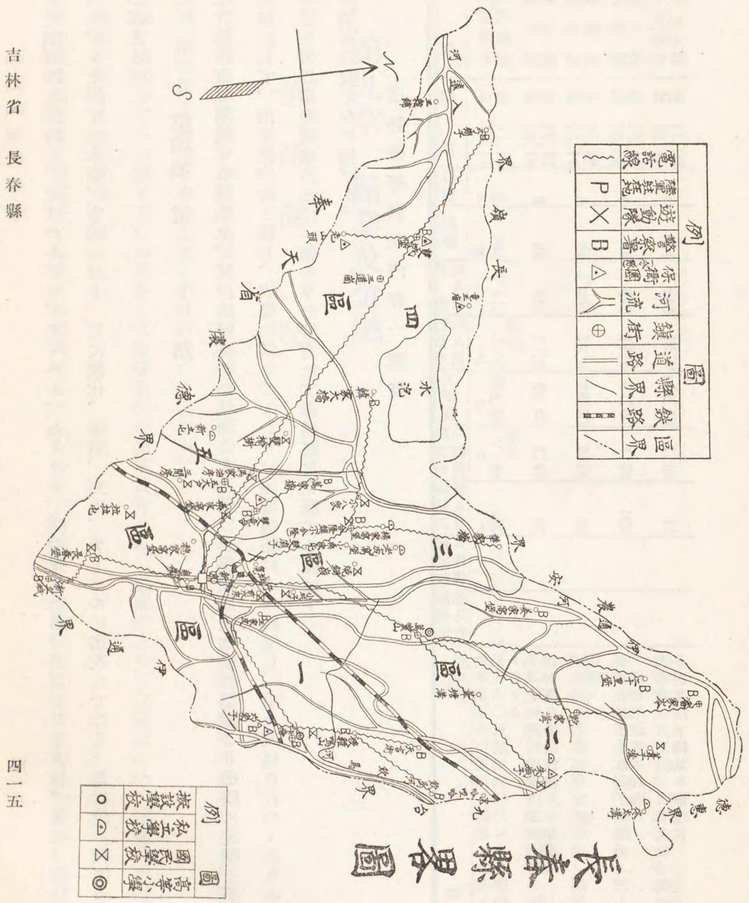

社の日本定期航路と連絡し、北はハルビン、チヽハル、ハイラル、滿洲里に至る。新京よりは吉林、敦化、龍井村に通じ、又ハルビンを經て佳木斯、富錦に至り、更に綏化、海倫、克山、チヽハルに迄及んでゐる。是に依る利便少なからざるものがある。

第四項　道路

本縣は首都新京を圍繞せる關係上、其の治安維持の見地より乃至は農産物其他物資の運搬より道路の完璧を期するは目下の急務にして、治安維持會と協力、改修に當りつゝあり。主要道路は夫々視察し、着々改良されつゝありと雖も、土質の關係と荷馬車の破壞力とは一朝一夕の努力にて惡道路を克服する能はず。

道路修築實施表を左に掲げん。

道路修築實施內容一覽表

距間	期日	日數	距離	使役延人員	粁當平均人員	工事費	粁當平均經費	修築班延人員	修築班人件費	修築班器具費	摘要
燒鍋嶺東方伊通河橋梁	自一〇、一一 至一〇、一二	日 二	粁 —	人 一二一	人 —	円 一〇二、一〇	円 —	人 三八			燒鍋嶺東方伊通河ニ橋梁ヲ架設ス、築堤六〇尺橋梁六〇尺ニシテ寶隆橋ト名ツク
自新京至李家屯	自一〇、一五 至一〇、一八	四	三三	三一〇	一一、〇	六二、六〇	一、九〇	七六			小城子紀家窩堡太田家窪庫路金堆ノ四ケ所ノ橋梁修理並ニ架設ス
自燒鍋嶺至燒鍋店	自一〇、一九 至一〇、二〇	二	二六	五〇〇	一九、二	八三、〇〇	三、一九	三四			別家營子蔡家窩堡ノ二ケ所ノ橋梁ヲ修理ス
自小合隆至新京	自一〇、二五 至一〇、三〇	六	二四	五二〇	二一、七	八三、二〇	三、四七	一〇二			孫家菜園子牛家局子田間房ノ三ケ所ノ橋梁架設並ニ修理ス
新京—双城堡懷德—楊家店	自一〇、三一 至一一、〇五	六	一〇九	一、七五〇	一六、〇	一八七、七〇	一、七二	一六			大房身、月牙泡、溫家大橋、長嶺子ノ四ケ所ノ橋梁ヲ修理ス
自新京至朱家城子	自一一、〇七 至一一、一一	五	一一	一、八一五	二九、七	一九七、八二	三、二四	八〇			兩家店、太平山、郭家屯、七家馬架唐家窩堡ノ五ケ所ノ橋梁ヲ修理ス
自采沙子至燒鍋嶺	自一一、一三 至一一、一四	三	三五	五八〇	一七、一	五八、〇〇	一、六五	四八			吳家馬架子ノ橋梁ヲ修理ス
自李家屯至農安	自一一、一七 至一一、一九	三	三〇	一、二二五	四〇、八	一二二、五〇	四、〇八	四八			後新開河ノ橋梁ヲ修理ス
自新京至新立城	自一一、二〇 至一一、二二	三	二〇	三五一	一七、五	四二、一〇	二、一九	四八			三家子、西十里堡、五馬橋子、開家店ノ四ケ所ノ橋梁ヲ修理ス
計		三四	三三八	七、二二二	總均 二一、六九	三七、〇二	總均 二、一四五	五七〇	円 一七〇、五三	円 一二二、五五	
總計											總經費　一、二三二、〇九

第九章　商業及金融

第一節　概況

本縣內に於ける商業及金融は新京特別市を中心にせるものにして、金融に關しては銀行は交涉密接ならず只糧棧當業(質屋)錢舖(兩替屋)大地主を中心とせる小口のものに過ぎず。

元來土地を擔保とする金融を喜ばぬ爲多くは短期取引の商業貸付を爲し農家にとりては益はない。儲蓄會や農業金融組合等の機關の設立に俟つ外無い。

故に新京市內の商業及金融調査をなさば相當興味あらんも吾等の範圍外なる爲之れ又詳にするを得ざるを遺憾とす。

殊に今春の如きは春耕資金の貸付を吉林省が除外せる爲農民の金融は停止狀態であつた。

第二節　商　業

第一項　一般商業の概況

本縣內は今日尙依然として舊殼を脫し得ず、事變に依る何等の影響を見ず。

新京特別市は相當の影響を受け國都の体面維持の爲に日々發展しつゝあり、その發展は必然的に商取引の殷賑を齎らし、人口增加し、經濟力の膨脹に伴ひ本縣とは農產物を通じ益々交涉を深め、將來の發展は期して待つべきものがある

現在國幣の暴騰につれ多少影響はまぬがれざれども特產の移出は對金票爲替相場の安定と治安狀況の平穩とに依り漸次增加を見つゝある。

今秋期には本縣に於ては匪賊は影を沒するものと推意せらるゝを以て農產物の取引には非常なる好都合となり從つて商業は活潑とならう。

縣內の商業とは特產物大豆高粱粟小麥粉等の取引以外に一步も出でず、即農業取引に過ぎぬ。

內外移輸出品價額に關しては一定せず又縣內の特產に限らず附近背後地の各縣のものをも含むが故に其の數量は不明である。

然も各糧棧は國稅及附加稅は買收價格及其の穀高に賦課せらるゝが故に其の價額及穀高の調査を不明ならしむるのが常である。

本縣の生產物乃至は移出物資は前述の如く農產の自然的生產物のみにて加工生產品は殆んど見るべきものが無い。將來此の点に留意指導せんか亞麻製品、澱粉乳製品、小麥粉特に小柳の多きが爲柳加工品等の特殊的工產物を出すことが出來よう。

他に酒類及家內工業に屬する麵類は移出多少行はるゝと雖も新京市の需要を充たす程度のものに過ぎず。

移出品(其の總額は現在調查不能)

農　產　品　大豆、高粱、粟、小麥、黃菸

新京は物資の一大集散市場にして所謂「豆の都」と稱し、特產物の取引中心地として發達を來たしたる商業都市である主要輸移出品は大豆、豆粕、高粱、粟、包粱等にして其の總輸出額の六七割に上り、南方三港の特產總額の四割を占めてゐた。然し之等は新京の背後地一帶よりの總額にして前述の如く本縣產出は其の一部に過ぎず。

之等移輸出は歐洲大戰當時急激の發展をとげしものにして新京市內に糧棧(特產物問屋)の宏壯なるもの軒を並ぶるを見ても其の盛況を窺ふに足る。

其後歐洲大戰後の財界不況と近來鐵道の聯絡及運送機關の發達に伴ひ背後地は漸次局限せられつゝあるを以て將來長春縣の特產移輸出額は明らかとならう。

輸　入　品

日露戰爭前にありては露國は一般的には東支鐵道及松花江を利用し又舊長春市に近接せる二道溝即寬城子を利用し自國の商品の極東獨占を企圖し堅實なる步みを進めつゝありしも日本の戰勝となるや今の南滿鐵道の終点長春となり日本

商品の進出は決河の勢を示し其後露國商品も亦進出し英米獨商品次いで市場に現はれた。露品は現在尙相當の地位を市場に確保してゐる。次いで世界大戰勃發の爲各國は東洋經濟市場を顧りみる遑なき爲日本商品は急激なる進展をなし、市場を獨占したるも事變前支那通貨の暴落につれ日本品の發展は阻碍せられ一般商況不振なりしも、事變後再び進出し縣內何處の地にも日本商品を見るを得る狀況である。絹製品及綿布類は神戶大阪品等著し。

地方の匪賊絕滅し、農民の窮迫を脫する近き將來に日本品の市場を獨占することは明かである。

日本品

綿糸布、絹製品、織物加工品、陶磁器、鐵器、建築材料、硝子及其製品石鹼藥品機械類（元は外國品なりき）

第二項　商業機關

新京市總商會　舊名は長春總商會と稱し舊長春市籌備處（長春商埠地範圍に限る）及長春縣に屬する舊城內及縣內に亘るものにして光緒三十三年の創立に係り新京市に於ける商工業團体の代表機關にして會員制度なり、該商務會は民國の商會法に依り設立せられ其の權限は前淸朝時代より幾分縮少されたるも尙偉大なる勢力を有してゐる。

一般經濟調査、金融維持事務、交涉事務、道路修築、商工業幇助事務、營業附加稅代理徵收等を取扱ひ更に破產者の財產整理をも行ひ又該會內に公斷處を設け諸紛爭の調定を爲してゐる。

現在縣內に分會を小合隆、卡倫、万寶山、新立城、双龍台等に置く。分會は附加稅の代理徵收を爲す以外殆ど實蹟の見るべきものが無い。

備考　分會處在地は地方に於ける都邑なる爲物資集散多少行はるゝを以て附加稅徵收には便である。縣內地方に於ける附加稅は農民の賣上從價の一分二厘を徵收する。是は農家の負擔で穀類の代價より差引く。卽糧棧及其他營業者に於て代納することゝなる。（消費稅なり）故に特產の出廻期に至り縣內分會は事務の繁榮を來すのみ。地方紳商紳士は役員をなし單に該地の代表機關たるに止まる。

縣內營業戶各區分布數調査表

	卡倫區	萬寶山區	小合隆區	双龍台區	双城堡區
旅館	一				
飮食店	四	二	一		
鐵匠爐		一			
金店	一				
雜貨商	三七	三六	一八	九	
飯館	四	二	一		五
醫院		二			
莊攤		三	八		
布舖					
酒舖館		一	二	四	
畫匠舖		二			
粳棧				四	
糕點舖	一		三	六	五
菸舖	一	一	一		四
藥商	五	三	一三	三	三
西藥商					
破氈床		五			
木商	三				
猪肉舖			四		二
皮舖	一				
洋貨商			一	一	
廣鮮貨舖					
理髮舖		一	一		二
簍舖		一			

右の如き營業戶數にして、日本內地の片田舍の商人店の如し。旅館と云ふも木賃宿に類するものにして雜居寢のものである。之等の營業取引は見るべき何ものもなし。

× × ×

特產物輸出量及其の單位價格表（眞否詳らかならず）

長春縣內特產品輸出量及交易單位價額調查表

品名	輸出數量	單位	價額	備考
豆	二五〇、〇〇〇石	每石	一三元七角	查長春縣特產輸出品祇有粮石一項按全境熟地二十四萬垧每垧產粮按四石計算共九十六萬石除民食馬喂籽種製粉製油製醬等消費外輸出數量則祇四十三萬餘石理合聲明
紅糧	八五、〇〇〇石	同	四元七角	
苞米	一五、〇〇〇石	同	五元五角	
麥	一〇、〇〇〇石	同	九　元	
大粳米	九、〇〇〇石	同	三〇元	
粳米	六、〇〇〇石	同	三八元	
稻子	五五、〇〇〇石	同	五　元	
穀米	五五、〇〇〇石	同	三　元	
合計	四三〇、〇〇〇石			

第三節　金　融

第一項　概　況

本縣は今後の開拓如何により金融機關の利用大いにあるべきも未だ其の緒につかず、經濟的實情は舊態にして原始的の域を脫し得ず、故に資本勞力を移入し開發を圖るは刻下の急務である。

就中資本の充實は最も急を要し、之に依つて事業物興發展し施設整備完成せらるべく、其の金融機關の中樞は銀行にして移動資金の大部分を取扱ひ經濟界活動を圓滑ならしめ、銀行の金融的機能の補充の傍系機關として組合、質屋等の發達を必要とする。

第二項　金　融　機　關

舊時代に於ける滿洲は、他の何れの地方も等しく、銀行は金融の中心機關としての活動は甚だ緩漫にして小口の金融機關として糧棧錢舖質屋がありしのみ。住民は最も糧棧の利用多かりしが如し。然し縣內地方には此れ等機關は皆無にして新京市內にのみ此等を見る。

新京市の永衡官銀號長春分號、東三省官銀號長春分號は舊時代の金融の中心にして外百軒近くの錢舖質屋があり、此等に依り日常取引の金融を維持してゐたが、民國十九年末に通貨暴落の爲金融界に動搖を來たし一流錢舖質屋の倒產を見其他の補助機關も前後して休業するものが續出した。

事變後長春は新京と改め國都と制定せられたる爲國家の中心となり確固たる機關の必要を感し、茲に中央銀行の設立を見た。現在新京に於ける銀行及其資本を揭ぐれば左の如し。

中央銀行　國幣　三千万元將來四銀行合併に伴ひ八千餘万元となる由

吉林省　長春縣

中國銀行　銀洋　二千五百万元
交通銀行　同　二千万元
益通銀行　同　二十五万元
益發銀行　同　二十万元
惠華銀行　同　三十万元

是等が各機關金融界を支配してゐるが此の外日常機關として錢舖三十七當舖(質屋)二十三がある。

第三項　通　貨

滿洲に於ける通貨は漸次國幣を以て統一せらるべきも從來濫發せる紙幣は尙ほ依然として通用しつゝある。

(イ)　吉　林　官　帖

吉林永衡官銀號の光緒二十四年始めて發行せるものにして當時二割を銀洋と兌換することゝし總發行高三分の一の準備銀を有せしが、光緒二十八年以降銅元鑄造を廢せし爲發行額に急激の增加を見、剩さへ省政府歲入減の爲濫發に〳〵を重ねし結果價格暴落し當初一圓に對し二吊五百文なりしが民國三年には十六吊八百文、同八年三十四吊となり遂に現今では五百吊より七百吊に慘落し全くの不換紙幣となつた。現在迄の發行額は正確なる數字を擧げ得ざるも凡そ九十億乃至百億と稱せられ吉林省內唯一の通貨であつた。

(ロ)　吉林大洋票及小洋票

之も(イ)と同銀行の發行である。民國五年以來東三省に於ては大小銀元の省外流出により兌換制度破壞されたる爲、吉林洋票を發行して兌換制度の維持に努め暴落せる官帖の回收を計つた。然し現在結局不換紙幣となつてゐる。現吉大洋票は吉海線運賃、官憲の各種支出、徵稅の名目貨幣に過ぎず、吉小洋票は官帖と同樣に使用されてゐる。

(ハ)　哈爾賓大洋票

中國、交通銀行、東三省官銀號、邊業銀行及廣信公司の各哈爾賓支店が發行せし紙幣である。當初は現大洋との無條件兌換を聲明せるも濫發せし結果此れ又前者の例に漏れず不換紙幣となつた。然し本紙幣は地方通貨として最高價にて一般の信用を持續してゐる。

(ニ)　現　大　洋

邊業銀行東三省官銀號中國、交通兩銀行の四行聯合發行のものと邊業、東三省銀號兩者のみにて發行せるものとがある。

(ホ)　奉天票及銅貨

奉天票は慘落變動極りなき紙幣として世に知られてゐる。銅貨は銅元と通稱し奉天省銅元吉林省銅元の二種がある。

(ヘ)　國　幣

滿洲中央銀行の發行せるものにして百元、拾元、五元、壹元、五角の五種を流通せしめ其他は舊紙幣の流用を見る。政府は新紙幣を以て二ヶ年內に舊紙幣を全部回收する計畫である。

最近一角、一分の白銅、銅貨を發行し大小取引は全部國幣本位に改められ其の價値の變動なき爲非常な信用を博してゐる。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項　概　況

長春縣地方學校開學狀況を事變前と事變後即現在とに就て比較すれば

項別	事變前	現在	比較（減）
學校數	八八	五四	三四
學生班數	一四九	九四	五五
經費數	五九、六八一、五三七元	四〇、二〇六、七六九元	五五、四七四、七六八

である。即ち事變による地方擾亂と縣歲入減のために著しき減退を示し更に縣小學校にして新京市の行政區域內にあるものは之を昨年七月一日を以て新京市に移管完了せしにより現在數五四校である。而して未開校のものを開校せしむるは漸を遂ひて進む豫定にして又現在私塾も勃興しつゝある傾向あるを以て本私塾に對し縣補助金を交付して教科書等も統一、私塾の發展完備と縣歲入の增加とにより漸次之を縣立學校に編入し行ぐ豫定である。

又縣立學校と雖治安確定するに從ひ地方民戶の收入も增加すへく又治安費も漸次不要となるを以て將來に於ては縣立學校に對する現在縣が全額經費負擔となれるものを一部は地方に負擔せしめ遂には全額地方に負擔せしめ縣はより高級なる教育機關の設立に向つて進まねばならぬ。

學田收入に於ては新京市及九台縣に讓渡せしものゝ減退あるのみにて事變前と大差なく教科書は各學校に新教科書普及し現在反滿抗日的思想を織り込める教科書は一冊もなし。未就學兒童教は次表の如し。

未就學兒童數調（康德元年五月現在）

年齡別	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五以上	計
第一學區	八八四	七二九	六二三	五二八	四一五	三七九	三四	三七三	三五〇	四六五	五、〇四九
第二學區	一、五三三	一、四三五	一、三一六	八四三	九六五	一、一九二	九三六	九一五	九九三	一、〇三七	一、〇六三
第三學區	一、二五三	一、一三三	一、〇三九	九五五	七八八	八二四	七六八	六三三	七九二	六七三	八、七八八
第四學區	一、一三四	一、〇二五	九八八	七九六	八四七	七二六	七二一	六九五	五八二	四一九	八、一〇三
第五學區	一、三一四	一、〇〇三	一、一三一	九九三	九二六	七七三	八五四	八一四	七六六	六三二	九、三二五
合計	六、一一七	五、五三四	四、九八六	四、一〇五	三、八九三	三、八九二	三、五三一	三、四三〇	三、四八三	三、三二六	四二、三二六

長春縣學田地調查表

所在地	面積	合計
鄉一區新立城	垧 三、一五〇	
同　卡倫	九、八一六八	
鄉一區雞鳴山	垧 二、五一三	
同　興隆山	一四、二三六三	

鄉一區	小城子	七、三六四〇
同	陸家店	三、〇五五〇
同	河南五家子	四三、八九一九
同	新城龍王廟子	一四、一五〇
鄉二區	老邊崗	二、一五〇〇
鄉二區	天吉街	一〇、三五九〇
鄉三區	燒鍋嶺	三〇、四〇八五
同	柳家窩堡	六三、六五三〇
鄉五區	大楊家屯	五、八四二九
同	白龍駒	三一〇〇

（現在は若干の差異あり）

（備註）一、上列面積以垧爲單位以毫爲末位

二、本縣境內學田總面積二百零八垧八畝三分五厘三毫

三、五常縣境內我縣還有學田一百十八垧五畝零四厘八毫

四、外有學田建築物四十六間

（全年收入）一、五常縣境內學田全年約收入官帖二十九萬二千五百吊以上

二、據財務處說本縣境內學田全年約收一、七〇〇元以上

教育局三月十七日調查

第二項　機關

縣公署管轄なりし新京市敎育を昨年七月より新京特別市に移管せしため縣下に於ける學校名を左の通り變更せり

長春縣所屬鄉區各校變更校名對照表（大同二年七月一日）

新改校名	原校名
長春縣卡倫中心小學校	鄉一區一校
同　邊家窩堡小學校	鄉一區三校
同　小城子小學校	鄉三區八校
同　唐家營子小學校	鄉三區九校
同　萬家橋小學校	鄉三區十三校
同　小八家小學校	鄉三區十九校

以上七校歸小合隆中心小學校校長視察

同　小雙城堡中心小學校	鄉四區三校
同　弓棚子小學校	鄉四區二校
同　王雜貨舖小學校	鄉四區一校
同　老房身小學校	鄉四區一校分出
同　五大屯小學校	鄉四區十五校
同　祝家窩堡小學校	鄉四區六校
同　姚家窩堡小學校	鄉四區十三校
同　龍王廟小學校	鄉四區七校
同　匡家營小學校	鄉四區四校
同　盛家窩堡小學校	鄉四區十一校

以上十校歸小雙城堡中心小學校校長視察

長春縣常家窩堡中心小學校	鄉五區十八校
同　鄒大房子小學校	鄉五區二校
同　五大戶小學校	鄉五區三校
同　榆樹林小學校	鄉三區五校
同　燒鍋嶺小學校	鄉三區七校

長春縣濟家窩堡小學校　鄉五區十一校
同　桑家窩堡小學校　鄉五區四校
同　伊通河窩堡小學校　鄉五區十校
以上三校歸常家窩堡中心小學校校長視察
長春縣長春堡中心小學校　鄉五區六校

長春縣劉家屯小學校　鄉五區十七校
同　拉拉屯小學校　鄉五區七校
同　三家子小學校　鄉五區十六校
同　楊家屯小學校　鄉五區十三校
以上五校歸長春堡中心小學校校長視察

第三項　建國後の教育方針

本縣に於ては他の何れの縣に於ても然るが如く從來縣城所在地即ち本縣に於ては在新京縣立學校に對して主力を注ぎ地方學校は之を輕視するの傾向多分にありしが昨年七月一日を以て在新京行政地區の各小學校は之を新京市に移管せるを以て茲に陣容を立直し地方小學校に主力を注ぐべく、先づ各區中心地に中心小學校なる名を冠し現在卡倫、朱家城子小合隆、双城堡の各鎭及常家窩堡に各中心小學校を置き高級科を設け主として之等中心小學校を以て當該地方の模範學校として新教育を普及せしむる方針を採りつゝあり。

されど之等中心小學校及各地學校の教員は其の素質甚しく劣惡なるを以て之が指導と改善を企て從來有名無實にして縣教育振興に關し何等の努力もなさず又なすべき能力無き縣教育會に對し支給しつゝありたる補助費は之を甚しく削減して新に長春縣教育研究會なるものを計畫し昨年十二月二日之が第一回發會式を擧行せり。

即ち本研究會は只單に教育法の改善のみならず教育一般及縣民思想善導、建國精神宣傳、其の他苟くも廣義の教育に屬する學校教育、社會教育等に關する新知識を求め各自研究せしめ學校教員をして只校舍内にありて數學、讀書を教授せしむるのみならず社會教育に對しても積極的能動的に活動せしめんとする教育研究會にして要は本縣が文化の極度におくれたる舊の吉林省の一長春縣より大滿洲國成立と同時に縣城長春は首都新京となりたるを以て萬一本縣文化發展を促進すべく何等の對策を講ずるところなく放任せんか本縣は物心兩面よりして首都新京の犧牲化を强要さるゝの最大危險を有す依て之が防止策として敎化第一主義を採り首都發展に平行的本縣の發展を企圖し、先づ教員指導の見地より本教育研究會を創設せる所以なり。

而して本研究會は各學校教員が俸給領收のため出縣する翌日を以て月定例研究會を開催せしめ教員相互研究を行はしむるのみならず講師を依頼して講演を乞ひ更に年二回各一週間の教員講習會を開催し各學校より教員を召集し各方面の專門家を招聘して講習を乞ふべく講習會費をも豫算に計上しあり。尙本講習受講者に對する補助費をも計上しあり。

本研究會を善導せば本縣教育振興上の一大良策なりと信ず。

教材等に關しては幸に本縣は中央政府に近きを以て國務院各方面の印刷物を得て時々配布しつゝあり。

社會教育方面に於て地方有識者の活動に俟つもの多々あるへきも現在の狀態を以てせば先づ縣教育局をして社會教育にまで進出せしむべきなり。

今日の教育に於ては人物拂底なり、それ教育は人物による今日の教員を以て今俄に教育の改善振興を望むともそは正しく木によりて魚を望むの類なるへし。況や社會教育の如きはるかに學校教育よりも新思想新知識を要するものに於てをや、漸を逐ひて以て望むべし。

組織を複雜化せしめんよりは先づ教育の根底培養に努力せらるべし。

第二節　宗　教

支那で古來信仰の根本精神となつているものは天と云ふ考であらう。是は例の革命思想の根本を成してゐるものである。野心家は常にこの天を擔ぎ出せばよいのである。何時の王朝の現はれる時でも天の命に從ふと云ふ名目の下に旗を揚げる。反對に之を倒して行く時にも亦天といふ美名の下に之を行ふことが出來る。それ故に實際は天を敬する氣持の有無は問題でない。彼等は信仰などはどうでもよろしい、一般の民衆が實際に心から歸依する氣持になつてゐるものは迷信である。支那民族に在つては儒教とか佛教とか道教とかいふものは表面的のものであつて、其れより出でたる迷信に支配されて居るものが一番多い、否それが總てであらう。されば支那の信仰の中心は迷信を基にして拵へた所の俗間に於ける種々な祠堂、庵廟寺院である。なほ回々教の如き、或は喇嘛教の如き、其他基督教の如き種々の信仰錯雜し、仕事師が居つて互に自分の勢力を張らうと努めて居るやうである。然し事實支那の大多數の民衆を支配してゐるものは何と云ふても、迷信的な卑俗なる信仰を擧げなければならないのである。

迷信は從來の儒教にも佛教にも道教にもそれ〳〵關係が深く而も迷信の色彩は濃厚である。決して完全に是等を離れて獨立した迷信は少い。最も劣等な無智蒙昧な輩の間には其愚や想像の付かない洵に理解の出來ない馬鹿馬鹿しい迷信もあるが、大抵儒教、道教、佛教に因んだ事實から段々脫化したり混化して出來たものが多いのである。殊に其中でも道教關係より胚胎して來たものが一番多い。それは主として財產を造ること、長生すること、子孫榮えて行くといふことと、此の三つの理想とした所の迷信である。尙人を呪ふとか、或は死人の靈が祟つて來ることを避ける方法だとか、或は病氣の危篤狀態から救はれるとか、或は子供の出來ないのを氣にして神に祈るといふ樣なものなどが甚だ多いのである。是等は主として道教關係から出て居る迷信と思はれる。

尙金持は從來隨分無理をして金を貯めた結果、何とかして罪滅しをして自分の心を安んじたいと云ふ考の起つた場合には從來百だけの惡事をしたとすれば、それに對して百五とか百十だけの施しをして結局「プラス」「マイナス」の上で五なり十なりの幸福を受けることが出來るだらうと云ふことを考へてゐる。又小鳥を飼ひ放鳥をなすなども自分の惡事に對する罪滅の意味であるらしい。凡て、迷信的な事物に對しては守錢奴たる彼等にしては案外思切りが良いのである。其の點は日本人には想像もつかぬ。

一般に彼等には信仰生活何ものなりやである。前述の如く自己の利得と罪滅の爲の迷信に囚はるゝのみ。其の一例を擧ぐれば、回教徒は猪肉を食せず、彼等教徒は嚴重に之を守るが其他一般のものは豚肉が高價なる時は佛式に依る葬式をなし、牛羊の肉高價なる時は回教徒としての儀式を以て爲すが如き現狀である。爲に僧侶は各種各樣の儀式を心得置くは得策なれば各種各樣の儀式に精通するものが少なくない。

兎に角死後の儀式も金錢と密接の關係にあり故に金額と相談の上之が儀式の何れを執るかを決定するのである。

之に關聯し彼等の風俗の一端を知る爲に冠婚葬祭の際に於ける習慣を述べよう。

吾等日本人はお祝品、或は香典を其の場で開封し、中味の何たるやを調ぶるが如きことは相手方に對し失禮此の上なきものとされて居る。然るに滿洲支那に於ては吾人の習慣とは全然異なり直ちに開封檢査の上に禮を述べる。

其の理由は一般の形式は日本と異ならぬが、然し彼等は紙幣に信を置かず、爲に多くは現金を用ひる。贈呈せんとす

る者は「僞金」を以て「胡魔化」さんとし受くる者は「胡魔化」されまいとする點にある。例へば受付けが持參者の面前に於て開封し眞疑をたしかめ、然る後眞なる場合には之に對し領收書を差出す。又受付けは二名以上である。彼等自身「胡魔化」す機會を狙つてゐるが爲である。但し受付が互に妥協せる場合は此の限りに非ず即沒法子である。

彼等滿支人は、信義の教への發生地なるにも拘はらず、日常生活のすべては眉唾ものである。生活と教へを別個に考へて居る彼等には已むを得ぬことでもあらう。

最後に多岐に亘る宗教團体あるも修養機關として見るべきものなし。今一般的名稱を示すことにて此の項を終らんとす（各團体の員數調査不能なれば略す）

回回教、紅卍會、在理教、万國道德會、孔教會、基督教、佛教等なり。

第十一章　結論

吾人は渡滿の當初に於て滿洲建國に對するさゝやかながらも理想を持つて來た。大同學院六ケ月の生活を了へて入縣の際には希望と抱負と信念を抱いて各自が任地に向つたのだ。

充分に重き責任を感じつゝ瓦となりて全からんより玉となりて碎けんとして……

唯々吾人は何如にして住民の生命財產を保護し眞の幸福を味はゝしむべきかを考へつゝ……そして又如何にして民衆の力强き味方となり暗黑政治下に虐げられた彼等に光明を與へ彼等の歩むべき道を正しく認識せしめんかと……それのみを念じつゝ入縣せしも入縣早々何も出來ぬ又爲すべきでもない。

國民性が異なり、風俗習慣が異なり、剩さへ政治機構迄が吾人の考へて居るそれとは全然異なつてゐるからである。入縣第一に縣公署内の組織を知ると共に其の内面的動き「カラクリ」を洞察することである。第二縣の職員の性格を知ることだ。此れは特に若き者には困難な事であらう。社交術に長じ人の氣持を扱ふことに妙を得た民族であるから。從つて焦らず迫らず氣長に觀察することだ。要は疑つてはいかぬ。輕々と信用してはいかぬ。白紙でおれば黑白は自ら判斷は出來るからだ。第三官吏の立場、即大衆を對照とし如何にして住民を幸福にせしむるかを考へるべきこと……從來の官吏は住民の幸福を度外視せることの誤まりなるを知らしめ、官吏が住民の幸福の爲に最全をつくすは正義であり、妥當と云ふ觀念を持つ迄に氣運を助成する必要があるのである。氣運丈では不充分だ自發的に從來の形を脫せしめねばならぬ。之れ丈に相當の日月を要するのだ。

それからが吾人の使命に向つて進むべき時となるのである。

道を開き氣運を作り當然なさねばならぬ事をも滿洲の習慣を相當に考慮し、且細心の注意と最大の努力を以て斷行する。

例へば教育局の俸給不渡りなども國家は當然國民に義務を負はせている。國家は權利を主張する以上國民の權利をも認めねばならぬ權利義務は相對的のものであるからだ。縣と縣民の間に於ても亦然りである。

或は滿洲の習慣は一二ケ月の俸給支拂に依り殘餘數ケ月の不渡は當然に消解すべきものであると、如何にも滿洲事情に通じたるが如く論する者ありしも、王道を「モツト」とし樂土建設を標榜する以上當然支拂ひを受くる權利ある者に支

拂ふは正當なるべきも應々にして之を難ずる者ありと。

之は一例に過ぎざるも方針を定め目標を與へての批評は可なるべきも、方針を建てず目標を與へず、爲すが儘にまかせ然して自己の意志のまゝにせんとするが如きは言語同斷である。

各自各々信念をもち、抱負を持つて、充分に責任を感じて事に當るの時事の總てを見ず其の一端を見、而も自己の主觀的觀念を以て論ずるが如きに至つては語るに足らざる者である。

或は又前述せる如く入縣して氣運助成工作に長き日月を要するは無能なりと論ずる輩もありと聞く。縣に入れる者は先づ社會政策的見地より正義公平の觀念に基き行動することを考慮し、又青年の情を燃立たせ血を滾らせ、そして無我潔正なる心に陰影すら與へざる樣にしなければならぬ。

吾人は澄める心を必要とする。心の澄める時始めて正しき認識が與へられ、又彼等の風俗習慣に對する正しき理解を生ずる。そして吾人の任務は日本人としての立場でなく東洋の指導者たる者であると云ふ強き信念を持つことが必要である。

征服者ではない。征服者である事は只強さのみがある丈で強さを失つた時は其の有利な地位は剝奪されてしまう。丁度金持が美服をまとひ美食を喰ひ其の日〳〵の安慰を貪ぼるが如きもので、一度貧困とならば貧者の甘しとせる食物も服裝も皆、苦痛と惱みの種となるが如く、征服者としての見地より吾人官吏が已が任務を果たさんとし、或は一般日本の地方民も之を念頭に於て滿洲國人に對せんか、必ず遠き將來に於て落魄せる者の悲哀に等しき運命に於かれる時は來るであらう。

予等日本人は東洋の指導者世界の指導者であると自認して日常の態度は勿論內面的心の持ち方から根本的に換へる必要があると思ふ。さもなき時、第二次第三次の東洋民族の覺醒の峰火、全東洋民族の大同團結は期し難い。

中央官廳の廊下に於て滿人の高官に對しても勿論同僚に對「會釋」をして通る者幾莫ありやである。

斯ることは官吏のみに希望するに非ず、一般地方にある日本人にも特に民間事業家に希望するものである。

兎に角縣にある吾人は縣民の良き指導者であると共に強き味方でなければならぬ。

斯くして始めて滿洲國の王道樂土は完全に育くまれて行くのである。

吾人には只力行あるのみ。美言麗句を用ひ世の人士に拍手を以て迎へられ何の價値ありや。不言實行、拍手されず快哉を叫ばれずとも己に信念あり理想抱負を以て歩を進む、それにて事足るのだ。胸の中に燃えてゐる正義と誠……それを己の任務の上に表はせば事足るのだ。拍手喝采は一時のもの、長き生命を保たず、必ず箔がはげるものだ。

先きにも言へるが如く人の心澄むと云ふ事は必要だ。無念無想の妙境、不動智不動劍致知格物の心境、一切諸德は此れより生ずるのだ、即道は心澄める時始めて達するのである。

獨樂を廻すとき其の活動最高潮に達するや不動寂然として立てるが如し。之れ澄むの境、正中の心棒に獨樂の一体が偏らず完全に流合してゐるのである。外觀は寂然として一見死せるが如き獨樂を侮ること勿れ。來つて物の觸るゝ時憂然として跳ね、之を入れず。廻つて飽迄廻り最後の一点に全力を集中し深淵死せるが如く見ゆる所に至上の境地あり、空の境即澄める極地がある。澄徹純眞は個人修養の極致である。人間にして中心に純一なる素心を保つ時心鏡に曇りなく事物の形像その儘の姿を寫す。

吉林省　長春縣

甲戌初秋

典章文物

東興縣長王世修題

その時始めて良き友たり味方たり良き指導者たり得るのである。

繰返して云ふ。美言麗句、大言壯語、何するものぞ。建設事業に與つて幾何の力あらんや。

城壁を形作れる見事な石も、その石と石とに挟まれる砂程の小石も皆等しく城壁の堅牢さの一部分を分擔しているのである。

誠を以て心と心の結合を計るとき當然人は心服する。心服とは讀んで字の如く力はいらぬ術策不要、心の誠それのみでいゝ。

天知る、地知る、天地共に知らずとも、我れ我れを知る、之れにて足るべし矣。

黑龍江省巴木通湯東慶鐵鳳各縣聯絡電話草圖

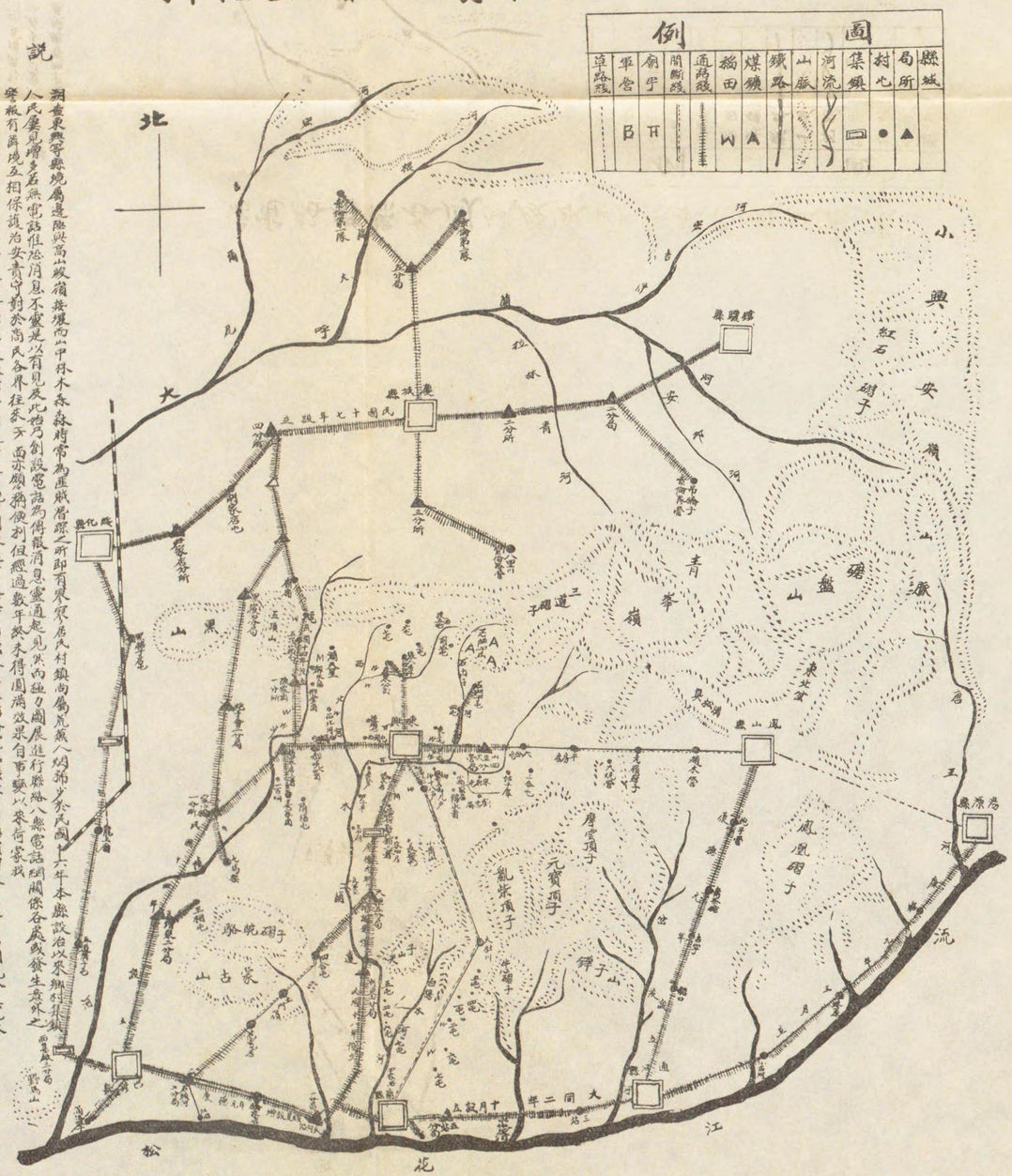

說明

湖查東興等縣境屬邊陲與高山峻嶺接壤而山中林木森森時常為匪賊潛蹤之所即有寥寥居民村鎮尚屬荒蕪人烟稀少於民國十六年本縣設治以來鄉村集鎮人民屢見增多若無電話惟恐消息不靈是以有見及此始乃創設電話為傳報消息靈通起見然而極力圖展進行聯絡八縣電話網關係各處或發生意外之警報有鄰境互相保護治安責守對於商民各界往來亦面亦願稱便利但經過數年終未得圓滿效果自事變以來荷蒙我大滿洲國政府立治安維持會復經各縣縣長參事官指導官等鼎力創設進行是故時別籌措鉅款購備電話機器材料繼續增設多處電話網現今與巴木通湯東慶鐵鳳聯絡通話而八縣電話網竟完全成功告竣於我人民共沐國恩得享安居生活幸福實屬王道樂土國家愛民之所厚賜也合併說明

東興電話局聯絡員李乞庚

東興縣全境形勢總圖

聚落調查略圖

說明

查本縣原屬巴木兩縣邊遠之地於前民國十六年七月始行設治以東興鎮址為治城位於前城東南七百里劃巴彥東北木蘭正北各部共為一段適成為四不等邊形平均南北長八十里東西寬一百里而積八千平方里計荒地十一萬一千四百晌熱田一萬八千六百晌東至老爺邦子東風山界六十里西至趙家店西巴彥界三十里南至新民鎮(木蘭鎮)南小橫河木蘭界二十里北至大黑山分水嶺慶城界六十里全境東北部多山地勢較高西南部低平略為窪下木蘭達河少陵河均由此慶宣洩氣候溫潤土質肥沃正副四二零二戶男一三三一三丁女一零二四口共二三五二七丁口內朝鮮人三八八丁口城東十八里石門子山南南坡煤礦一段約六平方里煤層厚五至九尺不等前民國十九年曾經呼海路局鑽採多數井眼結果頗佳惜無徹底計畫迄未實行開採東北部林木稠密人煙稀少素為匪賊避匿地帶如常川駐軍尚無可廣西距呼海線興隆鎮(俗名趙胡窩棚)站百四十里為最近之點惟道路坎坷交通不便文化實業均受不良影響合併說明

東興縣全境形勢概圖

資源調查略圖

說明

查本縣原屬巴木兩縣邊遠之地於前民國十六年七月始行設治以東興鎮址為治城位於省城東南七百里對巴彥東北木蘭正北各部共為一段適成為四不等邊形平均南北長八十里東西寬一百里而積八千平方里計荒地十一萬一千四百畝熟田一萬八千六百畝東至老爺邦子東嶺山界七十里西至趙家店西巴彥界三十里南至新民鎮(木蘭鎮)南小橫河木蘭界二十里北至大黑山分水嶺慶城界六十里全境東北部多山地勢較高西南部低平略為窪下木蘭通河小後河均由此處宣洩氣候溫潤土質肥沃正副四零二戶男一三三一三丁女一零三一四口共二三五二七丁口內朝鮮人三八八丁口城東十八里石門子山西南坡煤礦一段約六平方里煤層厚五至九尺不等前民國十九年曾經呼海路局鑽探多數井眼結果頗佳惜無徹底計畫迄未實行開採東北部林木稠密人煙稀少素為匪徒避匿地帶如常川駐軍尚無可慮西距呼海線興隆鎮(俗名趙胡窩棚)站百四十里為最近之點惟道路坎坷交通不便文化實業均受不良影響合併說明

東興縣全境形勢總圖

道路網調查畧圖

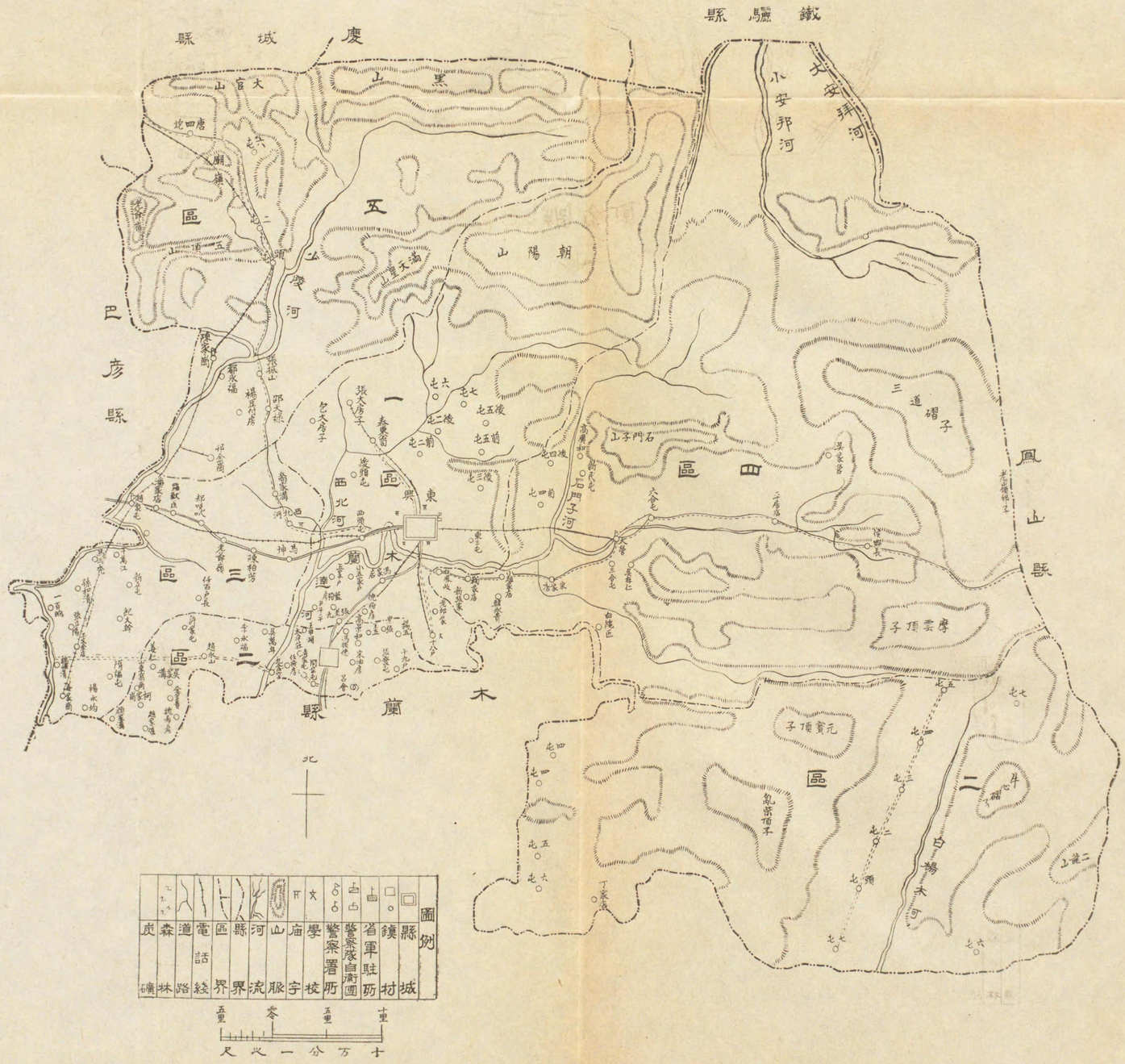

說明

查本縣原屬巴木兩縣邊遠之地於前民國十六年七月始行設治以東興鎮址為治城位於省城東南七百里劃巴彥東北木蘭正北各部共為一段適成為四不等邊形平均南北長八十里東西寬一百里面積八千平方里計荒地十一萬一千四百晌熟田一萬八千六百晌東至老岑邦子東鳳山界七十里西至趙家店西巴彥界三十里南至新民鎮(木蘭鎮)南小橫河木蘭界二十里北至大黑山分水嶺慶城界六十里全境東北部多山地勢較高西南部低平略為窪下木蘭達河少陵河均由此處宣洩氣候溫潤土質肥沃正副四二零二戶男一三三一三丁女一零二四口共二三五二七丁口(內朝鮮人三八八丁口)城東十八里石門子山西南坡煤礦一段約六平方里煤層厚五至九尺不等前民國十九年曾經呼海路局鑽探多數井眼結果頗佳惜無徹底計畫迄未實行開採東北部林木稠密人煙稀少素為匪賊避匿地帶如常川駐軍尚無可虞西距呼海線興隆鎮(俗名趙胡窩棚)站百四十里為最近之點惟道路坎坷交通不便文化實業均受不良影響合併說明

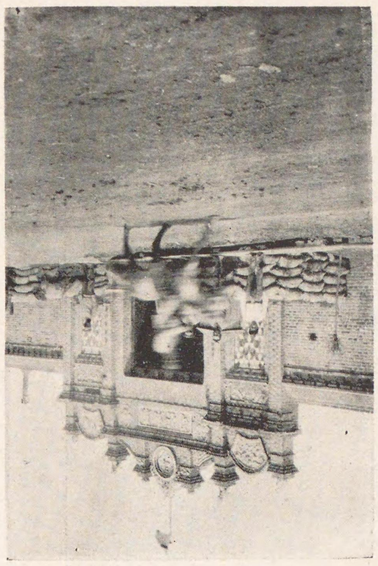

東興倣滕公署正門

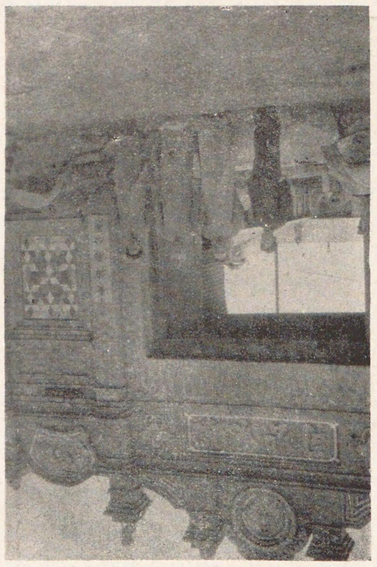

東興滕公署正門

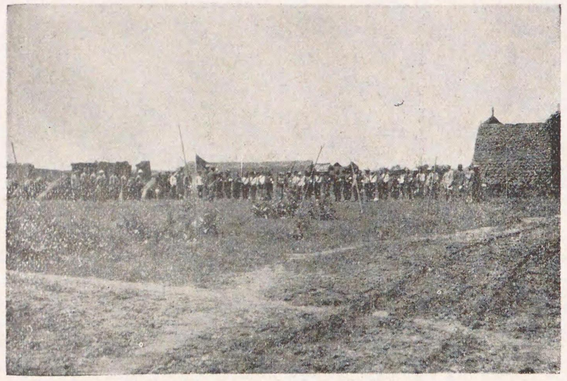

城防自衛團檢閱之圖
（大同二年六月三日焚燹サレタル縣公署跡）

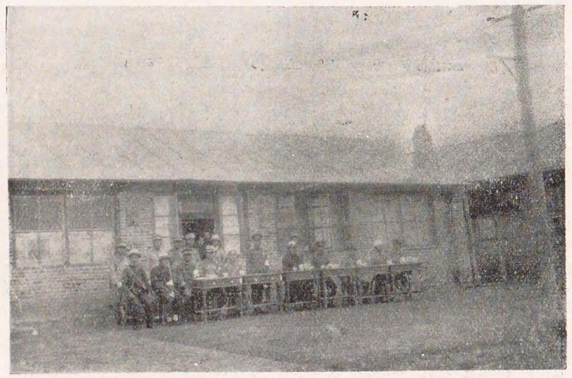

縣城警急演習統監主腦部
（康德元年六月二十六日實施）

縣公署主腦部

後列右よ り　宋内務局長　池端參事官　王縣長　猪警務局長　古川農業指導員
前列右よ り　姜通譯官　王總務科長　青島警務指導官　永井警務指導官
松田小學校日本語教員

東興縣治安維持功勞者

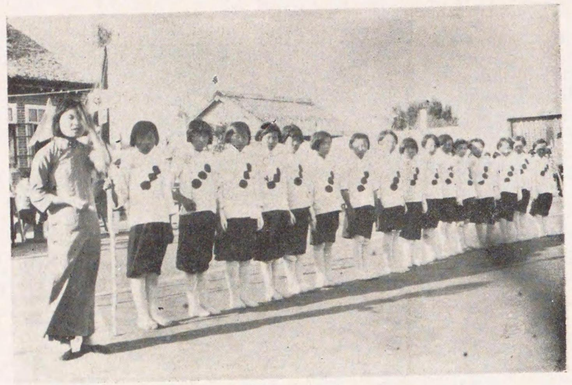

東興第一女小學校運動選手團

東興縣第三保自衛團檢閱之圖

中央後向　猪警務局長　　中央白服　韓雲才團總

東興縣童子團

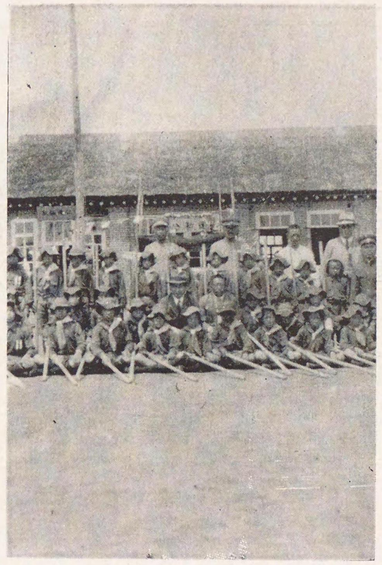

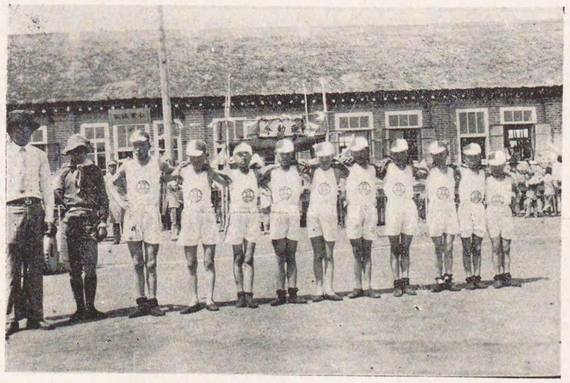

東興第一高級小學校運動選手

新兵館家並の府瞰と遠望

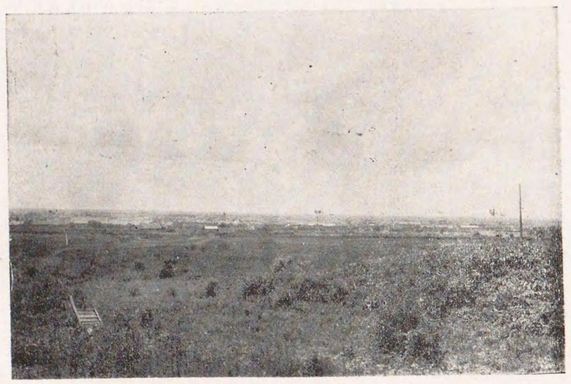

東興縣城大觀

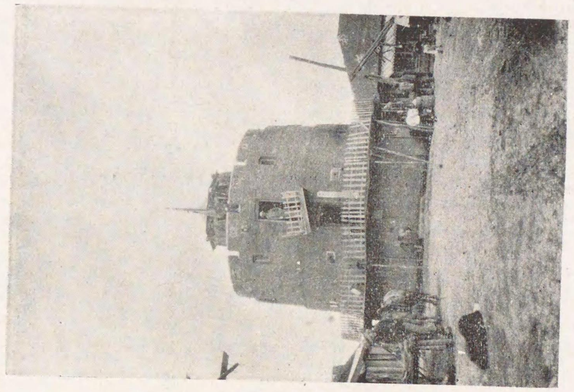

新兵館　中央十字街頭に發ゆる砲臺
（民一六年並司令荊匪の爲め入縣せる時の遺物なり）

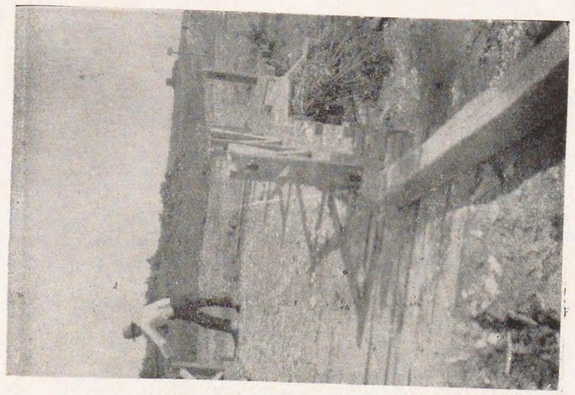

大崗縣境の橋梁より東興館への新道路を望む

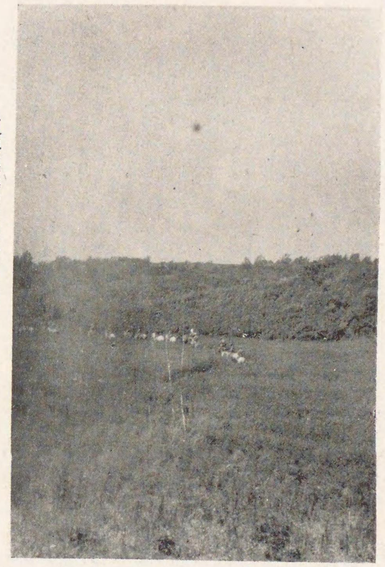

東興縣姜家崗東方の草原と丘陵

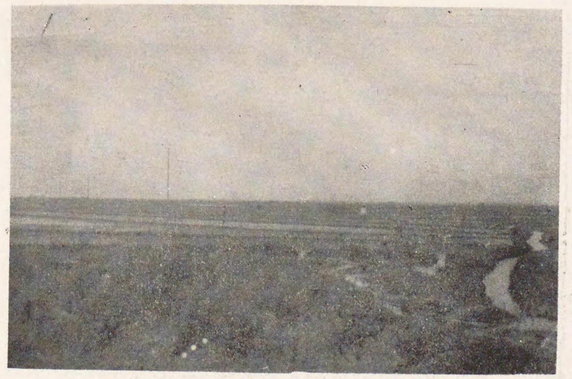

東興農業特産水田觀望　（五家戸附近）

黑龍江省東興縣

第一章　總　說

第一節　縣の歷史

古川朝彥

東興縣は今を去ること凡そ三十年前に於ては巴彥縣に隷屬しロシヤ人の勢力も延びて馬賊の巢窟として二千三千人の集團匪の橫行地帶として人煙稀に森林及荒毛の地を以て大部分を占め、漸く清朝光緒二十八年に至り初めて東興鎭六佐協領公署なる治政の許に滿洲旌簇に依り政治は敷かれ今日の端緒を開きたるものゝ如く、當時の協署に職を奉じたる范永吉なる者の口碑に依り辛ふじて其梗概を知つたのである。

今其協領公署時代の組織、人物、領域の概略を記さんか

一、組　織

東興鎭六佐協領公署
- 鑲白旌
  - 頭佐　純德
  - 二佐　范吉永
  - 三佐　王福祥
- 鑲紅旌
  - 頭佐　鳳　祥
  - 二佐　何景春
  - 三佐　何學徒

黑龍江省　東興縣

筆帖式
- 白程林
- 張鳳祥
- 白景喜

二、領　域

戸　數　千二百八十戸
每戸所有熟地　四十七晌五畝
共他荒地　十萬〇八千晌

右の如く其協署に職を奉じたる蒲族としては鑲白蒲二佐の范永吉鑲紅蒲三佐何學徒は東興に現住し、其協署跡も門と家屋三棟を遺し僅かに門標のみ東興鎭協署その儘に掲額され、往時を淋しく偲ばするのも世の變遷を物語り何んとはなしに哀れの極みである。

この蒲族と稱するのは純滿人にして特に名門の出とか謂はるゝものにも非らず。一帶にこの地方を形成したる人民は適者生存の原理に依り入植したる者は更らになく松花江沿岸の魚皮族（長毛族）とは異なるとの話なれ共その昔は狩獵を主とし中央にて盜み殺人等の非人的行爲を敢へてしたる者の追はれて入り込みたる者が草分を爲したる事を想像するに難くないのである。一望に人跡稀なる野原に樫楡柏柳等がどちら向いても見渡す限り自然林を成し呑の高い草の繁みが人を沒すると云ふ所に虻、班蚊、地蜂の大軍と虎は餘り出でなかつたらしいが鹿、熊などの猛獸が棲息して居つたとの話である。

東興鎭協領公署の存在僅か六年にして光緒三十三年民國成立と共に木蘭縣に編入され、木蘭北鄕第五區と稱へて暫行的にその治政の許に合併されたのである。（偶々民國四年に測量を實施し荒地六萬晌餘を發見したと云ふことも傳へらるゝ）延て民國十六年になり軍閥政治の勢威をこの地まで伸長してまづ彭司令兵一旅を率ひて入り此地方の匪賊剿滅を計り東興設治局を設け木蘭縣より分立することゝした。その當時の彭司令の來駐を紀念する望樓を兼ねたる砲台として新民鎭（舊木蘭鎭）の十字街に周圍二丈高さ四丈四尺の煉瓦造り圓筒形極めてグロ味ある建造物聳立し過去を物語る遺物として治安維持されたる今日無用の長物として偉觀を呈して居る。

今設治局設置當時よりの主席設治員氏名就任年月を左に錄し參考とする。

民國十六年七月設治局告成後

第一任設治員	谷　鐘毓	十六年七月到任
第二任設治員	富　明哲	十七年四月到任
第三任設治員	溫　酪德	十七年九月到任
第四任設治員	張　仁序	十八年七月到任
第五任設治員	高　韵泉	十九年十月到任
第六任設治員	王　銘三	大同元年九月到任
第七任設治員	王　世修	大同二年一月到任

因に署內各分科　第一科　第二科　財政局　司法

黑龍江省　東興縣

以上歷代設治員を經て大同二年四月參事官の任命を見、超へて八月指導官配屬され設治局より昇格され縣政を敷くに至つたのである。

第二節　建國以降現勢一般

由來本縣は僻僻の地で事變當初に於ては各地に自衛の目的を以て生れたる紅槍會が非常なる勢力を振つて江省軍等の來駐も爲に驅逐せらる有樣であつた、本縣の匪害の最も跳梁を極めたるのは大同元年三月より同年夏期高粱繁茂期に於て激甚なりしに聞えたのであるが本省の動搖も他省に比し甚だしかりし爲め本縣の如き眞地に於ては滿洲國是とある王道の惠福に接することも遲れて漸く大同二年四月初めて王道の使命を帶びて參事官が入縣したのである。當時は松花江の水災後各縣毎に食糧にも缺乏各縣自給自足の方策を樹て居る際であつたので防穀令の餘波を蒙り搗て加へて匪害は深刻と云ふ有樣にて先づ入縣に衙りても隣縣巴彥縣の討伐隊を先驅として縣城に入を得るや否やを窺ひたるに該隊の如きも匪勢に抗すべくもなく擊退せらるゝの狀況であつた隣縣參事官等も諫止して曰く「入縣は不可能である之れを押して入縣せる事は自ら死地に入るものなり。」とまで謂はれた程であつた。然し使命は重く身命は輕し。今や王道の慈光を敷く爲に塗炭の苦しみに泣く無辜の農民あるを聞くに於て敢然として幾百幾千の匪徒雲集あるとても百萬人とも雖吾行かんの決意を以て挺身入縣して、匪勢に壓倒せられ肭の縣政の運行も意の如くならず拱手爲す事を知らざる。設治員王世修氏(後の縣長)を扶けて晨に道を說き夕に死すとも可なりの大決心を以つて危險に暴露して宣撫を專にし苦杯を嘗めて生活に呻吟しつゝある農民に私財を頒ちて救濟に衙り孜々として怠らなかつたのである、實に入縣當初の縣情勢は亂麻の如く匪害と生活の二重奏の爲め疲弊の極致にあつて一時は一般農民も匪化せんも計り知らざる最惡なる形態に措れてあつた。當時(大同二年四月)

江省中匪賊蟠居數第一位にて一千三百餘を算し十指に餘る頭目之れを操縱して慘害の限りを盡したのである、縣公署は燒かれて廢墟の如く僅かに縣城の一ケ所の精米所泰東公司の一隅に東設治局の門標を揭げて討伐を救濟と人心惡化の防止に之れ日も足らぬ有樣であつたのである凡そ有史以來日本人を見たる後も初めての小興安嶺の支脈に續くこの僻僻の地、無賴の匪徒は救濟し難しと雖も一般の農民は王道の使者を見ること天使の如く暗愚にして懶惰最も低級なる此の地一般民衆も他面亦純朴の風も窺はれ日々に其の宣撫の實効を收めて半歲に滿たざるの大同二年九月十八日承認紀念を迎ふるに當つて小學校兒童陸上運動會を催して縣城の老若男女打集ひ建國後平和裡にその祝日を讃美した、過去幾歲沃雲深く垂れこめて、天日ために暗く無辜細民の生活苦匪害苦耕作資金貸與する救濟資金の交付は受ける警察隊、江省軍、日本軍より剿匪は完璧を期せられて治安確保さるゝ等全く春耕別世界に蘇生したる樂土の顯現に隨喜偶仰の淚を流したのである。

以下各項に所揭した處の工作の具体化を見た事は一面には日本軍の協力も特筆すべき事はあるが危險に曝露し困苦缺乏に堪へて入縣せられたる參事官の效績を見逃すことは出來ない。

既に工作茲に一年を迎ふに當り、流石暴威を振ひし十指に餘る匪首も或ひは殺戮追放その部下も概ね四散して平和の陽光を仰ぎつゝ其の業に安んじて一般民衆は積弊と匪害の創痍を慰しつゝあるのである。

寒暑を經て五十年百年後王道政治の美果を收めて過去を回想し追憶する者、誰か命なくんば克く此の僻憶に入りて危險

と困苦を偲びつゝ、保境衛民の任を盡す者あらんやと讃嘆の聲を放つものであろう事を連想しつゝ吏實の一端を記す次第である。

第三節　縣制及官公吏

第一項　概況

大同二年八月迄は設治局として設治員の駐在に依つて行政機構を形成したりしが偶々全滿の設治局を廢止し四等縣として縣政の發布を見たのである。即ち敎令第五十四號五十五號の官制の示す所の縣公署としての機能を發揚する如く名實伴ふ形體の完成に入つた譯である。

然れども縣政施行の初期にあり組織の實体は一科二局制を漸く康德元年五月に入り採用するに至つたのである。

第二項　縣公署の組織及權限

縣長を最高長官となし次に縣長を補佐し縣行政に參與する參事官を置きその下に總務科內務局警務局（財務敎育設置）の各科局に分れ、更らに總務科に文書會計の兩股を設け內務局に行政財政徵收敎育の股を置きて分掌せしめ警務局に警務司法の兩股を置き警察隊及行政警察を管掌せしむ。

警務指導官その補導に任す。尙司法として中央高等法院より派遣せられたる承審員來駐して裁判事務を掌る。

一、權限

(1) 總務科

(イ) 文書股

A 官印の典守及び文書に關する事項

B 官吏の任免獎徵に關する事項

C 公共團体の監督事項

D 土木工程事項

E 其他他局の主管に屬せざる事項

(ロ) 會計股

A 縣、豫算決算に關する事項

B 縣費支拂に關する事項

C 現金の保存に關する事項

D 縣庫に關する事項

(2) 內務局

(イ) 行政股

A 區村及各種公共團体の指導及監督に關する事項

B 道路河川の修築及整理に關する事業

C 水利、土地の改良荒地の開拓及新鄕村の建設に關する事項

D 土地の整理及商租に關する事項
E 民力涵養勤儉の奬勵及生活の改善に關する事項
F 移民に關する事項
G 救濟に關する事項
H 行政訴訟の受理に關する事項

(ロ) 財政股

A 地方公債の發行及整理に關する事項
B 私帖の回收に關する事項
C 縣金融の整理に關する事項
D 公有財産の調査に關する事項
E 公有財産の管理及處分に關する事項
F 地方稅の整理に關する事項

(ハ) 徵收股

A 國稅征收の代理に關する事項
B 地方稅の征收に關する事項

C 稅外征收に關する事項
D 滯納處分に關する事項

外に實業教育の二局の確立未だし

(3) 警務局

(イ) 警務股

A 警察區劃及人員の配置に關する事項
B 戶口調査に關する事項
C 警察の專用電話に關する事項
D 區村自衛の指導に關する事業
E 匪賊の討伐に關する事項

(ロ) 司法股

A 刑事の豫審及護送に關する事項
B 刑事犯人の檢擧及贓物の搜査に關する事項
C 證據物件の搜査に關する事項
D 刑事犯人の拘留及贓物の保管に關する事項
E 證人訊問及保釋に關する事項

滿洲國地方事情

F 違警の處罰に關する事項

G 清鄉(治安)に關する事項

(4) 司法——承審員

A 一般民衆の民刑裁判を司る

縣公署表解

縣長
- 參事官
- 指導官
- 總務科長一
  - 文書股長一 股員 七人
  - 會計股長一 股員 三人
- 內務局長一
  - 行政股長一 股員 一人
  - 財政股長一 股員 三人
  - 徵收股長一 股員 三人
  - 教育股長 一人
  - 警察股長一 二人
  - 司法股長一 一人
  - 督察員
- 警務局長一
  - 行政警察
    - 署長 三人
    - 分署長 二人
    - 署員 四四
    - 分署長 一人
  - 警察隊
    - 中隊付 一人
    - 隊員 七三
    - 分隊長 三人
  - 縣公署衛隊 二七
- 通譯官 二人
- 司法
  - 承審員
  - 書記 二人

此の外法閨としては縣商務會、縣農務會、慈善會あり。

縣誌編纂當時(康德元年八月)に於ける縣公署々員の氏名は左の如くである。

黑龍江省 東興縣

縣長 王世修

參事官 池端敏

警務指導官 青島慶太郎

同 永井義宏

農業指導官 古川朝彥

- 總務科長 王德顯
  - 文書股長 金書勛
    - 股員 王作華
    - 股員 賈曇林
    - 股員 周武繼
  - 會計股長 朱傳禮 — 股員 王明勳
- 內務局長 宋天人
  - 行政股長 趙哉英 — 股員 馬錫良
  - 財政股長 高大邦 — 股員 馬春生
  - 徵收股長 賈允平 — 股員 魏國柞
  - 教育股長 趙億超 — 股員 王明永
  - 實業股長 趙慶春 — 股員 王亞東
- 警務局長 楮文斌
  - 警務股長 列祥國
    - 股員 趙永康
    - 股員 高天爵
  - 司法股長 姜有軒
    - 股員 劉祥禮
    - 股員 許瑞豐
- 行政警察
  - 署長 佟伯權
  - 署長 陳春發
  - 分所長 王甲東
  - 分所長 鄭玉犀
  - 分所長 劉紹權

—司法承審員王者堂—書記歐少鄉—警察隊—長　傳德興
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—中隊付　金德貴
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—分隊長—一分隊　朱向明
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—二分隊　李景山
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—三分隊　張海山
　　　　　　　　　　　　　—金德順
　　　　　　　　　　　　　—于萬春

第二章　地誌風俗

第一節　地誌

第一項　位置地勢

本縣は黑龍江省東部に位し、哈爾賓より松花江を三百支里下航して木蘭縣に達する、木蘭より北進すること約百二十支里。又哈爾賓より呼海線により約五時間にして巴彥縣興隆鎭に達する、それより東方に約百四十支里、此の不等邊四角形の交叉する所即ち東興縣城である。

地勢を概論せんか、北に五頂山、滿天星、橫太山、石門子山及大靑山の各連峰が延々連交して北壁をなし、その山脈は延ひて小興安嶺に續く南西部に。平野拓け農耕至適の沃野となる。殊に大靑山麓より流出する木蘭達河は縣の東北隅より發し縣城の南側を過ぎ新民鎭の西方を木蘭縣に流注する。川幅四丈乃至六丈流速も亦緩にしてその沿岸を霑ほしつゝ農民に水利の惠福を與へ牧民の母たる動脈をなして居る。東南部に亦元寶頂子山牛心摺子山の間に大肚川部落拓け豊饒なる可耕未墾地を多量に抱藏して居る。

方位　本縣々境東西南北の分界を地球經緯度によつて區分すれば、東經百二十七度七分より百二十八度五分の間に又北緯四十六度三分より四十六度八分の經緯劃を以て略ぼ縣領域を爲して居る。

幅員　縣境東西直線距離一百支里南北八十支里其周邊凡そ三百六十支里面積八千方里である。

邊界　縣境南は木蘭縣に西は巴彥縣東は齊哈爾山を境して鳳山縣に接し、北は北壁の山脈を挾んで慶城鐵驪の兩縣に接攘して居る。

東興鎭—木蘭縣城百二十支里
同　上—巴彥縣城百二十支里
同　上—巴彥縣興隆鎭百四十支里
同　上—慶城縣城七十支里
同　上—鐵驪縣城百八十支里
同　上—鳳山縣城百二十支里

本縣の過去に於ける歸屬も時に巴彥縣或は木蘭縣に隷屬したる關係にあつて共境界線も不鮮明なる箇所あるを免れざる狀態である。殊に東北密林地帶等に於ては實地踏査も又記錄もないのである。

第二項　戶口

本縣の戶口に就ては以前（今より五十年前）巴彥縣に屬したる當時は縣城僅かに二十八軒を算したるのみ。超へて東興鎭協領公署時代に至り全縣下に千二百六十戶を算し、爾後光緒年間民國時代と推移したりしも僻邸地にして匪賊は多く交通不便と相俟つて增加極めて微々たりしものゝ如く、昨今漸く匪賊減少して大平の徵あるに於て昨年末縣城戶數六百五十戶なりしもの康德元年四月に入り八百餘戶に複興したるが如きは安住の見越しが付き、他縣に避難せしものゝ複歸と移住民の入殖とに依る傾向として前途に多大の望みを囑するものである。

最近に於ける調査の結果を表示すれば次の通りである。

區別	滿人 戶數	滿人 男	滿人 女	滿人 計	日鮮人 戶數	日鮮人 男	日鮮人 女	日鮮人 計
第一區	一、六三八	四、〇三	三、五五三	七、五七四	三	七	二	九
第二區	一、一三三	三、一三八	二、二三九	五、三七七				
第三區	一、〇三三	二、七四〇	一、九八一	四、七二一				
第四區	六五八	一、八八二	一、四三五	三、三一六				
第五區	六七七	一、九七九	一、五一九	三、四九八				
計	五、一二八	一三、七六〇	一〇、七二六	二四、四八六	三	七	二	九

第三項　主要都市

本縣の主要都市なるものは過去は勿論現在に於ても無之しと謂ふを得べく、強ひて都市と名付くるなれば縣城の東興鎭と新民鎭（舊木蘭鎭）位のものである。

次にその二鎭に付て概略を說明する。

(イ)　東興鎭

東興鎭は第一區に屬し本縣の中央に位し縣公署の所在地である。舊協領公署時代後に東興設治局時代より公署の所在地たりし所である東西三支里南北亦三支里の方形城域に外周土壘を構築し其高さ六、七尺外壕の幅一丈深さ一定ならず荒廢その儘に放置しありしものを昨秋修築を加へて漸く外壕の形體を具ふるに至つたのである。城內に縣公署、稅捐局江省軍屯營、警察隊警察署の外農務會商務會に電話局郵政辦事處等あつて本縣の中樞を爲して居る、その中城街を形成し居るもの十字街一角より南門に通ずる線のみにて昨秋末に於ては四十四軒を算したるのみなるに今日に於ては九十餘軒となり尙每天新築家屋の散見さるゝを覩ふに其複興顯著なるものがある。

今其主なる商店に付き營業種目、使用人、資本金の調査を爲したるもの及其執事の出身地別を左に揭げて何等かの參考とせん。

字號	執事人姓名	年齡	籍貫	營業種類	僱夥人數	資本	備考
萬泉湧	張子恒	四六	吉林	燒鍋	二五	二千四百元	
萬興源	戚子丹	四九	巴彥	同	三〇	二千二百元	
泰東公司	湯子英	三〇	奉天	稻米 公司	一一	三千元	
魁興東	鞠興久	四三	同	同	一〇	二千四百元	

王油房	王永德	五一	山東	油房	四	六百元
福發長	陸春榮	四二	奉天	布疋雜貨店	四	一千四百元
永興德	王子春	三一	山東	同	三	四百元
德慶長	常伯陽	四五	巴彥	同	五	三百元
鴻昌東	邱泮林	四五	奉天	布疋洋貨莊	三	四百元
福興東	孫富國	三五	巴彥	雜貨店	四	四百元
德順和	關景山	五四	奉天	布疋雜貨店	四	二百四十元
萬源永	徐懷存	三四	山東	同	三	一百六十元
東陞達	高香圃	五七	奉天	同	三	二百六十元
裕興源	馮子元	四二	同	同	三	一百三十六元
萬順興	李春輝	五一	山東	同	四	一百六十元
同慶東	劉福星	二六	東興	同	三	一百二十元
雙合義	姜明閣	四〇	奉天	同	三	二百四十元
張床子	張顯良	三〇	同	同	二	四十八元
薛德殿	薛德殿	三〇	同	同	一	三十四元
潘床子	潘子丹	三五	同	同	二	一百四十元
東升永	馬振東	五一	同	同	四	二百元
韓床子	韓德橋	四二	河北	同	二	五十元
福順長	穆長海	五三	奉天	雜貨店	三	一百六十元

東發合	陳九來	四六	同	同	二	四十元
裕興隆	霍子德	三一	吉林	雜貨舖	二	八十元
蔣床子	蔣文華	二四	山東	雜貨床	三	四十八元
邱床子	邱森齡	三七	奉天	同	四	四十元
天增春	張錫斌	五六	同	同	三	八十元
積順昌	列海峰	二六	吉林	雜貨店	三	三百元
鴻春和	姜陽春	三一	奉天	同	五	三百元
洪巨福	洪文清	二二	吉林	雜貨舖	二	五十元
中興永	韋忠懷	三三	山東	同	六	五十元
劉床子	劉殿選	三七	巴彥	雜貨床		三十元
于床子	于自由	四一	山東	同	無	三十元
姜床子	姜洪雲	二九	奉天	同	無	三十元
沈床子	沈再明	三六	山東	同	三	二十元
張床子	張雲雁	四四	同	同	無	二十元
皮床子	皮景印	三〇	同	同	無	三十元
紀床子	紀殿臣	四五	奉天	同	一	三十元
劉床子	劉松厚	四四	山東	同	一	二十元
馬床子	馬永吉	五四	奉天	同	無	二十元
劉床子	劉興元	五一	同	同	無	十元

馬家館	馬床子	馬錫林	五二	同	同	同	同	無	十元
馮家館	馮樹棟	四九	山東	同	同	同	同	無	十元
慶豐居	董殿文	二七	巴彥	同	同	同	同	無	三十八元
安家館	安樂清	五一	同	同	同	同	同	無	四十元
蔡家館	蔡希賢	三九	山東	同	同	同	同	無	六十元
長發莉店	王榮昌	二五	河南	同	同	同	飯館	無	七十元
天德生	孫學海	五七	山東	同	同	同	同	無	一百二十元
和發長	孟廣堯	三六	同	同	同	同	同	無	四十元
順發興	張士選	三四	河南	同	同	同	同	無	一百三十元
志遠堂	張翰廷	四三	奉天	同	同	同	同	無	五十六元
三聚興	潘清漣	二七	河南	同	同	同	同	無	四十元
天一當	郝蔭翔	二五	呼蘭	同	同	同	同	無	四十元
積順福	尹子餘	三九	河南	同	同	同	藕店	無	八十元
任餘舖	任炳勝	五二	奉天	同	同	同	同	無	一百六十元
蕭餘舖	蕭景山	四〇	巴彥	同	同	同	同	無	五十元
東興裕	李廣山	三〇	東興	同	同	同	餘舖	無	五十元
順成興	蘇顯廷	四五	奉天	同	同	同	鮮貨莊	無	一百元
李床子	李廣從	四一	山東	同	同	同	同	無	十元
馬床子	馬錫林	五二	同	同	同	同	同	無	十元

劉家館	劉鳳山	五〇	巴彥	同	同	同	同	二	二十元
武家館	武向廷	五五	山東	同	同	同	同	二	二十元
魏家館	魏連清	五七	東興	同	同	同	同	四	二十元
畢家館	畢成山	三九	山東	同	同	同	同	三	二十元
藏花舖	張榮慶	三三	同	同	同	同	同	二	十五元
藏花舖	朱世恩	三三	同	同	同	同	同	二	十元
尖餅舖	劉勤才	四三	同	同	同	同	同	二	七元
尖餅舖	秦明春	四七	同	同	同	同	同	二	五元
藏花舖	楊紹清	四八	同	同	同	同	同	四	十元
尖餅舖	高連科	六二	河北	同	同	同	同	七	十七元
董肉舖	董寶貴	三一	同	同	同	同	同	六	四十元
梁木舖	梁維周	五七	奉天	木舖	同	同	同	三	五十元
興盛記	于連順	三八	河北	同	同	同	同	三	五十元
福記理髮處	沈國福	二〇	奉天	理髮所	同	同	同	二	十五元
義興木舖	王鵬義	四二	東興	同	同	同	同	三	六十元
高木舖	高連科	六二	河北	同	同	同	同	二	三十元
黃豆腐房	黃殿祥	四八	山東	豆腐房	同	同	同	一	三十元
王豆腐房	王永貴	四五	奉天	同	同	同	同	三	二十五元
黃豆腐房	黃雲江	五五	山東	同	同	同	同	二	二十元
王豆腐房	王世恒	四五	奉天	同	同	同	同	二	二十元

東興和床子	遲玉林	二五	同	成衣舖	二	二十元	
福興久床子	賈恩久	二二	同	同	二	四十元	
鴻昌記	馬宗英	二四	吉林省	同	二	二十元	
三盛爐	李明中	五一	山東省	鐵匠	四	二十元	
興盛爐	王承業	五二	同	同	二	二十元	
曹家爐	曹漢清	六一	吉林省	同	四	二十元	
周家爐	周德林	二八	同	同	三	二十元	
義升合	陳延慶	四一	同	石印局	一	六十元	
中合石印局	杜維新	二六	巴彥縣	銀局	三	四十元	
滿床子	滿福元	三四	東興省	小飯舘	一	十元	
劉蔴花舖	劉玉峰	三〇	巴彥縣	同	二	二十元	
福興源	安景海	三三	江省	菓舖	三	六十元	

以上大小九十二家現時營業

(ロ) 新民鎭（舊木蘭鎭）

新民鎭は城周略ぼ東興鎭と同一の大さにて民國十年時代は可なり殷盛を極めたる事實ありたりと聞く然しながら此の土地背て紅槍會の核心地を爲したる關係にて商工本來の發展にも非らず且つ縣政の中心地となりし事もなく唯々其近在の小部落の日用品雜貨の交易上の利便を圖り商盛を誘致したるに止まる。

その主なる營業主營業種目使用人資本金を左に參考の爲に

字號	執事人姓名	年齡	籍貫	營業種類	櫃夥人數	資本	備考
廣源涌	楊德全	五六	山東北	燒鍋	一八	八百元	
萬興涌	樊繼文	四六	河北	同	一一	一千元	
永順和	雲精齊	四九	同	雜貨	三	一千元	
東興長	安慶福	四九	奉天	同	五	一千元	
萬發永	王山	四八	山東	同	四	三百元	
信益長	孫乃候	三九	奉天	同	四	八百元	
維興長	李卉閒	三八	河北	同	四	五百六十元	
信和長	商致和	三三	同	同	四	八百元	
厚記	楊子耕	三三	雜	雜貨床子	三	三百元	
張床子	張兆慶	二九	同	同	三	六百元	
吳床子	吳振德	二六	同	同	三	百五十元	
宋床子	宋捷三	四六	木蘭	同	一	百元	
孫床子	孫連捷	四三	河北	同	三	三百元	
樊床子	樊百年	四六	同	同	二	二百元	
王床子	王小日	四二	奉天	同	一	百四十元	
高床子	高凌柏	五五	河北	同	一	二百元	

傳元床子	傳明王	二八	巴彥	同	二	三十元
育生恆	李集長	三五	河北	餜食舖	三	五百元
李床子	李安甫	五三	巴彥	估衣床子	二	五十元
汪床子	汪樹棠	五三	同	餜食舖	二	五十元
史床子	史廣中	五一	河北	雜貨床子	二	百五十元
和記	王香五	五六	山東	油房	九	千元
和發福	霍天慶	四三	河南	藥房	四	五百元
複生慶	楊維國	二九	同	同	四	四百元
和發惠	李惠風	三五	同	同	三	二百四十元
王銀舖	王森義	五三	同	銀匠舖	二	五十元
陳銀舖	陳九發	三八	奉天	同	一	五十元
萬家小店	萬子修	二八	東興	小店	一	十元
林床子	林希賢	四三	河北	雜貨床子	二	百六十元
恒鎭福	蔡鎭福	五三	巴彥	鐵匠爐	三	三十元
同成爐	趙炳臣	四一	山東	同	四	五十元
鐵匠爐	照旗福	四七	同	同	一	二十元
佟錫舖	佟樹儀	五八	吉林	洋鐵舖	一	五十元
張錫舖	張東之	五二	同	同	二	十元
高木舖	高永祿	三九	奉天	車舖	五	二十元

永興長	劉玉才	四〇	本街	九拉床子	一	百五十元
清眞舘	張海泉	三九	奉天	飯舘	四	三十元
劉家舘	劉玉田	三一	同	同	四	三十元
高家舘	高德山	四八	同	同	四	二十元
宋家舘	宋玉亮	三七	山東	同	四	三十元
張肉舖	張鳳耀	四〇	吉林	屠戶舖	二	百元

第四項　氣候

本縣の氣候は黑龍江省齊々哈爾地方に比し寒氣强からずと雖も松花江沿革よりは寒暑の差大陸的强烈なるものゝ如くである。

溫度數量以華氏計算法爲標準

二十四節	陽曆月日	平均溫度	二十四節	陽曆月日	平均溫度
立春	二月四日	二十一度	立秋	八月八日	八十五度
雨水	二月十九日	二十六度	處暑	八月廿四日	七十八度
驚蟄	三月六日	三十五度	白露	九月八日	七十度
春分	三月廿一日	四十五度	秋分	九月廿四日	六十一度
清明	四月五日	五十度	寒露	十月九日	五十一度
穀雨	四月廿一日	五十五度	霜降	十月廿四日	三十八度

立夏	五月六日	六十度	立冬	十一月八日	二十六度
小滿	五月廿二日	六十四度	小雪	十一月廿三日	十度
芒種	六月六日	七十度	大雪	十二月八日	八度
夏至	六月廿二日	七十九度	冬至	十二月廿二日	五度
小暑	七月八日	八十五度	小寒	一月六日	十一度
大暑	七月廿二日	九十八度	大寒	一月廿一日	十四度

一年中最高溫度百度を超へ最低は零下稀に三十度を示すことありと云ふ。

本縣の地勢は前述の如くにして土質は腐植質殖土砂質壤土その大部分である。春期より夏期にかけて起る颶風が伴ふ蒙塵は空を蔽ふて天日爲に黃色を呈することがある。

夏期霖雨の際は河川の氾濫を見ること珍しからず、河川と雖も防堤なく奔流は意の儘に隨所を浸潤して我物顏である。

第二節 風俗

第一項 概況

本縣の風俗は北滿と雖も其牛耳を握る者皆南滿より（約十年乃至二十年）移住せし者にして特記すべきものはない。所謂人智未開朴訥にして日常生活も粗衣粗食に堪へ一ヶ月の食費一元以內の範圍に生活するもの大部分を占む、地理的に見ても周圍大縣に圍まれ、交通不便何等の近代文化の浸潤を見ず慣習も舊風を墨守して冬季の着衣は汚垢にまみれて光澤を發し夏季は殆んど半裸全裸にて悠々自適向上心もなければ、衛生の觀念もない、山村の隱遁生活の常として阿片吸引賭博に耽り可耕の未墾地豊富なるに反し貧にして懶惰乞食をなし居る者多き貧民集團小屋等の奇現象を呈して居る。纏足の陋習はさまで甚だしからず。葬式の際の泣女の猛烈なる一驚を喫する程である、由來此の地方婦女子少なく幼時許婚の特約を結び金錢物品を送りてその成女となるを待つ風習盛にして隨分貧困にして「男ヤモメ」で暮して居る者も見受けらるゝ。

第二項 種族

本縣の種族は大体民族別に見て次の如くである。

區分	種族別	職業別	戶數	人口 男	人口 女
滿族	漢族	農業	一、八五〇	四、六六四	三、八六五
		商業	九〇	二七〇	二三〇
		其他	七三八	八五〇	四七七
		計	二、六七八	五、七八四	四、五六二
	朝鮮族	農業	二、〇五〇	七、〇三〇	五、五二八
		商業	一〇〇	三五〇	二一〇
		其他	三三	七八二	七二
		計	二、四七三	八、一五三	五、九八八
	回々族	農業	一	三	二
	朝鮮族	農業	一六三	四四九	四九九
		商業	一	一	一
		其他	一	一	一
		計	一六五	四五一	八五二

第三項　衣　食　住

前述の如く農民その大部分を占め、豊饒なる土地を擁しながら匪害と懶惰性の然らしめたる處ならんも富豪と見るべきものなく且つ不在地主多く縣城内にも十字街に建築を爲さんとするもその地主不在の爲め交渉の術なき等全く貧民族を以て形成し居る觀がある。衣は藍色乃至黒の綿服一式にて隨分年を經し洗晒しの襤衣を纏ひ、食は包米を主食とし産米は皆販賣し粟、高粱を混食しチヤイリー多く肉食も少なく菜食にて過す狀態である。

住宅亦粗末極まる土壁製にて煉瓦造り瓦葺の物は僅かに一軒亞鉛葺二三軒を見るに止まる、屋内外不潔、汚水の排泄設備等更らになく代表的滿洲田舍狀景のサンプルを思はしめる。

第四項　家　族　關　係

一家の家長が最大權威者たることに變りはなけれども又老(太々)の勢力も見逃すことは出來ない。即ち北滿に女子少なく自然尊重されたる結果ならんも此の點は入殖年代新らしく殊に奥地にて匪害を惧れて婦女子の隨伴少なきに因由せしに依るものと思料せらるゝ、從て餘り豊かならざる家庭の三男四男は惠まれざること甚だしく遂に無賴の徒に走るものも出來たるには非らざるか。

第五項　娯　樂

娯樂としては更らになく冬季の賭博、阿片吸引を自然深からしめたる所以と見らるゝ唯笛を吹くもの麻雀を娯しむ者を散見すれども大衆娯樂機關として擧ぐるものなく强て娯樂とも見るべきは狩獵位のものか、今や建國成り安居樂業のモツトーを掲げて田舍の此の狀況に想倒する時、低級なりとは雖も民心の慰藉工作に一抹の寂寥を禁じ得ない。小人閑居して不善を爲すとかや、此言源何れの國の所産乎。

第六項　儀　式

○祭　禮　東興としては古き歴史もなく唯各方面より移住せし者の最も著明なる遺風として舊正月の祝祭を最も盛大に行ふ、各戸街燈を掲げ笛太鼓を鳴らし一年中最尤なる御馳走を爲し高脚節等盛んに爆竹を鳴らし歡喜に醉ふ、次は娘々祭(陰四月十八日四月二十八日)東興鎭のみにて城隅に四ケ廟堂あり、床子まで出て近郷の善男善女雲集して其祭事に熱中する。次は馬王祭にして(陰六月二十四日)以上を戌日祭と呼んで其祭禮を營む、尙此の外孔子祭(春丁秋丁)戊丁祭と人之れを呼んで最も嚴肅に行はるゝが常である。

○婚　姻　北滿一帶に婦女少なき風習として許婚の成約に依り男子より納采の儀に代る若干の貨幣財物を贈りてその成女となるを待つて結婚する、亦成人同志相當の財産ある者の結婚は男子より女子に少額の納采にて迎妻し、若し女子方貧困なる場合は相當生活保障までなすを通例とする。

○葬　祭　家長死亡の時と雖も在家三日を出でず其間親友に告知して冥鈔祭物を捧げて哀悼し葬埋の日はなるべく早朝出棺するを常とする然して哭祭焚燬には男子は馬女子は牛を供焚する、然して死後一週年の同日攷前哭祭を行ひ三ケ年にして即ち止む。

幼兒の葬埋は極く簡にして濟すを常習とするもの〻如くである。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

縣全体を五區二十二鄉に分つ區は數鄉を集めたる名稱である、區は單なる便宜上の區劃にして主として保甲制に依る保鄉區なる解釋を下すを妥當とする、鄉亦然りで鄉村政に對する籌備時代に屬し甲乃至牌（村）を細胞としたる集團を（乃至甲のみの）謂ひ、鄉公署もなく唯縣下僅かに一ケ所（五頂山）村公署の設置を見居るのみ他は保甲牌の直接機關としての警察署乃至分駐所より一般行政機構に脈絡し目下地方制度確立前の前提となして居る。

區名		鄉稱（二十二鄉）	
五區	1 東興鎭	縣城	十八戶屯　鄧家店　後頭屯　東之屯
	2 新民鎭	新民鎭	瓦盆窯　憑振德　十九戶　李芳屯　柯家崗
	3 趙家店	郝家崗	西北河　老爺嶺　姜家崗　陰福屯
	4 山裡大營	六合屯	小趙家店
	5 陳家崗	刑金崗	五頂山　陳家崗

村以下屯（聚落別表第一）參照

第二節　鄉村制度

本縣內に於ては鄉村制の確立未完にして其研究中に屬し大体に於て概ね左の數項に涉り確立上の基礎を措き銳意籌備を急ぎつゝある。

一、保甲制の確立を演用するの案

二、大家族主義の強固なる基礎的細胞組織を以て十家連法の小集團に誘導するの案（既に一家乃至一戶と一家族との間に大なる相異點あり一家族とし一周壁內に五組も七組にも達するありて其人數も三十人四十人を算するあり）

三、基礎的細胞の吟味として董以下の俚儘地の住家の併合（移轉）を如何に誘導するを可とするか。

四、鄉村統治の核心を爲す鄉村長教育の必要に鑑み之を如何に指導誘掖を試みるか。

五、鄉村區域の確立上基礎的要件として耕地の廣さに依るか、定住人口の多寡に依り如何なる範圍に區劃決定するを妥當とするか。

六、區村の組織（案）

區に區辨公所を設けて區長一人を置き其の人選は縣民の公選に依るか又は保長をして兼任せしむ、此の外助理員若干名を設け村（鎭）の公民に由つて推擧せられたる者とす、繁區には又副區長一人を設くることを得。

村には村公所を設け村長及事務員各一名を置き（鎭）も亦之に倣ふものとす、區村（鎭）は共に左の如き機關を設くることを得。

黑龍江省　東興縣

イ、區公所　　ロ、村公所(鎭)公所

第三節　自治制度

未だ本縣の自治制度の現れとしては特記すべきものはない、唯吾人の關心を要するは、由來民心等く上司頼むに足らずとして家族制度の完璧を期し內外の敵に對抗し來たりし遺風は自治の特異性と見做すことを得べく之れを如何なる連絡方法を基調として、中央政府と結成せしむるかに多大の苦心が依存すると思料する此の觀點より滿洲國の自治制度は創始すべきであると認識して着手すべきものであろう。

區村自治講習所設置

各區村鎭の自治人員及助理員等は皆相當の訓練を施して始めて其任に堪へる事が出來るのである。然らざれば折角の制度も功未だ顯れざるに害が既に伴ふであろう。

此の種の人員にして曾て學校敎育を受けたる者は素より之を人材登用上より見ても採用すべきで事變後各流浪又は死亡したる者も多かるべく且又現在政治機構の趨向も從前と相異するものが有るから、縣城に區村自治講習所を設けて夫々訓練を實施するものとする詳細なる章程は別に之を定む。

第四章　財政

第一節　概說

本縣の財政は遺憾ながら赤字を免れざる自立不可能の狀態である、上司曰く治安の確保を期する警備力は其縣自体の擔稅力に比例して決定すべきなりと又曰く財政の確立を見るに非らざれば人件費等は極力削減すべきなりと其命令の要旨故なきに非らざることは悟了する。

凡そ國家を形成する全体對部分の關係に於て必ずも各部分が健全体にして完全なる國家を期待し得可べきや否や殊に建國匆々にして天下亂麻の如き亂世の後を享けて漸く縣政の端緒を開きたる初めにして換言せば新世帶なりと云ふべく然して中央と地方とは向後親子の關係を保持して相互扶翼すべきものと思ふ、即ち人の親として其の子を見る或は健康なるあり、蒲柳の質あり、神經質あり、膽液質あり、多血質ありて各其得失あるを免れざるは事實なり是れに依り其氣根理根と兩親の金根に依り適當に壚梅して其敎養に心掛くるが如く國家は克く各地方の實情に則し貧弱なるは補强し警備を要するは警備力の充實を圖り、財政に敎育に交通に不平等なる補導工作に依つてこそ國家の平等化を企圖し得べく思料し得らる。殊に財政的將來に多大の期待を豫想し得る可耕未墾の沃野尙縣下の過半を占有し爾今大に移民の入殖を喝望し居る本縣の現在は財的に窮迫し居ると雖も前途は洋々として春の海の如きものあるを思ひ國家の隱忍なる補導と寬容なる雅量に浴さば比年を出でず財政的確立の具現を信ずるものである。

第二節　縣の歲出歲入　（大同二年度分）

歲入之部

種（稅）目	金額	備考
稅捐	一六、七一五円	
一、晌捐	一四、七三〇	
二、街基捐	五〇〇	
三、糧石	一、三二八	
四、營業捐	七	
五、居宅捐	一五〇	
國庫補助	二四、七〇〇	
借欵	一〇、〇〇〇	
合計	五一、四一五	

歲出之部

項目	金額	備考
縣公署費	一九、〇六六円	
警察費	二三、八〇四	
教育費	七、三四四	
電話局費	一、七一六	
合計	五一、九三〇	

不足　五一五圓

參考表（一）地方稅種目の變遷及課稅標準左の通り

稅目	課稅標準	稅率 十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	元年	二年
晌捐	每晌一元一角	八角	一等八角 二等五角 三等四厘	八角	八角	八角	一元六角五	一元六角五
街基捐	每文方	—	—	—	—	—	—	—

稅目	課稅標準	稅率
糧捐	原價每元	二分
營業捐	賣錢元價每元	四厘二
居宅捐	居猪每口	一角

參考表（二）大同元年度行政補助費

科目	年度別	金額	備考
警察費	大同元年度	三、七六八元	元國庫補助
教育費	同	一、四四二	同
保衛團費	同	一、八二三	同

參考表（三）大同元年縣民租稅外負擔之公費

種目	征收標準	金額	捐率
農會費	全境現有熟地一萬二千五百晌同	一、二五〇元	每晌一角
保甲費	同	二、一二五	每晌一角七分

第四節　財政々策

以上の項目に於て說きたるが本縣の財政の收支は相償はず財政々策の確立は喫緊の急務なりとは云へ支出の過半を占

むる警備費に於ては俚儻と山林地帶を包含する東興縣の治安は「濱の眞砂は盡くるとも東興の山奥に匪賊の種は絶へまじ」とこそ思はるゝ警備費の削減は覺束なく之以外一般行政費中の人件費は典則は運用を俟つて初めて光彩を發揮する運用の妙は人に存す斯く觀し來れば人事の整理は能率向上に至大の影響あるべく又財源の捻出にも餘りに少額である。斯く論し來たれば現在の行政削減は小額を除きては不可能且つ逐年增額を豫想さるゝ狀況にあるのである、故に財源を新に發見するの必要がある、それに付ては僅かに一萬八千晌の微租可能の稅收入をして尙縣下に散在する十六萬餘の可耕未墾の沃野を開發し土地の發展を策しつゝ稅收入の增加を圖るとき前途强ち悲觀の要なく、加之石炭の産出を豫想せられ森林地帶全縣下の過半を占むるその林産物の惠澤を加算する時本縣の財政狀態は餘裕綽々たるものがある、殊に本縣は水田現に三千天地に垂んとしてその租收入に於ても全滿如何なる作物も追隨を許さざる好採算にあるに於て益々多望なるを知る、此處に於てか暫行的に國家の補助誘導こそ本縣の將來の明暗を卜する要譯と思ふ。

第五章　警察治安

第一節　警察

事變前後に於ては警備隊の名に於て縣下の警備に任し居りたるもの警察隊と改稱せられ、尙警察署を各地に設けて保甲制激汚の前提としたのである、是漸く大同二年八月の事にして從來の給料の不渡を一掃し規律是正、服務嚴正、基本教練の教育等々に涉り全く舊套を脫して面目を施しその內容の改善を計り以前に倍する能力の發揮に努めたのである。

第一項　組織

警務局長は縣長の兼任を以て唯に警務指導官の配屬に依り辛ふじて縣警務の全般を軌したのである、超へて康德元年五月に入り警務局長の任命を見、警務局の下に警務、司法の二課を置き補ふに督察員を設けて警務局の確立を期し以下所揭の前年來整備の行政警察並に警察隊の統制に鋭意盡力しつゝあるのである。

(一)、行政警察

(1) 總員　四四名

(2) 編成　警務局—三署—二分駐所

局長　一　署長　三　分署長　二　署員　三十九名

(3) 裝備　小銃　二十九挺　彈藥　四百發　槍　十一支

(4) 素質

概して良好なるも文字を解するもの少なく將來行政警察員としての能力を具備するまでには講習會等に依り智能の啓發に努力せば眞面目にして質朴なる性質上の美點と相俟つて相當の期待を掛くるに足る。

(5) 訓練

(イ) 基本教練　日本軍及警務指導官の指導に依る

(ロ) 講習會　指導官の計畫に依り縣長以下の指導を受く

(ハ) 幹部教育　署長教育、書記教育を實施

黑龍江省　東興縣

(6) 活動狀況

(イ) 保甲制實施上の諸工作幣助

(ロ) 各地區治安上の責務遂行即門衛巡羅

(ハ) 自衛團の鞏化指導

(ニ) 行政警察員としての地方治安確保、並に地方施設の誘拔

(ニ) 警察隊

(1) 總員 七五名(臨時增員の企畫中)

(2) 編成配置 警務局—警察隊

區分	所在地	人員
縣公署—警務局—警察隊—警察中隊	城區	六
第一分隊	新民鎭	二三
第二分隊	趙家店	二三
第三分隊	城區	二三

(3) 裝備 小銃 七三挺 彈藥 二、二九五發 槍 一一支

(4) 素質

土着の農家子弟なるを以て概して良好、殊に年齡統一体格も良好にして歸順匪を含まず義務心旺盛にして討匪等積極的に活動する

(5) 訓練

(イ) 日本軍及警務指導官の基本教育訓練を受く

(ロ) 幹部教育を施し一般兵に及ぼし能力增進を計る

(ハ) 每天二三時間の復習演練

(ニ) 自衛團の指導鞏化に協力

(6) 活動狀況

(イ) 改編に循り優良分子を以て編組したる爲め其活動も積極的にして任務の自覺職務に忠實なり

(ロ) 基本教育修得後之れを自衛團指導誘拔に演用

(ハ) 行政警察員の要員たるべく修養に努む

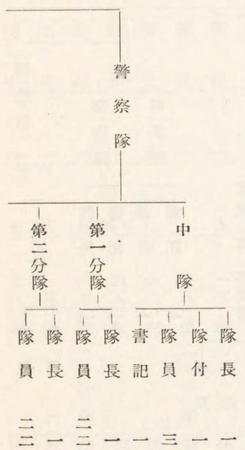

黑龍江省 東興縣

警務局組織表

- 縣長—警務局長—警務指導官
  - 督察員　一名
  - 第三分隊
    - 隊長　一
    - 隊員　二二
  - 警務課
    - 課長　一
    - 書記　一
  - 司法課
    - 課長　一
    - 書記　一
  - 警察署
    - 城區警察署
      - 署長　一
      - 書記　一
      - 警長　二
      - 警士　九
    - 新民鎮警察署
      - 署長　一
      - 書記　一
      - 警長　一
      - 警士　九
    - 趙家店警察署
      - 署長　一
      - 書記　一
      - 警長　一
      - 警士　四
    - 山裡大營分駐所
      - 分所長　一
      - 書記　一
      - 警士　四
    - 陳家崗分駐所
      - 分所長　一
      - 書記　一
      - 警士　四

東興縣警務局關係官員薪餉及駐在地一覽表

機關別	駐在地點	官職	警官數	薪餉月額	薪餉總額
警務局長	縣城	局長	一	一〇〇 辨二〇	一二〇
警務科長司法	同	科長	二	四〇	八〇
督察員	同	局員	一	一八	一八
科員	同	同	二	二二	四四
城區警察署	同	警長	一	二五 辨一五	四五
同	同	書記	一	一五	一五
同	同	警長	二	八	一六
同	同	警士	九	七	六三
新民鎮警察署	新民鎮	署長	一	二五 辨一五	四五
同	同	書記	一	一五	一五
同	同	警長	一	八	八
同	同	警士	九	七	六三
趙家店警察署	趙家店	署長	一	二五 辨一五	四五
同	同	書記	一	一五	一五
同	同	警長	一	八	八
同	同	警士	四	七	二八
山裡分駐所	山裡大營	署長	一	二〇 辨一〇	四〇
同	同	書記	一	一五	一五
同	同	警士	四	七	二八
陳家崗分駐所	陳家崗	署長	一	二〇 辨一〇	四〇
同	同	書記	一	一五	一五
同	同	警士	四	七	二八
警察隊	城區	中隊長	一	二五 辨一〇	四五
同	同	隊付	一	二〇	二〇
同	同	書記	一	一五	一五
同	同	隊員	三	七	二一
第一分隊	新民鎮	分隊長	一	一八	一八
同	同	警長	一	八	八
同	同	警士	二〇	七	一四〇
第二分隊	趙家店	分隊長	一	一八	一八
同	同	警長	一	八	八
同	同	警士	二〇	七	一四〇

第三分隊	城區分隊長	一	一八	一八同
同	警長	一	八	八
同	同	同	警士	二〇
				七
				一四〇

第二節　治安

東興縣の治安を按するに舊自衛上の紅槍會黃槍會なるもの漸次武力的勢力を增し自區防衛上の任務以外に强力なるものとなり縣は勿論中央等に於ても其弊害の憂ふべき兆候を見んとしたる際偶々事變勃發し反亂兵の遁入反滿不良分子共産系の蜂起等の系統を有する者從來の馬賊等と附和雷同して縣內に充滿し一昨年の候に於ては張甲洲一味にて其數三千と稱し其他綠林好、何士奇、張英武、曹德權、王墨林、長護等の頭目各々部下二三百名を率ひて橫行し慘害を猛したるため一般農民は塗炭の苦杯を嘗めて寧日なく一時は農民も匪化せんも計難き狀態であつたのである。

當時(大同二年三月十五日)縣城には僅かに百〇二名の舊警備兵を有せしに過きず爲に縣長は隣縣巴彥縣に救ひを求めたるも匪勢侮り難く遂に援を江省軍に求めたるも之亦枯抗すべくも非らず彼等の跳梁に委するより外途なく遂に縣城は烏有に歸したる有樣であつた。

次て縣長の許に參事官(初代吉川正登、池端敏)の任命を見るに及び此の危險暴露し食住の不自由を忍びて剿匪に專念治安の恢復に死力を竭し、他面疲弊其極にある貧民救濟に私財を投して夙夜奔命之れ努めたのである。

偶々大同二年八月警務指導官(初代青島慶太郎)の配屬と相俟ち通河に日本軍來駐して治安維持會の創設を爲し討匪治安を圖りたる結果治安は急速なる進境を遂け、內に警備兵の改編を終り新編成の警察隊の訓練を始め保甲制の實施自衛團の編組民間散在武器の回收等を完了し短期間に相當の成果を收めたのである。

將來此の狀勢を以て推移するに於ては大集團の匪賊の蜂起乃至襲來(可及的未然に剿滅を計る方針なるも)せざる限り縣內の治安は確保され延て政治的基礎工作の施設を見る可き狀勢を誘致したるものと云ふ事を得る迄に至つてゐる。

第一項　過去治安機關

東興縣自民國十年迄事變地方警備機關變遷一覽表

年次	名稱	種類	員數	附記
民國十年	保衛團	散在	不詳	各鄉自發的成立本芝縣公署の監督を受く
同十一年	堡防隊	同	同	同
同十三年	游擊隊	常駐	同	同
同十五年	自衛團	散在	同	同
同十六年	保衛團 山林砲手武裝營隊	散在 常駐	二〇〇 一〇〇	此の年東興設治局成立各鄉に保衛團編成 山林隊冬季武裝營に改む
同十七年	自衛團	常駐	三二〇	是年全縣自衛團劃一し十二隊に分駐各鄉
同十八年	同	散在	二〇〇 五〇〇	是年各鄉常駐散在を撤去し縣城に僅かに五〇名常駐せしむ
同二十年	同	同	同	同

東興縣民國自十六年迄事變駐防軍隊一覽表

年次	隊別	隊長姓名	員數
民國十六年	第七連	連長主子騾寰	一二八
同十七年	同第一營	連長崔夙山	五一二
同十八年	同第一營	連長張冠軍	三八四

第二項 匪賊狀況

東興縣民國十年より事變迄有名匪首並數日概覽表

年別	匪首彈號	人數	蟠踞地點
民國十年	海紅 黑虎	一五〇〇	磨盤山
同十一年	西霸天 青山好	一九〇〇	鳩冠碣子 青峰嶺
同十三年	訪賢 九戶龍	二〇〇〇	燕富 磨
	青山好 双俠		青峰嶺 燕富 磨
	天德		盤山
民國十五年	草上飛 跨海	一〇〇〇	青峰嶺 燕富
同十六年	大英孚 三省		磨盤山
	草上飛 九江龍	二〇〇	吳家營 黑松溝

年次	隊別	隊長姓名	員數
民國十九年	步二旅第三營	連長田中喜	三八四
同二十年	同二營第六連	連長陳國璽	一二八

一般狀勢

本縣の匪賊狀勢の過去を溫ねんか其匪數に於て將又其慘害に於て江省中の隨一に算へらるゝものと謂ふも過言でないのである。

即ち事變後に於ては反亂せる馬占山の一味殘黨が中央より追はれて遁入し之に各地區の自衛團を形成し居りし紅槍會黃槍會等迎合して不穩の擧に出て舊來の馬賊は各自自己の天下の如く振舞ひ一部共產系の不良分子亦反滿抗日の不穩なる行動に出づる等縣下擧げて匪賊の巢屈と化し縣城は燒かれ人民は殺戮强姦强奪等到らざるなく不逞の徒の蠢行の儘に蹂躙せられて喰ふに食なく、住むに家なき修羅の巷と化したるも憐れの極みであつた。

事變後匪勢概覽表

匪首	兵種別人員	兵器	蟠踞地點	出身	系統
張甲洲	步一、〇〇〇	快馱 七〇〇	呼芝、東興、巴彥	巴彥、七馬架	北京大學中途退反滿抗日の思想派
張英武	（張甲洲（別名平東洋）ノ父				
綠林好	步 五〇〇	快馱 三〇〇	東興、巴彥	巴彥、南下坎	舊來の馬賊
何士奇	部下ナシ同		東興、巴彥	不詳	匪首間を連絡し反滿の宣傳
明月	步 一五〇	快馱 一〇〇	慶城、東興	慶城	舊來の馬賊
双山	步 三〇	快馱 二三〇	東興、巴彥	山東	同
曹德權	步 二〇〇	快馱 二〇〇	蒙古山	巴彥、西集廠	政治的不平分子匪化
王曇林	步 二〇〇	快馱 五〇	木芝、東興	木芝、大樞	大刀會匪
長讓	步 不詳		不詳東興	北京	張學良系思想派

現在匪勢概覽表（康德元年六月現在）

匪首	兵種別人員	兵器	蟠踞地點	出身	系統
曹德權	一〇〇餘名	迫擊砲 二	蒙古山	巴彥、西集廠	政治的反變匪
		拳銃 一〇			
		快馱 五〇			

中華	一〇〇内外	機關銃 一	同	奉天省某縣	土匪
九占	六〇餘名	小銃 八〇 拳銃 五 拳銃 二 全部快愴	凤山、鐵驪、東興	鐵驪	土匪
不造忙	三〇餘名	小銃	巴彥、炮手會、東興縣界	奉天西豊縣	當爾郎の部下
北平東洋	五〇名	快愴	慶城那巴河	不明	土匪
合財	十數名	同	慶城、東興縣界	東興第四區	綠林好の部下
小東洋	八名	同	凤山、東興縣界	山東	不詳
黑龍	四〇名	同	巴彥、炮手會、東興	巴彥縣以下不詳	不詳
打一面	二五名	小銃拳銃	巴彥、老爺嶺、東興	綏化縣以下不詳	不詳

治安工作上の推移狀勢

之れに對して徹底的の彈壓を加へたるは昨夏八月以後であつて其主体を日本軍之れに次ぐは警察隊であつて江省軍も協力吝ならすと云ふ狀態で流石に猛威を振ひたる匪賊も或は剿滅、逮捕斷罪、部下離散稀に歸順に出でたる者もあつて縣下麻の如く亂れ、暗雲低く垂れて何日の日か王道樂土の天日を仰ぎ得可しとも思はなかつた僻鄙東興の地にも匪影漸く其後を絶ち現在僅かに東北縣境の密林地帶と蒙古山と巴彥縣炮手會に接攘し居る部分に敗慘の餘燼に蠢動する小匪賊の稀に出沒する程度にて一般より考察して治安の恢復實に隔世の感ありと云ふを得るに至つた。

然しと雖も治に居て亂を忘れずの覺悟と警備上の萬遺漏なきを期しつゝ緩々的に然して堅實に本格的政治機構の整備時代に入り官民一途協力して其緒に就きつゝある。

現在に於ける治安上の裝備

治安維持上の本則より保甲制の施行を急務と爲し昨夏八月縣下を五保に頒ちその中を二十九甲三百九十三牌と劃分したるを尙今年三月僻遠の地にて昨秋以來未着手なりし部落にも聚落調査を兼ね併せ悉く保甲制を施行し保甲の許に四百九十一牌を配するに至り全境隅なく淸鄕廓淸の目的に向つて形體の完きを期する事を得たのである。

組織一覽表

保名	所在地	保長	正副	甲數	牌數	戶數	男人口	女人口	計
第一保	城區	祈玉	馬德山	九	一四五	一、七三七	四、二八六	三、八〇八	八、〇九四
第二保	新民鎭	王振	魏廣生	六	一一一	一、一六四	三、二五三	二、三二四	五、五七七
第三保	趙家店	徐瑪	趙子符	五	一〇三	一、〇五七	二、七九七	二、〇三二	四、八二九
第四保	山裡大營	孫廷	孫擧	六	六五	六五八	一、八八一	一、四三五	三、三一六
第五保	陳家崗	潘文	王永山	三	六七	六九〇	二、〇〇三	一、五三九	三、五四二
計				二九	四九一	五、三〇六	一四、二二〇	一一、一三八	二五、三五八

自衛團の設立

黑龍江省　東興縣

保甲制施行に依る各甲内に自衛の意味を以て其住民中より可成青年(二十五才より四十才迄)の血氣盛なる者を選定しこれに闘志覇氣に富む團總をして統制せしめ出でては討匪入つては自區の安寧保全を圖らしむ。

組織一覽表

團別	所在地	正副團總	團員數			所有兵器數		
			團數	第一	第二	小銃	洋砲	其他
第一	城區	楊青選 王文起	九	一六四	一〇〇	四一	快槍	二八
第二	新民鎭	馬王振會臣	七	一四八	七〇	一三	二六	快槍 二六
第三	趙家店	任洪度康昌才	五	一五〇	七五	一〇	一七六	快槍 五二
第四	山裡大營	韓興林青林	六	四九	六〇	四一	一〇二	四六
第五	陳家崗	刑邵天綠才	三	九〇	四五	四五	七九	三七

宣傳狀況

宣傳に關しては縣治安維持會創設以來宣撫小委員會(左記)を設け治安維持工作の趣旨を理解せしむる目的にて佈告、書類、ポスター等に依り王道精神の普遍化治安確立に鋭意盡力しつゝあるも文字より繪畫、繪畫よりも講演の實効多きに鑑み努めて集會口演の方針を採りつゝある次第である。

殊に匪害激甚を極めて一般民衆も社會的不安裡に世の歸趨に迷ひ居りたる點より治安確立を見て樂土の具現に協力すべき認識に付萬全を期する爲めには建國是の認識不足が何よりも不利なる事に想到し第一期第二期の間機會ある毎に宣撫する所あつて所期の施設が圓滑裡に進捗したのである。

東興縣宣撫小委員會

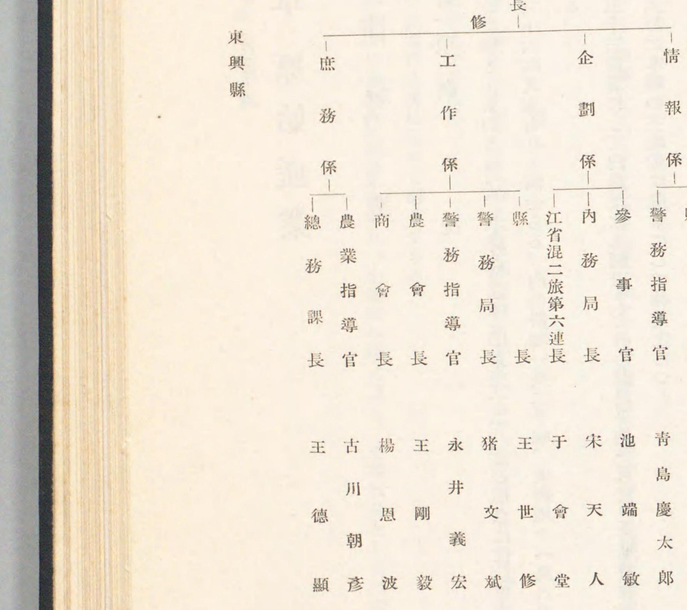

黑龍江省　東興縣

第六章　原始産業

第一節　農業

第一項　概況

本縣は松花江流域を北に離るゝ事約百滿里、北緯四六度三〇東徑一二八度の地点に位し東西百滿里、南北八〇滿里、面積八千方滿里にして三十六萬天地有りと稱せらる。内已耕地一萬二千晌、未耕地十一萬八千餘晌あり、他は山林、池沼、河川、市街地とする。

本縣の人口總數二萬五千三百餘にして内農民は九割以上を占め農民平均一人當已耕地所有面積〇・五晌にして可耕未墾地所有面積五晌に及ぶ故に本縣の主産業は農業にして林業之につく。

されど過去に於ける縣内農民の生活は軍閥政治の苛斂誅求と江省隨一を以て鳴る匪賊の跳梁に委ねられ只徒らに拱手傍觀するのみにして食ふに食なく着るに衣なく住むに家なき狀態にありたり。

然るに滿洲建國以來日に月に治安は確保せられ諸民其業に安んじ日と共に一般農民の生活は安定せられつつあり。

第二項　天然要素

一、地勢

縣下全般に亘り小興安嶺の一部に屬し、土地丘陵性を帶ぶ、北に朝陽山、滿天星山、五頂山聳え慶城縣境の山岳に連

り東に石門子山、三道硝子、摩雲頂子、亂紫頂子、牛心硝子等々聳立し鳳山縣境に連る西南に駱駝硝子、蒙古山を控え南部は丘陵性を帶びて木蘭縣に延ぶ、卽ち是等諸山に圍まれたる一大盆地を形成し木蘭達河其の中の水を集めて木蘭縣へ流下す。

二、氣象

縣内氣象に關しては記錄の存するものなし。

松花江、山林、縣内諸河川の影響をうけ夏期雨量相當にありて氣溫高し、晩霜、初霜、夏期氣溫、冬期氣溫、蒸發量降水量等すべて未詳なり。

されど現在當縣内に於て勃興しつつある水田經營の如き、又小麥作菸葉作の如き畑作物より觀察し、氣象條件良好なりと思惟せらる。

三、土性

概して第四期洪積層に屬する土地にして埴土及び砂質壤土よりなる。

縣内東北部山地は中生層古生層によりて形成せらる。

一般に縣内土壤は粘稠にして黑色孔竇量少く且つ土壤微生物に乏し、土壤成分としては窒素殊に石灰成分に乏し燐酸及加里は普通なり。

四、水

縣內河川の主なるものは木蘭達河、少陵河、白木楊河にして東部及び北部縣境に源を發し南部平地へ流下す、特に木蘭達河、少陵河は其の灌漑面積大にして水田經營は多く此の兩河川に沿ひて行はる。他に安邦河ありて東部縣境附近に源を發し大なる可耕未墾地を擁して北流す。

地下水としては見るべきものなく一般井水は量乏しく且鐵苦土、曹達等不溶解性鑛物質を含める不良水なり、されど北東部山間地は岩磐の關係上良水多し。

第三項　農業經營

一般農家は同一血統の者數家族一劃內に生活するが故に全部數家族の者共同にて農耕に從事す、農業經營法は之を大農、中農、小農、小作農に區別す、大農經營者は一戶當り百天地以上の土地を有し十人以上の農業勞働者を常傭し一部を小作農に貸付く、中農經營者は一戶當り十五天地乃至百天地を所有し概ね自作し十人以內の農業勞働者を常傭し農繁期のみ臨時農業勞働者を雇用し或ひは若干を小作農に貸付く、小農經營者は一戶當り一天地乃至十五天地を有し家族全員をして勞働に從事せしめ餘裕あれば日傭勞働者を雇用す、小作農は土地を有せずして一戶當り一天地より十天地以內を借地し經營す、借地期間は三ケ年乃至六ケ年以內とす。而して借地料は穀物を以て支拂ふ。

水田作　每天地　三・八石乃至四・二石(籾)

即三十八元乃至四十二元なり

畑作　每天地收量の1/5乃至1/6

右記小作借地料は各個人契約なるにより一定せず。

春秋二季は農繁期にして冬季は農閑期なり、常傭勞働者賃金は一ケ年六〇元…八〇元にして半ケ年宛淸算し短期雇用勞働者賃金は一ケ月十四元…十七元なり。

而して農民の經營法は穀物に對しては半粗放的、蔬菜類に對しては半收約的なり、耕作上の勞働には馬騾驢牛を使用す、農具は舊來中耕用に使用せられたる犁にして他に除草機、播種器、鎭壓器、調整器を使用するも作物に對する農耕法の實際に關しては之を改良せず依然舊態に甘んじ肥料は全然之を施すことなし。

土地肥沃なりと雖も窒素及石灰成分の缺乏は明かに之を認め得。副業として一般に養豚養鷄盛んに行はるれども殆んど總べて放飼にして之等家畜の恩惠に浴すべき方法を知らざるものの如し、故に一見經濟的にして流動資本の最少額を以て足るものの如き觀あるも、半人工的恩惠の大部分を失ひ且農業經營上の主體となるべき肥料及び家畜に對する觀念を甚だ等閑に附し消極的方法により自然の恩惠によりて農耕するが如き情態なるにより寧ろ實質的には甚だ不經濟なり

農耕用種子に就きては改良種子の購入、土質に適合せる作物種子の購入耕作、特定市場に對する特別農作物種子の購入等全然考慮することなく自家用種子にして不足あるものは之を購入、借用、交換し播種栽培す。今後治安の確定と世運の進展につれ諸業興隆の曉市場に於ける競爭は到底不可能なりと思惟す。

而して又現在農民の經營法は單一的にして大豆、包米、粟を主とせり、故に豊作にして生產過剩の折、兇作にして收穫不能の折、他に求むべき道なくして生活に窮迫す、よつて今後は農會等諸機關の督勵により單一的農業經營法より多角的經營法に移し、且改良種子の購入播布に努力させんとしつつあり。

土地利用のためには一毛作大部にして時に小麥、豆の如き二毛作をなすあり。

農家の金融貸借に關しては低利資金の融通機關全然なきため高利の金を借りて生活す、現金貸借期限は一ヶ年にして十二月末清算す。利率は五割見當なり、又水稻に關しては青田による貸借成立し、青稻予賣と稱し十二三割の利率より高きは二十割に達することあり。要するに一般農民の經營方法は天惠に依ることのみを冀求し努力するの意なし、農業の根本はあらゆる條件を必要とするも要は大地にあり、大地を愛するの心ありて初めて農業は盛大に赴くべし。

萬物總べて使用せば磨滅し消耗し消滅す大地又然り、愛なき大地に萬物蒼生の生育發展せるためしなし。

第四項　耕地及農產物

一、耕地

前述せる如く當縣下全面積中已耕地一萬二千天地、未耕可墾地十一萬八千天地、山林池沼市街地二十三萬天地と稱せらる、されど元來當縣下一般に亘り匪賊の跳踪熾烈にして安邦河、白楊木河附近相當の肥沃未耕地ありと稱せらるるのみにして幾何あるやを知らず將來完全なる治安維持下に於て前記兩河川流域の耕地實測の結果は可耕地總面積二十萬天地に重々すべしと思惟せらる。

土質に關しては前述せるが如し。

二、農產物

(一)水稻作

水田經營は今より約十年以前鮮人農民の手によりて初めて經營せられたり、播種作付、經營困難なるにも不拘、大豆の價格低落により滿人農民の水田經營に轉作するもの年と共に增加の傾向にあり、近き將來に於ける縣下農產物中主作物たらんとする形勢にあり。

前年耕作面積　每晌收穫量　全收穫量　（康德元年調）

一、〇一六晌　一二石…一八石　一三、〇〇〇石

每石價格　全產額

一〇圓　一三〇、〇〇〇圓

縣內水田等級別による地價、每晌收量、本年度作付面積表次の如し。

每晌地價、收量及び耕作面積　（康德元年度調）

土地等級別	上地			中地			下地		
村落別	每垧地價	每垧收量	作付面積	每垧地價	每垧收量	作付面積	每垧地價	每垧收量	作付面積
東三屯	七五元	二〇石	一〇〇垧	五〇元	一六石	一二五垧	三〇元	一二石	三二垧
鞠家店	六〇	一九	五六	四〇	一七	二七	二〇	一四	一二
十八戶	七八	二〇	一三〇	六〇	一七	一五	四〇	一五	一〇
五家戶	八〇	二一	五七〇	六五	一八	八〇	四五	一五	三〇
新民鎭	七八	二〇	一二〇	六〇	一五	九五	四〇	一二	四五
西北河	五〇	一八	二〇	三〇	一五	三七	二〇	一二	六
張大帽子	三五	一八	一〇	二〇	一五	一九	一五	一一	二六

五頂山	三五	一八	二〇	一六	四〇	一五	一三	四〇
滿天星	三五	一九	三〇	二〇	三〇	一五	一四	一〇

尙現在知られたる未耕地にして水田開墾可能地面積次表の如し。

未墾土地水田開墾可能地（康德元年度調）

村落別	上地	中地	下地	村落別	上地	中地	下地
	垧	垧	垧		垧	垧	垧
西頭屯	五〇	二〇	五	大櫃	六〇〇	二八〇	一九〇
新民鎭	一〇〇	—	—				
新民鎭河西	八〇	一五〇	三〇	合計	八三〇	四五〇	二二五

右表中大櫃は東興、木蘭縣境なるが故に當縣に於ける開墾可能地と見做す。

本年度に於ける水稻栽培は水の被害を受けざりしも相當の蟲害をうく藥品購入による害蟲の驅除、密植に過ぐる耕作法の改良、種子の精選等幾多改良の餘地多しとす。

(二) 畑作

價格低減したりと雖も他に餘力なき地方農民は如何ともする能はずして自家所有の大豆種子、包米谷子を耕作す而し殆んど常食用に供せるのみなり。

畑作物につきて昨年度耕作面積、每垧收量及本年度耕作面積を示せば次表の如し。

畑作物表（康德元年度調）

種類	大同二年度耕作面積	康德元年度耕作面積	每垧平均收量	大同二年度全收穫量
	垧	垧	石斗	石
大豆	二、六二〇	二、九二六	三、三	九、〇〇〇
小豆	四五	六三	二、七	一五〇
包米	二、〇〇九	三、〇三六	五、一	二、〇〇〇
高粱	四六六	四〇三	四、一	二、〇〇〇
谷子	一、七一八	一、六六八	二、六	五、〇〇〇
小麥	六六八	四九九	二、二	一、五〇〇
蕎子	一二七	九三	三、五	五〇〇
稗子	一〇六	一四一	三、四	五〇〇
	四六四	五二四	六、九	三、五〇〇

右表により明かなる如く大豆、小豆、包米耕作面積增加せるも收穫期に至らざれば明確なる面積を得る事不可能なり即ち七、八月の候資金難の故を以て作付後放棄し手入れし得ざる畑地續出すればなり。

小麥は赤銹病に犯され收量惡し、

されど現在に至る耕作に徵し明かなる如く驅虫法完全の域に達すれば當縣下小麥栽培可耕地少しとせず大麥又然り。

近く呼蘭に大同製粉會社設立計畫の報を聞く又哈爾賓麥酒會社の設立を耳にするの時小麥大麥の將來性は洋々たるものあり。

大豆に至りては完全なる諸機關の整備と共に改良種の配布利用法の考案、外國移出と相俟ち悲觀すべき將來性を有する物にあらず。

小豆は一般農家に於て「モヤシ」とし副食物に供す、包米高粱は常食とす。

(三) 畑作中特用作物

多角的農業奬勵の意味に於て重要なる作物なり特に本縣に於ては菸葉播種栽培適地たり得べしと推す。

本縣特用作物耕作面積收量を示せば次の如し。

特用作物表　（康德元年度調）

種類	大同二年度耕作面積	康德元年度耕作面積	每垧平均收量	大同二年度全收穫量	種類	大同二年度耕作面積	康德元年度耕作面積	每垧平均收量	大同二年度全收穫量
菸葉	一二垧	二六垧	四一〇斤	五、〇〇〇斤	蘇子	五垧	四垧	三七斗	二〇石
線・麻	三六	五二	四五〇斗	一八、〇〇〇	瓜子	—	九	五〇	—
小麻子	一五八	一七五	三八	七〇〇石					

中央政府に於ける外國煙草の奬勵ある折柄菸葉又將來性ある作物なりとす其の他麥酒用忽布の栽培等企劃し得べし。蔬菜類としては多く自家用に供し殘部を市場に出す。馬鈴薯各種蔬菜、西瓜等あり。

第五項　一般農民生活

本縣は紅槍會匪、大刀會匪の巣窟にして其の跳梁熾烈を極めたれども一般純農民は純朴の氣風をよく殘し滿洲國建國以來日に月に其生活を向上し各自其業にいそしめり。

されど生活向上發達せりとは言へそは數年前との比較的問題にして一般小作、小農民の生活は未だに眼を蔽はしむるものあり。

日常生活に於ける衣服は春秋二季は紺色木綿、綿入にて木綿シヤツを着す、夏季に於ては單衣服上下、冬季に於ては綿入、長衣、シヤツ三枚餘を着す。

食物は包米、粟粥を常食とし蔬菜を副食物とす、而して白米、麵、肉、卵等は節句に於てのみ之を攝る。

年間に於ける節句は皆のよく知れる所なるにより之を省略す。

尙農家の小孩子は馬、牛、豚の牧童として働けり、年間賃金馬一頭一元程度、牛五〇、六〇錢、豚一〇錢位なりとす。

一般生計費は成人四人子女三人位の家庭に於て年間食費百圓以內、衣服雜費合計五十圓乃至六十圓位なり。

次に農民生活情態年間收支出の一例を示さん。

(一) 鮮人小作農民

趙正佑——家族七人　（康德元年度調）

耕作々物種類	大同二年度耕作垧數	大同二年度全收穫量	借地料	水滝料	純收穫量	備考
水稻	三垧	五〇石	一一四石斗（每垧三、八石）	一一一石斗（每垧〇、三七石）	三七五石斗	籾每石金十圓也 白米每石金十一圓七十錢

大同二年度一ケ年間支出大約三百四十圓內譯左の如し。

起耕費	種籾費	除草費	收穫上ノ費用	打揚上ノ費用	精米料	運搬費	年間食費	家賃	雜費	出產稅金	大同元年度借金
七円五〇	一六円五〇	一〇円〇〇	二〇円〇〇	一〇円〇〇	六三円〇〇	六〇円〇〇	八八円〇〇	一四円〇〇	三〇円〇〇	一八円〇〇	五五円〇〇

尙之等の支出の外、東興居留民會費、水田會費、地方雜費等を支出す。

(二)　滿人小作農民

張福倫——家族八人　（康德元年度調）

耕作々物種類	大同二年度耕作垧數	大同二年度全收穫量	借地料	純收穫量	借金	備考
大豆	二垧	大豆 三石	一石三斗	八石七斗	ナシ	借地料は大豆包米混じて支拂ふ
包米		七石				

右收穫のみにては一家族中二人の年間食料にも足らず。而して右家族は勞役馬四頭を有し自己所有家屋に住む。家族八人中農耕に從事するは三人にして他は土木事業に又東興縣官吏として奉職し辛ふじて生計を支え得る狀態なり

(三)　滿人地主

初玉祿——家族二十人　（康德元年度調）

所有耕地面積　百三十垧

自作開墾垧數　九〇

小作人貸與垧數　一〇〇　一三〇

未開墾地　三〇

尙年間支出額內譯大約次の如し。

項目種類	大豆	高粱	粟	包米	小麥	水稻
大同二年度耕作垧數	三〇垧	一〇垧	一〇垧	六垧	二四垧	五垧
大同二年度全收穫量	一六〇石	七〇石	七〇石	五〇石	二四石	七〇石

農業勞働者雇用料	耕地費用全額	年間食料（牛馬飼料を含む）	年間支出稅額	備考
八〇〇元	一、二〇〇元	一五〇石（大豆包米粟）	三〇〇元	常傭人、九、平均六十六元を支拂臨時雇用者を農繁期を雇用

此の外家族雜費、地方雜費相當に支出す。

而して一般農民の生活は春耕貸款返還狀況より見るも其の生活狀態の窮迫せるを窺ひ得べし。

春　○貸款貸付狀況　（康德元年度六月調）

年度別	貸付總額	貸付戶數	擔保面積	大同二年度分元金返還戶數	大同二年度分利子納入戶數	備考
大同二年度	一七、五二七元	三二八戶	四、四四一垧	二戶	五九戶	
康德元年度	八、一七二	一六三	二、〇四三	—	—	

但し康德元年度貸付戶は前年度元金返濟せる者及び前年度借用せざりし者のみに貸付たり。

右借款戶數は農民中一小部に過ぎず大部は擔保とすべき土地少くして借用し得ざる狀態にあるなり。

第六項　農業團体及市場

東興縣城內に縣農會あり大同元年度の創立にかゝる、されど右農會は從來討匪のため入縣せる軍隊等の歡待機關にすぎずして事業の見るべきものなく有名無實一種の搾取機關にすぎざりき。

今次新に農會々章を決定し土地一垧につき十錢の會費を徵集し農會本來の使命遂行に從事しつつあり。

又縣下各地に水田會なるものあり。斯は水田經營者の集りて結成せるものにして水滝修理、水田監視、水爭問題等を處理せり。

其他見るべき農業團体なし。

市場としては縣內特定市場更になく糧棧と稱せらるるものもなし總て生產物は大車により巴彥縣興隆鎭又は木蘭縣に搬出して賣出す、尙農繁期縣城內中央街に於て早曉、日雇人賣買市場を生ず。

第二節　林　業

本縣主產業の一たり得るものなり。森林面積四萬垧を越え內約七割は針葉樹にして約三割は濶葉樹なりとす。

蓄積量は自然林なるに付密林の測定困難なるも現在左記の伐採を繼續すると雖、今後五年、十年にして森源涸渴する事なし。

每年伐木數量及製材額概表　（大同二年度調）

建築材	薪炭材	器具材	總材額
一六、〇〇〇根	二—三〇、〇〇〇佔磅	一〇、〇〇〇根	二六、〇〇〇根 二〇、〇〇〇佔磅

尙右表による總材額を消費地により區分せば左の如し。

木材消費額及市價表　（大同二年度調）

種類	消費額 當地	消費額 外運	市價 山價	市價 市價
建築材	六、〇〇〇根	一〇、〇〇〇根	每根五角	每根一元
薪炭材	一五、〇〇〇佔磅	五、〇〇〇磅	每佔磅二元	每根三元
器具材	一、〇〇〇根	九、〇〇〇	每根一元	每根一元五角

樹種の主なる物としては松、楡、楊柳、椴掛等最も多く十八種餘に及ぶ而して樹齡又五十年乃至二百年に及ぶものありといふ。

林業施設としては見るべきもの更になく唯山地に木材營二十ケ所あるのみなり、每營伐採苦力十五人餘を有す。

將來國有雜種林に編入せらるゝ地域を各自自由に伐木し呼蘭哈爾賓等の木材公司と隨意契約し搬出し居たり。

本年より縣公署佈告を發し濫伐を戒め森林法發布前の待機に善所し居れり。

尙森林副產物として產出する生產品左の如し。

森林副産物表（大同二年度調）

種類	生産量	生産額	輸出額
薬用品			
人蔘	二五兩	五〇〇元	
鹿茸	三、二〇〇	二五、六〇〇	
熊膽	一〇斤	一〇〇	
猪苓	一〇〇	四	
穿地龍	二〇〇	四	
皮張			
灰鼠	二〇兩	二、〇〇〇張	八〇〇張
黄鼠	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇
貂子	九〇斤	二〇〇	一八〇
雞子	八〇	一五〇	一四〇
野兎	一五〇	二〇〇	一〇〇

第三節　畜産業

牧畜を以て主業とせる者なし總べて農家の副業として家畜を飼養す。

家畜頭數表（康德元年度調）

種類	頭數	種類	頭數	種類	頭數	種類	羽數
牛	一七九頭	驢	四〇頭	鷄	四、九五六羽		
馬	四四六	猪	九口	鴨	一、七二八隻		
騾	二、二三四	狗	四、三二條	鵝	三九二		
	七		一、六六五				

第四節　鑛業

本縣の鑛産に付ては炭鑛區の發見あれども未採掘にて概況左の通りである。

種類	所在地	面積	稼業狀況
炭鑛	石門子溝	六平方里	調査完了未採鑛

附記　東興縣城東方十八支里石門子溝に三炭層鑛がある民國十九年呼海鐵路局より數十人を派遣して調査したる結果煤層五、六、七尺面積六平方里に及ぶと云ふ。

偶々康德元年七月十二日國防資源調査班第四班長加藤大佐、渡邊技師以下十八名來興し石門子鑛區の基本的踏査を爲し曩年呼海鐵路局に於てボイリングに依り試掘を爲したる各ボイリング跡に付當時試掘作業に從事したる人夫を立會せしめ發掘の炭質、土質、岩石類に渉り詳細なる調査を遂げられたのである。

之れに依り大体中生層朱羅紀に屬し概略左記の通り

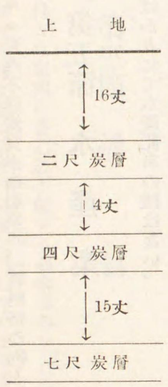

其廣袤南北六キロ東西不詳炭質亦撫順炭の二號同格の物と見做さゝ有望なることを知り得たのである。

第五節　水産業

殆んど三面山ばかりにて水産記事の種はない。

第六節　鹽業

これ又前節と同じく水産塩も岩鹽もなく錄すべき何物もない。

第七節　蠶業

該當錄事なし。

第七章　工業

工業として特記すべき程のものはないが前記都市の說明欄に於て燒鍋、鐵匠、銀匠の若干存することは工業と謂へば工業にて之れに林産物加工の操物を造り水杓子、スコツプ、机脚、茶入等の極く幼稚な手工業を散見するに止まる。

第八章　交通

第一節　鐵道

本縣は鐵道には緣遠く遙か百四十支里西北方を呼海鐵道が北に走破し居るを知るのみにて共利便より享くる恩惠は皆無と謂ふてよい。

第二節　水運

水運とても木芝達河の小流に依り其降雨增水の際多少流木を爲すことあるも水運として取り立てゝ擧くべき効用もなければ將來發達の見込もない、唯縣を出でゝ南すること百二十支里餘の松花江により受くる利便はあれども辛ふじて用便を辨ずるに止まる程度にて文明の利器に惠まれず水運にも緣なき雲外の邊境と謂はざるを得ない。

第三節　通信

通信の事業に付ては東興に姜乙庚と稱する名物男あり、之れに縣公署に此の土地出身の內務局長宋天人氏かあつて民國十六年早くも縣內四鄉に電話架設の企畫を爲し早くより電話に依る利便は如斯僻僻なる土地にも「アヽオサン」の交換

を爲したるもの丶如くである。

大同二年八月以降治安工作上の第一着手として警備網の完成を急ぎ、現在縣の内外を通じて左記の通話を完成したのである。(別紙附圖參照)

イ　縣外通話路線

東興—木蘭(東興鎭—新民鎭—大橫—公利屯—木芝)

東興—通河(東興—木芝—濃々河—通河)

東興—巴彦(東興—趙家店—窪興橋—龍泉鎭—巴彦)

東興—慶城(東興—趙家店—五頂山—廟嶺—慶城)

此の外巴彦縣公署を經て哈爾賓民政部辨事處との通話可能となり警備上の連絡に付大に意を强うしたのである。

ロ　縣内通話路線(別紙附圖參照)

縣城より

新民鎭　趙家店—姜家崗—陳家崗—五頂山　山裡大營—平房店　十八戶　張大房子

第一項　郵政

郵政に付いては民國十年三月十五日巴彦郵政局分局を城内双發興に設置し同時に魏文賦に代辨所經理の委任手當として七元五角を發給すと古い記錄がある。

超へて民國十九年四月七日興隆鎭郵政局分局に屬し從來一人の遞送にて往復四日を要したる不便に鑑み遞送人二人として往復二日に短縮して遞送の急速を計りたりとある。

郵便物の發着狀態を見るに哈爾賓より五日間を要しチヽハルよりは一週間を要する尙冬季雨季は停止され十日乃至甚だしきはチヽハルより十八日を要したる事も珍らしき事ではない。

電報勿論直通せず巴彦乃至木芝を經て滿文電報が辛ふじて通ずる位のもので中央等にて會議の通電が會議の終了した後到着する樣な事も稀ではないので縣當局も電報局設置に奔命中である。

第二節　金融

第一項　概況

本縣の金融概況を記さうとしても錄すべき何物もない。狩獵時代より農牧時代に入りたる初期に於ける觀がある唯々押地、青田、個人貸等の個人相互間に於ける貨幣の融通を爲し居るに過ぎず從て金融機關の設備は全然なく質屋すらもない狀況である。

第二項　通貨

本縣全體に於ける通貨の概數を表示して其住民數に對比し如何に貨幣時代の幼稚なるかを窺知して貰ひたい。

通貨　(人口二萬五千參百餘人に對し)

黑龍江省　東興縣

種類	率	流通額	沿革
國幣	一、〇〇	四、五〇〇元	建國後漸增舊紙幣を驅逐する形勢
金票	一、〇〇	二〇〇	自日本軍來駐討匪後始めて此種貨幣を見る
哈洋	一、二五	一〇、〇〇〇	本縣内は此種貨幣主位民國十九年著増
江洋	一、四〇	五、〇〇〇吊	
官帖	一、六八吹	八四〇、〇〇〇	
銅貨	八〇〇	八〇〇、〇〇〇	

第三項　農村金融將來の對策

本縣は農村の金融機關前述の如く唯大同二年以來の春耕貸款一七、五二六元と康德元年新規增放額八、〇〇〇元を得て軟々秋眉を開きたるものゝ如くなれども前年の返還期に於て任意辨濟の可能性ありし者は僅かに二、〇〇〇元以内に止まり其償還能力より考察して將來餘程考慮する必要を痛感するものである。

凡人と物と貨幣の三要素に於て經濟上の觀點より人物優れたりと雖も金無くて事業興らす如何に特異性の沃土に惠まれつゝありと雖も人と資本の調和を得ずんば如何ともする事與はざるは現在の東興の惱ではあるまいか。然して細民を以て大部分を占むるに於て先づ金融機關の設置の急を認むるものである、殊に個人貸借の利率高きは年六割五分以上十割のものありと云ふに至りては低資の移入に待たずんば東興を起死回生せしむる事不可能なりと斷言するに憚らぬのである。

第十章　教育及宗教

第一節　教育

本縣の教育概況としては其認識も深く向學心旺盛なるは事變後日尙ほ淺きに不拘舊校復活生徒數の增加著しく此の點多大の期待を以て他日を約束する事を得るものと信ずる。

今開校數より生徒概數に及び一覽表を左に揭げて參考としたい。

東興縣立校學一覽表

校別	校址	級數	學生數	成立年月日	事變開校日	附記
第一高初小學校	縣城	高一初二	一一六	前清宣統元年	大同二年二月	舊木芝縣立第四初級小學校
第二高初小學校	新民鎭	高二初一	一〇七	同二年	同	舊木芝縣立第三初級小學校
第一高初女小學校	縣城	高一初二	九八	民國十六年	同	
第一初級小學校	五頂山	初二	八二	同十五年	同	舊木芝縣第五初級小學校
第二初級小學校		一	四一	同十八年	同	
第三初級小學校	西北河	一	三七	康德元年	同十二月	舊西北河太極慈善義務小學校
第四初級小學校	姜家崗	一	二八	同	同	
第一初級女學校	新民鎭	一	五三	民國元年	大同二年二月	舊木芝縣立第二女校

第一項　建國後に於ける教育方針の確立

教育方針の確立を急きつゝある反面建國前と特に相違する點は一般民衆の教育に關心を高めたる事にして就學兒童の激增顯著なること殊に地方部落に於てさへ縣城に寄宿せしめて修學するもの部落毎に學校新設を急ぐもの等極めて良好の動向を示現しつゝある狀態である、縣當局亦教員の人選に重點を採り學費全免、村立を可成縣營移管日本語の學科を置いた事、新教科書の採用に皆りたること、日々にその改革に專らにして、新國家の認識を深めて王道政治下の文化開發に資する所產業開發と相俟つて本縣の二大項目として銳意努力しつゝある。近く新年度より縣公署に教育股を設け股長を置き此の部門の整備に入らんとしつゝある狀況である。

補習教育の實施

民衆補習教育は大約、識字訓練、公民訓練及職業訓練の三種に區別して暫行的教育是としたい。

一、識字訓練

公民訓練の方法として民衆補習學校を各學校内に附設し放課後教室利用して教練に衝り同時に各機關及學校が各自に積極的に公民訓練運動の宣傳をなし一般民衆に刺戟を與ふ。

二、職業教育

成年者乃至未成年者に對し生活上職業上必要の知識及技能を教育課目となし國民常識補習に資する。

第二項　社會教育

社會教育施設として擧くべきものはなく、唯々治安維持宣傳の機會を利用して一般民衆に社會狀勢に就いて座談的に講演し社會教育の普及を計つて居る程度である。

第二節　宗教

第一項　概況

近來一般民衆生活の疲弊困憊せる爲に眞に精神生活に入る餘裕もなく從て宗教もなければ道德もなく、隨つて宗教本然の實体觀念に觸るゝ程の宗教其の物の發達は認められないのである。廟教會も萎微衰退を免れない狀態にして、僅かに在家裡教に依る信者に於て食事等に於て禁慾節制を散見する位のものである。

第二項　種類別

（康德元年六月調）

教名	教徒數	教名	教徒數
佛教	五	基督教	二三
道教	八	理門	六五
回教	二二		

第十一章　社會事業

第一節　概說

黑龍江省　東興縣

縣民の八割は貧者の部類に屬するけれども一般が經濟文化の刺戟に於て極めて鈍感なる爲め、粗衣粗食も意に介せず單なる運命感に依り斷念で居ることも窺はれる、編者試みに東興の地方の主腦人物に左の問を發したる處「東興は肥沃なる可耕未墾地の多きに比し乞食の多きは何故なるか」かと之れに答へて曰く教育程度低きため一般貧困者も經濟的向上を念ふなとのことはなく「沒法子」を定め込んで居るのであると。

乍去本縣の牛耳を採り居る者は概ね南滿よりの移住者にてその志厚く慈悲心に富む者等の發企に依り左の施設を見て居るのである。

第二節　施設機關

一、慈　善　會

1　起　原　民國十八年一月成立

2　重要人物　正會長　楊品三　理事長　吳振江

3　事業概況　民國十八年一月義務小學校一設立、大同元年十一月貧民粥廠設立爾來繼續大同二年五月南門大橋架替修築

二、道　德　會

1　民國十七年一月成立

2　重要人物　正會長　許鳴岐　副會長　佟伯權　名譽會長　宋天人

正理事長　潘忠義　副理事長　張永清

3　事業概況　民國十七年一月義務女子小學校創設大同元年六月黃槍會の災危に遭ひ校舍燒燬大同二年二月開校

三、遊民收容所

1　起　原　民國十三年三月に於て木蘭縣佐署の批准を奉して成立す。

2　重要人物　左金龍

3　事業概況　成立以來一定の組織無之亦經費も無し毎年用度に從ふて每戶施粮石を求めて一切の維持を計る。

每年收入平均　雜粮石　十五石位　現に新民鎭に一個所、入所人員　八名

四、社會事業に對する將來の方針

建國事業の補助工作として成人教育の必要なるは贅言を要せざる處なるも殊に僻鄙未開の本縣に於ては特に然りと思ふ一般民衆の習性として暗愚盲昧にして附和雷同性に富み先年黃槍會等の蜚盛を極めたる當時は立派なる既墾地を捨て鋤鍬を投放ちて其會合に走り以て天上の樂土に入るを念願せる事實地方巡視に依り既耕地の再荒蕪地と化したるを散見するに徵しても社會成人教育の重要性を痛感する。

即ち御大典紀念事業中にも公會堂建設の企畫あり文書に依る宣傳に依るも文字を解せざる民衆に對しては百の宣傳文も馬耳東風なるに地方宣傳にて講演を爲せば克く傾聽する体驗を有する曾て縣下五頂山部落に於て青島指導官二時半古川農事指導官三時半の講演を續行したるに一名の脫出者を見ず然かも六月向暑の節清聽して最後に出問を發する等の熱

心なる動向を觀得して將來は百文は一見に如かず一見は尚一聽聞に如かざる要領にて努めて宣傳的講演行脚に依り國家觀念よりする社會人の訓化に奔命すべき方針である。

第十二章　衛生

第一節　概說

本縣は山林地帶その過半を占め山間は水質もさまで不良ならず滿洲國到る所水質不良よりする惱みは餘程緩和され居るものと謂ふことを得べく乍去民度低く衛生思想極めて薄きため夏期に於ける傳染病四季を通して眼病花柳病に犯され居る者可なり多數存在する事否定することは出來ぬ。

衛生思想の欠陷と醫療機關の不備は益々一般民衆を非保健的に闘病難に追ひ込んで居る譯で爲に天壽を全ふすることなく夭折するもの、傳染性疾患の豫防の點に於て不慮の災危を蒙ること尠くないのである。茲處に縣當局も考ふる處あり、春秋兩季清潔法を施行せしめ種痘を勵行し傳染病の發見には極力蔓延防止に努むる等、衛生的宣傳には醫療藥品の給與に到るまで努めて一般民衆の保健衛生の爲に留意しつゝある。

第二節　機關及醫藥業

本縣に於ける衛生機關は零である。唯僅かに鮮人の季和一なるもの東省醫院を開業し他は滿人醫師左表の通り開業し居るも一般民衆の衛生觀念と經濟的關係にて治病の爲に積極的に診療を乞ふもの稀にして愈々病膏肓に入りて始めて其門を叩く有樣である。然し舊來の迷夢より覺醒して祈禱禁厭より醫術に依る治病に轉向しつゝある動向は認められる。

醫師數	藥店數	備考
滿醫　一四	滿人藥店　一二	鮮人醫師は西洋醫學に依る斬新なる施術なるも滿醫は診療投藥共に漢法醫なり
鮮醫　一	鮮人藥店　一	藥種亦同樣なり

第十三章　結論

東興縣の形而上形而下の概略を蒐緝して、その終篇に到達した譯であるが、本誌劈頭に於て述べたる「光は東興より」と云ふモツトーを以て孜々として努力し其具現に奔命しつゝある。

人或は謂ふ「滿洲國成立せり」と、が然し吾人は未だ此の用語必ずしも當らずと思ふ寧ろ滿洲國生れたりと謂ふてこそ蓋し適言ではあるまいか。

世上人の生死に於ても〇〇偉人逝く又は△△巨星地に墜つ等々と、偉人學者の死は口に筆に讃美すれども、偉人賢者豪傑の生れたりとの風評は一度も耳にしたる事はない。國家亦然りであると思ふ、然るを滿洲國に就いては、餘りにも宣傳が大袈裟にて急激なる發展、基礎鞏固、其整備に驚嘆等々最大級の賞め方にてこれでは少し「買被り」過ぎはせぬかと思ふ唯生れた計りの「赤子」にしては多分に優秀なる素質を具有して居るから其補導良ろしきを得れば相當なる將來が

約束されると見る位が最も適當ではあるまいか。

今試みに滿洲國を人体に譬へんか、奉天は頭で、この頭たるや舊軍閥の惡臭、汚染を一度滿喫した、何んとなく麪芥を通して物を見る感じのする古びたそれで新京が心臟、其心臟も舊來のものを改造して新國家向に補强劑を頻りと注射して漸く物にせんとして居る、それから哈爾賓が睾丸と見るならば北滿は兩脚に相當すると思ふ、將來世界の本舞臺に飛躍を試みんとするならば此の兩脚(即北滿)を確乎と踏張らねば到底物にはならぬと考へる。

少しく話は脇道に這入つて仕舞ふたから序に「都會と英雄」と云ふ事に言及するならば、大阪は大閤秀吉の開く所となり、東京は太田道觀の居城としたりし由來を尋ねて如何にも自然を征服したる偉人の面影を偲ぶことが出來るが、今此の滿州國に於ても他日日支事變を契機として齎されたる大滿洲建國に何物かを遺さねばならぬと思ふ。

然らば何れに其指向を措きて進んで可なるか、それは「光は東興より」と此の一語に盡きると思ふ(各縣も同樣此の標語のスローガンが適用可能と信する)即ち最も虐げられたる農民の眞の伴侶となり其實生活に飛込んで民力の伸暢、民族融和に大慈悲を以て臨む時「お椀の帽子に藁靴」の民衆より歡喜の叫を聽くことが出來ると思ふ、總ての王道政治の機構は皆此の精神より割出される、曾て野田大魂翁が鐵道大臣たりし時鐵道敷設五十年祝賀の席上に於て懷して句吟せる

寒暑經て今日咲く花の五十年

吾人はこの五十年を待たで花を咲かすべく努力するにあると結んで置く。

熱河省豐寧縣

參事官代理　尾田定顯

第一章　總說

第一節　縣歷史

事變の爲め燒却せられ殆んど縣史に關する書類なし。周の言に依れば次の如し。豐寧地方は以前は土城子と謂ひ、乾隆四十八年に「豐昌康仁」と云ふ意味の文字から豐寧と云ふ言葉が生れたものと想像され、當時八百餘村ありしと。宣統元年に隆化縣も其の中に增設せられ、人口八萬五千數百人も居りしと云ふ。

東に隆化西に黑河、北に察哈爾省南に灤平を併せて約八千平方粁なり。事變以後匪賊の橫行により人民は大部分北京或察哈爾に逃亡す。昨年皇軍の入城以來は大道に出でゝ商店を經營しつゝあり。

大同二年十二月十四日黑河地區の討伐に依り舊獨石區を併せ、該地は現在人口五萬六千、面積百平方粁（現在大灘西南地區は威令行はれず）にして王道政治の曙光に觸れ臣民綏々嬰々として業務に邁進しつゝあり。

滿洲國地方事情

熱河省豐寧縣略圖

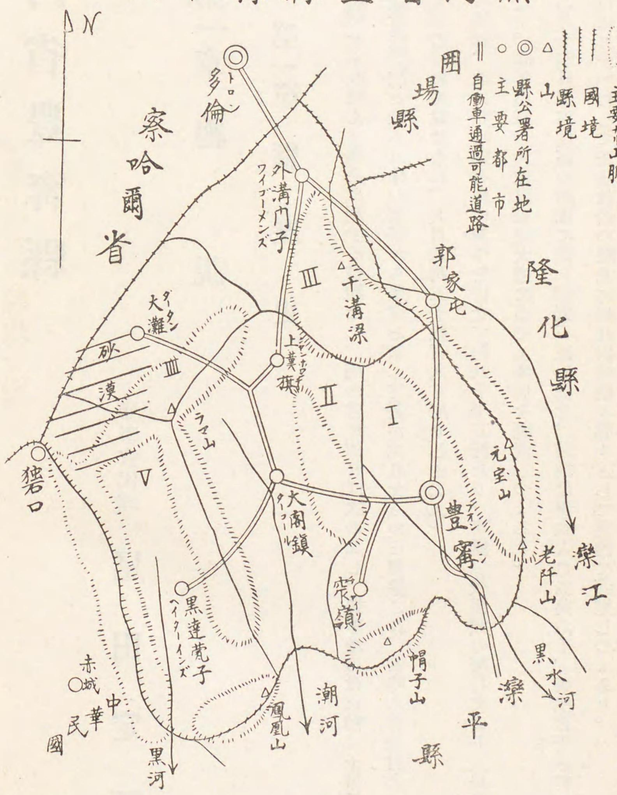

第二節　建國以來の縣政一般

建國以來も匪賊跋扈せしため大部分は滿洲國の建設を知らず、熱河聖戰に伴ふ政治工作に依り縣民の混亂狀態も日滿軍の入城以來逐次恢復した。當時大閣鎭には湯玉麟ありて豐寧縣の情勢も危ぶまれたが、騎兵〇〇隊の絶大なる警備工作に依りて自衛團の設立を見、匪賊も察哈爾省に追はれ十月以降縣の大部分は平穩なる姿に歸つた。

第三節　縣制及官公吏

第一項　概況

豐寧縣は前淸國の傳統により漢人と蒙人とを使用し、縣長が之を統轄する。民國二年に現在の組織が出來て二科四局を設け、縣長は司法事務をも執り、昨年參事官赴任以來縣政全般に就て縣長を補佐す。警務に關しては指導官之を補佐す。尙事變當時有望の士は縣外に逃れ、縣當局は寄せ集めの憾あり、近くこれを整理せんとするの狀態である。縣公署の位置は縣の東南に偏し居れるを以て將來大閣鎭に辨事處を置く意向である。

第二項　縣公署組織及權限

縣政全般を統制するために縣長あり、參事官之を補佐す。所屬員を指揮監督す。

二科(第一科總務に關する事項第二科會計、國稅、經理、經費、一般關係)及承審處警務、財政、實業、敎育局等を置く。

科に科長、局に局長を置く。科長は所管事務一切を司り承審處は民事、刑事、訴訟、審判の事項。

警務局は指導官の指導の下に警務、緝捕、消防、防疫、衛生等の事項。
財政局は地方徴收經費に關する一切の事項。
實業局は農林、工產、水利、道路、橋梁工程及其他建設事項。
敎育局は學校、敎育、其他文化事項。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

豐寧を四の行政區に劃する。各區に警察署、分所及派出所を置く。昨年十一月以降新に第五區を增設し之に警察署を設く。

第二節　鄉村制度

鄉村制度は牌を以て主となし村民全体が村長副村長各一名宛を選擧す。其の中に百家長、十家長、及若干長を設け村の公共事業官公署の命令傳達等に任じつゝあり。地方の習慣に依り牌頭を傭ひて執行せしむる事もあり、牌にも大中小ありて同じからず。第一區一〇三牌、第二區一一四牌、第三區一三牌、（前蒙古地で土地の習慣により大きな牌あり）第四區三六牌第五區は大体四、五十牌ありて詳細は調査中である。合計三三〇牌位である。

第三節　自治制度

民國以前は偕措き民國十八年に全縣を七の自治區に分ち、各區に保衛團を設け團長、甲長牌長を任命した。又各村より甲丁を出して附近の保安に任し、民國十九年頃各區毎に一名自治研究所へ、地方有力者及關係者集り地方自治を相談した。民國二十年若干の保衛團を整理せしも熱河聖戰以來人民は逃亡し、賊軍の前には殆んど無力であつた。大同二年五月保衛團を自衛團と改め治安に任じ、豐寧縣自治体は別記の如き組織となり現在に至つた。總括するに治安維持方面に關しては若干の勞苦を認むるも自治制度の主体として殆んど取るに足らぬものにして、之がため將來保甲制度實施に就き研究中である。

第二章　地誌風俗

第一節　地誌

第一項　位置地勢

豐寧は滿洲國の西南部熱河の西端に位し。

方位　東緯　一一七度四分（老阡山）　西緯　一一六度（獨石口東方東棚子）
　　南緯　四一度一分（烟甬溝梁附近）　北緯　四二度（森吉圖）

熱河省　豐寧縣

面積約一萬平方粁、縣城は東緯一一七度二分・北緯四二度二分に在り縣内第一の都市である。

邊界西北方に察哈爾を控え東北方には圍場縣・隆化縣・西南方には灤平縣と境し大体の地形は別紙要圖の通りである。大灘方面(西北方)の沙漠平原を除く外全縣山岳地帶にして比厚五〇〇米より二千米位のもの重疊し山脚に河流れて若干の河川の侵蝕作用に依る砂礫地又は平原を見るのみである。他所の例に漏れず山地には數ケ所の森林地帶を除く外殆んど禿山にして、雨期に於て雨降れば忽ち一瀉千里の勢を以て大洪水となる。昨年日本軍の自動車數台縣城南方の合流點に於て俄の增水のため瞬時にして數百米押流された苦き經驗を有する。尚大閣鎭の西方紅湯寺附近及黑河地區の塘子廟には二ケ所の溫泉も湧出で、此の邊の風景は絶佳にして他に比類を見ず。

第二項　人口

前に述べたる如く戶口に就ては詳細に記述し得ざるも治安確立と共に逃亡者も逐次皈來し、本年三月の戶數調査の結果を記述すれば左の如し。

總戶數　四五八六五戶　總人口　一一七五九五八

(但し第五區の三道川以北を除く)

國籍別にすると

日　人　男一四名　女四名

外　國　人　男一名(比國)

滿　人　一一七五七六名

第三項　主要都市

豐寧縣主要都市は事變前までは相當匪賊横行して昔の隆盛時代の面影なかりしも、熱河聖戰以後は着々復舊事業を遂行し都市としての外觀を整へつゝあり。尙以下概略を說明しよう。

イ、豐　寧

豐寧は第一區に屬し縣の東南隅に偏在し、縣公署の所在地にして行政敎育各方面の中心地である。四方山に圍まれ其の間を流れる川の土砂に依り構成されたる四百平方里の盆地の上に在り、縣城の面積は東西二支里南北三、五支里である。清朝時代は此の地を土城子と稱したが乾隆四年始めて豐寧縣と改稱せられ、縣公署の所在地となつた。交通上の重要地點にして、商業地であり、以前は中國方面とも相當貿易盛なりしも事變後杜絶し、工業方面は主要原料なく何等の主要物産もなく、其上金融困難にして金融機關の設立に就ては非常に切望されてゐる。(以前は興業銀行の支行あり)行政機關としては、縣公署稅捐總局鹽務局分下電報局等。敎育機關としては男女初級小學校あり、尙童子團もある。民衆敎育機關(計畫中)には天主敎の敎會あり。縣城内二三ケ所の廟を有し、公共施設は慈善、理善、事業を目的とす。又屠殺場の施設及倉庫等あり。法團としては商務會農務會(計畫中)等。尙商民の生活正常に復すると同時に町會の如き自治体を組織する樣企劃中である。其人口は次の如し。

總戶數　一一五〇餘戶　總人口　三八八〇人

ロ、大　閣　鎭

第二區に屬し、縣城を距る西方約百四十支里、黑達營子、大灘、上黃旗、外溝門子方面への政治、交通上極めて重

要なる地点にして事變までは粮棧二ケ所もあり、豊寧を凌く大都市であつた。附近の平野は豊寧よりも廣く土地又肥沃なるも昨年九月まで湯玉麟等に荒され、復舊の事業も豊寧城より立遲れの感がある。然し漸て舊態に復するだらう。原は察哈爾省、中國方面等の取引の中心地にして商工業共に非常に殷盛を極めたりしも現在は豊寧城の如く各商工業及金融は極めて切迫し、其の窮迫狀況は豊寧より甚しきものあり。行政機關としては警察署鹽務分下郵政信櫃代辦所稅捐分局地方稅分局自衛團區本部等あり、敎育施設としては完全小學校、小國團等あり。宗敎關係には天主敎回敎の二ケ所の廟及紅卍字の支部がある。公共施設としては何等見るべきものなし。商務會は町の行政方面に非常に力を致しつゝあり。

總戸數　約一千戸　　人口　三千二百餘人

ハ、波羅諸

第一區に屬し豊寧の東南方灤平との縣境附近にあり。其の間の狀態は大体豊寧と等しきも、行政機關としては第一警察署第一分署稅捐分下郵政信櫃自衛團第三區本部あり。敎育機關としては以前小學校の設備あり、近々開校の豫定なり。廟も二三ケ所あり。附近には石灰西方には砂金の產出あり、

總戸數　四二〇餘戸　　人口　一〇八〇人　　商戸　五戸

ニ、上黃旗

第一區に屬し、縣の東南方に位し灤平と境を接する市街にして風景絶佳、土地も肥沃なり。住民も豊寧と多少氣風を異にし、行政機關としては第一警察署第二分所稅捐局分下郵政櫃及第五區自衛團本部等あり。以前は小學校も二ケ所あり、附近の交通の中心地なりしも此の邊は匪賊久しく蟠居し相當匪害を被つた。宗敎方面も相當盛にして天主敎の信者も相當ある。

總戸數　三九〇餘戸　　人口　一〇六〇餘人　　商戸　三戸

ホ、大灘

第四區に屬し縣の西北方に位し、察哈爾省方面に對する國防上重要なる地點である。地勢は別記要圖の通り廣漠たる大沙漠にして以前は牧場もあつた。土地又肥沃にして自然に生する油麥も相當の產額を有し、昨年第二區第四區等事變に依つて荒され食ふに食なき際に於ても縣内に供給して居た。將來農場等の施設に付いても大いに考慮すべき地にして目下調查中である。該地は蒙古方面との關係深く、氣象に就ても他所と異なり外蒙に類似せり。行政機關としては第三警察署自衛團分下第五區自衛團本部あり。此處に特筆すべきは第六區自衛團長の馬裕祥氏は勇猛にして率先先頭に立ち二百數十名の團員を率ひて治安維持に偉大なる貢獻をなしつゝあり。

總戸數　約一〇〇餘戸　　人口　約三三〇人　　商戸　數戸

ヘ、黑達營子

第五區に屬し縣の西南方に位し察哈爾省方面との商取引の中心地にして國防上重要地なり。(附近の地形は帶狀の盆地にして黑達營子の北方三十支里の所には沽源縣政府があつた) 土地肥沃なるも昨年宗哲元軍の橫行により極度に荒廢せり。行政機關としては大同三年二月第五警察署を設けたるのみ。其他に就ては目下研究中にして、此の邊は察哈爾方面よりの出稼人の新開地にして、大同二年十二月討伐の際滿洲國の設立せられたる事及日本軍を始めて知りたる

狀態である。附近には自衛團等設立され小學校の寺小屋式のもの及廟二ケ所あり。

總戸數　五〇戸　人口　三五〇人

商家なきも北支方面よりの行商人多數往來せり。

第四項　氣象關係

本縣の氣候は大体他縣と異ならず。山岳地帶なる故大陸性氣候にして非常に變化多し。先づ各月の溫度を見るに左の如し。

節	晴雨	月日	最高溫度	最底溫度
驚蟄	晴	三月六日	四度	一十二度
春分	晴	三月廿一日	八度	一三度
晴明	曇	四月五日	十二度	一一度
穀雨	雪	四月二十日	十三度	一十二度
立夏	晴	五月六日	二十五度	十度
小滿	晴	五月廿一日	二十度	十六度
芒種	晴	六月六日	二十四度	十度
夏至	曇	六月廿一日	二十八度	十五度
小暑	晴	七月七日	二十九度	十七度
大暑	晴後雨	七月廿三日	三十八度	十八度
立秋	晴	八月八日	三十六度	二十三度
處暑	晴	八月廿五日	三十四度	十九度
白露	晴	九月八日	二十九度	十度
秋分	晴	十月九日	十五度	〇度
寒露	晴	十月廿四日	十一度	一四度
霜降	晴	十一月八日	十一度	三度
立冬	晴	十一月廿三日	六度	〇度
小雪	晴	十二月七日	三十度	一八度
大雪	曇	十二月廿三日	二十度	一十二度
冬至	晴	一月六日	〇度	一五度
小寒	晴	一月廿一日	一三度	一十四度
大寒	晴	二月四日	一十一度	一十六度
立春	晴	二月廿日	一四度	一十七度
雨水	晴	三月六日	一六度	一十度
驚蟄	晴	三月廿一日	一八度	一十一度
春分	晴	四月六日	二十度	一度
晴明	曇	四月廿一日	二十二度	三度
穀雨	晴	五月六日	二十三度	四度
立夏	晴	五月廿一日	二十四度	六度
小滿	晴	六月六日	二十五度	八度
芒種	晴	六月廿一日	二十六度	一〇度
夏至	曇	七月七日	二十七度	一一度
小暑	晴	七月廿三日	二十八度	一二度
大暑	晴後雨	八月八日	二十六度	一一度
立秋	晴	八月廿四日	二十四度	一〇度
處暑	晴	九月八日	二十二度	九度
白露	晴	九月廿三日	二十度	八度
秋分	晴	十月八日	一八度	六度
寒露	晴	十月廿三日	一六度	四度
霜降	晴	十一月七日	一四度	二度
立冬	晴	十一月廿二日	一二度	〇度
小雪	晴	十二月六日	一〇度	一度
大雪	曇	十二月廿二日	八度	一二度
冬至	晴	一月五日	六度	一三度
小寒	晴	一月廿一日	四度	一四度
大寒	晴	二月三日	二度	一五度
立春	晴	二月廿日	〇度	一六度
雨水	晴	三月五日	一度	一七度
驚蟄	晴	三月廿一日	三度	一八度
春分	晴	四月六日	五度	一九度
晴明	曇	四月廿一日	七度	一〇度
穀雨	晴	五月六日	九度	一一度
立夏	晴	五月廿一日	一一度	一二度
小滿	晴	六月六日	一三度	一三度
芒種	晴	六月廿一日	一五度	一四度
夏至	曇	七月七日	一七度	一五度
小暑	晴	七月廿三日	一九度	一六度
大暑	晴後雨	八月八日	二十度	一七度
立秋	晴	八月廿四日	二十一度	一八度
處暑	晴	九月八日	二十二度	一九度
白露	晴	九月廿三日	二十三度	二〇度
秋分	晴	十月八日	二十四度	二一度
寒露	晴	十月廿三日	二十五度	二二度
霜降	晴	十一月七日	二十六度	二三度
立冬	晴	十一月廿二日	二十七度	二四度
小雪	晴	十二月六日	二十八度	二五度
大雪	曇	十二月廿二日	二十九度	二六度
冬至	晴	一月五日	三十度	二七度
小寒	晴	一月廿一日	三十一度	二八度
大寒	晴	二月三日	三十二度	二九度
立春	晴	二月廿日	三十三度	三〇度
雨水	晴	三月五日	三十四度	三一度
驚蟄	晴	三月廿一日	三十五度	三二度
春分	晴	四月六日	三十六度	三三度
晴明	曇	四月廿一日	三十七度	三四度
穀雨	晴	五月六日	三十八度	三五度
立夏	晴	五月廿一日	三十九度	三六度
小滿	晴	六月六日	四十度	三七度
芒種	晴	六月廿一日	四十一度	三八度
夏至	曇	七月七日	四十二度	三九度
小暑	晴	七月廿三日	四十三度	四〇度
大暑	晴後雨	八月八日	四十四度	四一度
立秋	晴	八月廿四日	四十五度	四二度
處暑	晴	九月八日	四十六度	四三度
白露	晴	九月廿三日	四十七度	四四度
秋分	晴	十月八日	四十八度	四五度
寒露	晴	十月廿三日	四十九度	四六度
霜降	晴	十一月七日	五十度	四七度
立冬	晴	十一月廿二日	五十一度	四八度
小雪	晴	十二月六日	五十二度	四九度
大雪	曇	十二月廿二日	五十三度	五〇度
冬至	晴	一月五日	五十四度	五一度
小寒	晴	一月廿一日	五十五度	五二度
大寒	晴	二月三日	五十六度	五三度
立春	晴	二月廿日	五十七度	五四度
雨水	晴	三月五日	五十八度	五五度
驚蟄	晴	三月廿一日	五十九度	五六度
春分	晴	四月六日	六十度	五七度
晴明	曇	四月廿一日	六十一度	五八度
穀雨	晴	五月六日	六十二度	五九度
立夏	晴	五月廿一日	六十三度	六〇度
小滿	晴	六月六日	六十四度	六一度
芒種	晴	六月廿一日	六十五度	六二度
夏至	曇	七月七日	六十六度	六三度
小暑	晴	七月廿三日	六十七度	六四度
大暑	晴後雨	八月八日	六十八度	六五度
立秋	晴	八月廿四日	六十九度	六六度
處暑	晴	九月八日	七十度	六七度
白露	晴	九月廿三日	七十一度	六八度
秋分	晴	十月八日	七十二度	六九度
寒露	晴	十月廿三日	七十三度	七〇度
霜降	晴	十一月七日	七十四度	七一度
立冬	晴	十一月廿二日	七十五度	七二度
小雪	晴	十二月六日	七十六度	七三度
大雪	曇	十二月廿二日	七十七度	七四度
冬至	晴	一月五日	七十八度	七五度
小寒	晴	一月廿一日	七十九度	七六度
大寒	晴	二月三日	八十度	七七度
立春	晴	二月廿日	八十一度	七八度
雨水	晴	三月五日	八十二度	七九度
驚蟄	晴	三月廿一日	八十三度	八〇度
春分	晴	四月六日	八十四度	八一度
晴明	曇	四月廿一日	八十五度	八二度
穀雨	晴	五月六日	八十六度	八三度
立夏	晴	五月廿一日	八十七度	八四度
小滿	晴	六月六日	八十八度	八五度
芒種	晴	六月廿一日	八十九度	八六度
夏至	曇	七月七日	九十度	八七度
小暑	晴	七月廿三日	九十一度	八八度
大暑	晴後雨	八月八日	九十二度	八九度
立秋	晴	八月廿四日	九十三度	九〇度
處暑	晴	九月八日	九十四度	九一度
白露	晴	九月廿三日	九十五度	九二度
秋分	晴	十月八日	九十六度	九三度
寒露	晴	十月廿三日	九十七度	九四度
霜降	晴	十一月七日	九十八度	九五度
立冬	晴	十一月廿二日	九十九度	九六度
小雪	晴	十二月六日	一〇〇度	九七度
大雪	曇	十二月廿二日	一〇一度	九八度
冬至	晴	一月五日	一〇二度	九九度
小寒	晴	一月廿一日	一〇三度	一〇〇度
大寒	晴	二月三日	一〇四度	一〇一度
立春	晴	二月廿日	一〇五度	一〇二度
雨水	晴	三月五日	一〇六度	一〇三度
驚蟄	晴	三月廿一日	一〇七度	一〇四度
春分	晴	四月六日	一〇八度	一〇五度
晴明	曇	四月廿一日	一〇九度	一〇六度
穀雨	晴	五月六日	一一〇度	一〇七度
立夏	晴	五月廿一日	一一一度	一〇八度
小滿	晴	六月六日	一一二度	一〇九度
芒種	晴	六月廿一日	一一三度	一一〇度
夏至	曇	七月七日	一一四度	一一一度
小暑	晴	七月廿三日	一一五度	一一二度
大暑	晴後雨	八月八日	一一六度	一一三度
立秋	晴	八月廿四日	一一七度	一一四度
處暑	晴	九月八日	一一八度	一一五度
白露	晴	九月廿三日	一一九度	一一六度
秋分	晴	十月八日	一二〇度	一一七度
寒露	晴	十月廿三日	一二一度	一一八度
霜降	晴	十一月七日	一二二度	一一九度
立冬	晴	十一月廿二日	一二三度	一二〇度
小雪	晴	十二月六日	一二四度	一二一度
大雪	曇	十二月廿二日	一二五度	一二二度
冬至	晴	一月五日	一二六度	一二三度
小寒	晴	一月廿一日	一二七度	一二四度
大寒	晴	二月三日	一二八度	一二五度
立春	晴	二月廿日	一二九度	一二六度
雨水	晴	三月五日	一三〇度	一二七度
驚蟄	晴	三月廿一日	一三一度	一二八度
春分	晴	四月六日	一三二度	一二九度
晴明	曇	四月廿一日	一三三度	一三〇度
穀雨	晴	五月六日	一三四度	一三一度
立夏	晴	五月廿一日	一三五度	一三二度
小滿	晴	六月六日	一三六度	一三三度
芒種	晴	六月廿一日	一三七度	一三四度
夏至	曇	七月七日	一三八度	一三五度
小暑	晴	七月廿三日	一三九度	一三六度
大暑	晴後雨	八月八日	一四〇度	一三七度
立秋	晴	八月廿四日	一四一度	一三八度
處暑	晴	九月八日	一四二度	一三九度
白露	晴	九月廿三日	一四三度	一四〇度
秋分	晴	十月八日	一四四度	一四一度
寒露	晴	十月廿三日	一四五度	一四二度
霜降	晴	十一月七日	一四六度	一四三度
立冬	晴	十一月廿二日	一四七度	一四四度
小雪	晴	十二月六日	一四八度	一四五度
大雪	曇	十二月廿二日	一四九度	一四六度
冬至	晴	一月五日	一五〇度	一四七度
小寒	晴	一月廿一日	一五一度	一四八度
大寒	晴	二月三日	一五二度	一四九度
立春	晴	二月廿日	一五三度	一五〇度
雨水	晴	三月五日	一五四度	一五一度
驚蟄	晴	三月廿一日	一五五度	一五二度
春分	晴	四月六日	一五六度	一五三度
晴明	曇	四月廿一日	一五七度	一五四度
穀雨	晴	五月六日	一五八度	一五五度
立夏	晴	五月廿一日	一五九度	一五六度
小滿	晴	六月六日	一六〇度	一五七度
芒種	晴	六月廿一日	一六一度	一五八度
夏至	曇	七月七日	一六二度	一五九度
小暑	晴	七月廿三日	一六三度	一六〇度
大暑	晴後雨	八月八日	一六四度	一六一度
立秋	晴	八月廿四日	一六五度	一六二度
處暑	晴	九月八日	一六六度	一六三度
白露	晴	九月廿三日	一六七度	一六四度
秋分	晴	十月八日	一六八度	一六五度
寒露	晴	十月廿三日	一六九度	一六六度
霜降	晴	十一月七日	一七〇度	一六七度
立冬	晴	十一月廿二日	一七一度	一六八度
小雪	晴	十二月六日	一七二度	一六九度
大雪	曇	十二月廿二日	一七三度	一七〇度
冬至	晴	一月五日	一七四度	一七一度
小寒	晴	一月廿一日	一七五度	一七二度
大寒	晴	二月三日	一七六度	一七三度
立春	晴	二月廿日	一七七度	一七四度
雨水	晴	三月五日	一七八度	一七五度
驚蟄	晴	三月廿一日	一七九度	一七六度
春分	晴	四月六日	一八〇度	一七七度
晴明	曇	四月廿一日	一八一度	一七八度
穀雨	晴	五月六日	一八二度	一七九度
立夏	晴	五月廿一日	一八三度	一八〇度
小滿	晴	六月六日	一八四度	一八一度
芒種	晴	六月廿一日	一八五度	一八二度
夏至	曇	七月七日	一八六度	一八三度
小暑	晴	七月廿三日	一八七度	一八四度
大暑	晴後雨	八月八日	一八八度	一八五度
立秋	晴	八月廿四日	一八九度	一八六度
處暑	晴	九月八日	一九〇度	一八七度
白露	晴	九月廿三日	一九一度	一八八度
秋分	晴	十月八日	一九二度	一八九度
寒露	晴	十月廿三日	一九三度	一九〇度
霜降	晴	十一月七日	一九四度	一九一度
立冬	晴	十一月廿二日	一九五度	一九二度
小雪	晴	十二月六日	一九六度	一九三度
大雪	曇	十二月廿二日	一九七度	一九四度
冬至	晴	一月五日	一九八度	一九五度
小寒	晴	一月廿一日	一九九度	一九六度
大寒	晴	二月三日	二〇〇度	一九七度
立春	晴	二月廿日	二〇一度	一九八度
雨水	晴	三月五日	二〇二度	一九九度
驚蟄	晴	三月廿一日	二〇三度	二〇〇度
春分	晴	四月六日	二〇四度	二〇一度
晴明	曇	四月廿一日	二〇五度	二〇二度
穀雨	晴	五月六日	二〇六度	二〇三度
立夏	晴	五月廿一日	二〇七度	二〇四度
小滿	晴	六月六日	二〇八度	二〇五度
芒種	晴	六月廿一日	二〇九度	二〇六度
夏至	曇	七月七日	二一〇度	二〇七度
小暑	晴	七月廿三日	二一一度	二〇八度
大暑	晴後雨	八月八日	二一二度	二〇九度
立秋	晴	八月廿四日	二一三度	二一〇度
處暑	晴	九月八日	二一四度	二一一度
白露	晴	九月廿三日	二一五度	二一二度
秋分	晴	十月八日	二一六度	二一三度
寒露	晴	十月廿三日	二一七度	二一四度
霜降	晴	十一月七日	二一八度	二一五度
立冬	晴	十一月廿二日	二一九度	二一六度
小雪	晴	十二月六日	二二〇度	二一七度
大雪	曇	十二月廿二日	二二一度	二一八度
冬至	晴	一月五日	二二二度	二一九度
小寒	晴	一月廿一日	二二三度	二二〇度
大寒	晴	二月三日	二二四度	二二一度
立春	晴	二月廿日	二二五度	二二二度
雨水	晴	三月五日	二二六度	二二三度
驚蟄	晴	三月廿一日	二二七度	二二四度
春分	晴	四月六日	二二八度	二二五度
晴明	曇	四月廿一日	二二九度	二二六度
穀雨	晴	五月六日	二三〇度	二二七度
立夏	晴	五月廿一日	二三一度	二二八度
小滿	晴	六月六日	二三二度	二二九度
芒種	晴	六月廿一日	二三三度	二三〇度
夏至	曇	七月七日	二三四度	二三一度
小暑	晴	七月廿三日	二三五度	二三二度
大暑	晴後雨	八月八日	二三六度	二三三度
立秋	晴	八月廿四日	二三七度	二三四度
處暑	晴	九月八日	二三八度	二三五度
白露	晴	九月廿三日	二三九度	二三六度
秋分	晴	十月八日	二四〇度	二三七度
寒露	晴	十月廿三日	二四一度	二三八度
霜降	晴	十一月七日	二四二度	二三九度
立冬	晴	十一月廿二日	二四三度	二四〇度
小雪	晴	十二月六日	二四四度	二四一度
大雪	曇	十二月廿二日	二四五度	二四二度
冬至	晴	一月五日	二四六度	二四三度
小寒	晴	一月廿一日	二四七度	二四四度
大寒	晴	二月三日	二四八度	二四五度
立春	晴	二月廿日	二四九度	二四六度
雨水	晴	三月五日	二五〇度	二四七度
驚蟄	晴	三月廿一日	二五一度	二四八度
春分	晴	四月六日	二五二度	二四九度
晴明	曇	四月廿一日	二五三度	二五〇度
穀雨	晴	五月六日	二五四度	二五一度
立夏	晴	五月廿一日	二五五度	二五二度
小滿	晴	六月六日	二五六度	二五三度
芒種	晴	六月廿一日	二五七度	二五四度
夏至	曇	七月七日	二五八度	二五五度
小暑	晴	七月廿三日	二五九度	二五六度
大暑	晴後雨	八月八日	二六〇度	二五七度
立秋	晴	八月廿四日	二六一度	二五八度
處暑	晴	九月八日	二六二度	二五九度
白露	晴	九月廿三日	二六三度	二六〇度
秋分	晴	十月八日	二六四度	二六一度
寒露	晴	十月廿三日	二六五度	二六二度
霜降	晴	十一月七日	二六六度	二六三度
立冬	晴	十一月廿二日	二六七度	二六四度
小雪	晴	十二月六日	二六八度	二六五度
大雪	曇	十二月廿二日	二六九度	二六六度
冬至	晴	一月五日	二七〇度	二六七度
小寒	晴	一月廿一日	二七一度	二六八度
大寒	晴	二月三日	二七二度	二六九度
立春	晴	二月廿日	二七三度	二七〇度
雨水	晴	三月五日	二七四度	二七一度
驚蟄	晴	三月廿一日	二七五度	二七二度
春分	晴	四月六日	二七六度	二七三度
晴明	曇	四月廿一日	二七七度	二七四度
穀雨	晴	五月六日	二七八度	二七五度
立夏	晴	五月廿一日	二七九度	二七六度
小滿	晴	六月六日	二八〇度	二七七度
芒種	晴	六月廿一日	二八一度	二七八度
夏至	曇	七月七日	二八二度	二七九度
小暑	晴	七月廿三日	二八三度	二八〇度
大暑	晴後雨	八月八日	二八四度	二八一度
立秋	晴	八月廿四日	二八五度	二八二度
處暑	晴	九月八日	二八六度	二八三度
白露	晴	九月廿三日	二八七度	二八四度
秋分	晴	十月八日	二八八度	二八五度
寒露	晴	十月廿三日	二八九度	二八六度
霜降	晴	十一月七日	二九〇度	二八七度
立冬	晴	十一月廿二日	二九一度	二八八度
小雪	晴	十二月六日	二九二度	二八九度
大雪	曇	十二月廿二日	二九三度	二九〇度
冬至	晴	一月五日	二九四度	二九一度
小寒	晴	一月廿一日	二九五度	二九二度
大寒	晴	二月三日	二九六度	二九三度
立春	晴	二月廿日	二九七度	二九四度
雨水	晴	三月五日	二九八度	二九五度
驚蟄	晴	三月廿一日	二九九度	二九六度
春分	晴	四月六日	三〇〇度	二九七度
晴明	曇	四月廿一日	三〇一度	二九八度
穀雨	晴	五月六日	三〇二度	二九九度
立夏	晴	五月廿一日	三〇三度	三〇〇度
小滿	晴	六月六日	三〇四度	三〇一度
芒種	晴	六月廿一日	三〇五度	三〇二度
夏至	曇	七月七日	三〇六度	三〇三度
小暑	晴	七月廿三日	三〇七度	三〇四度
大暑	晴後雨	八月八日	三〇八度	三〇五度
立秋	晴	八月廿四日	三〇九度	三〇六度
處暑	晴	九月八日	三一〇度	三〇七度
白露	晴	九月廿三日	三一一度	三〇八度
秋分	晴	十月八日	三一二度	三〇九度
寒露	晴	十月廿三日	三一三度	三一〇度
霜降	晴	十一月七日	三一四度	三一一度
立冬	晴	十一月廿二日	三一五度	三一二度
小雪	晴	十二月六日	三一六度	三一三度
大雪	曇	十二月廿二日	三一七度	三一四度
冬至	晴	一月五日	三一八度	三一五度
小寒	晴	一月廿一日	三一九度	三一六度
大寒	晴	二月三日	三二〇度	三一七度
立春	晴	二月廿日	三二一度	三一八度
雨水	晴	三月五日	三二二度	三一九度
驚蟄	晴	三月廿一日	三二三度	三二〇度
春分	晴	四月六日	三二四度	三二一度
晴明	曇	四月廿一日	三二五度	三二二度
穀雨	晴	五月六日	三二六度	三二三度
立夏	晴	五月廿一日	三二七度	三二四度
小滿	晴	六月六日	三二八度	三二五度
芒種	晴	六月廿一日	三二九度	三二六度
夏至	曇	七月七日	三三〇度	三二七度
小暑	晴	七月廿三日	三三一度	三二八度
大暑	晴後雨	八月八日	三三二度	三二九度
立秋	晴	八月廿四日	三三三度	三三〇度
處暑	晴	九月八日	三三四度	三三一度
白露	晴	九月廿三日	三三五度	三三二度
秋分	晴	十月八日	三三六度	三三三度
寒露	晴	十月廿三日	三三七度	三三四度
霜降	晴	十一月七日	三三八度	三三五度
立冬	晴	十一月廿二日	三三九度	三三六度
小雪	晴	十二月六日	三四〇度	三三七度
大雪	曇	十二月廿二日	三四一度	三三八度
冬至	晴	一月五日	三四二度	三三九度
小寒	晴	一月廿一日	三四三度	三四〇度
大寒	晴	二月三日	三四四度	三四一度
立春	晴	二月廿日	三四五度	三四二度
雨水	晴	三月五日	三四六度	三四三度
驚蟄	晴	三月廿一日	三四七度	三四四度
春分	晴	四月六日	三四八度	三四五度
晴明	曇	四月廿一日	三四九度	三四六度
穀雨	晴	五月六日	三五〇度	三四七度
立夏	晴	五月廿一日	三五一度	三四八度
小滿	晴	六月六日	三五二度	三四九度
芒種	晴	六月廿一日	三五三度	三五〇度
夏至	曇	七月七日	三五四度	三五一度
小暑	晴	七月廿三日	三五五度	三五二度
大暑	晴後雨	八月八日	三五六度	三五三度
立秋	晴	八月廿四日	三五七度	三五四度
處暑	晴	九月八日	三五八度	三五五度
白露	晴	九月廿三日	三五九度	三五六度
秋分	晴	十月八日	三六〇度	三五七度
寒露	晴	十月廿三日	三六一度	三五八度
霜降	晴	十一月七日	三六二度	三五九度
立冬	晴	十一月廿二日	三六三度	三六〇度
小雪	晴	十二月六日	三六四度	三六一度
大雪	曇	十二月廿二日	三六五度	三六二度
冬至	晴	一月五日	三六六度	三六三度
小寒	晴	一月廿一日	三六七度	三六四度
大寒	晴	二月三日	三六八度	三六五度
立春	晴	二月廿日	三六九度	三六六度
雨水	晴	三月五日	三七〇度	三六七度
驚蟄	晴	三月廿一日	三七一度	三六八度
春分	晴	四月六日	三七二度	三六九度
晴明	曇	四月廿一日	三七三度	三七〇度
穀雨	晴	五月六日	三七四度	三七一度
立夏	晴	五月廿一日	三七五度	三七二度
小滿	晴	六月六日	三七六度	三七三度
芒種	晴	六月廿一日	三七七度	三七四度
夏至	曇	七月七日	三七八度	三七五度
小暑	晴	七月廿三日	三七九度	三七六度
大暑	晴後雨	八月八日	三八〇度	三七七度
立秋	晴	八月廿四日	三八一度	三七八度
處暑	晴	九月八日	三八二度	三七九度
白露	晴	九月廿三日	三八三度	三八〇度
秋分	晴	十月八日	三八四度	三八一度
寒露	晴	十月廿三日	三八五度	三八二度
霜降	晴	十一月七日	三八六度	三八三度
立冬	晴	十一月廿二日	三八七度	三八四度
小雪	晴	十二月六日	三八八度	三八五度
大雪	曇	十二月廿二日	三八九度	三八六度
冬至	晴	一月五日	三九〇度	三八七度
小寒	晴	一月廿一日	三九一度	三八八度
大寒	晴	二月三日	三九二度	三八九度
立春	晴	二月廿日	三九三度	三九〇度
雨水	晴	三月五日	三九四度	三九一度
驚蟄	晴	三月廿一日	三九五度	三九二度
春分	晴	四月六日	三九六度	三九三度
晴明	曇	四月廿一日	三九七度	三九四度
穀雨	晴	五月六日	三九八度	三九五度
立夏	晴	五月廿一日	三九九度	三九六度
小滿	晴	六月六日	四〇〇度	三九七度
芒種	晴	六月廿一日	四〇一度	三九八度
夏至	曇	七月七日	四〇二度	三九九度
小暑	晴	七月廿三日	四〇三度	四〇〇度
大暑	晴後雨	八月八日	四〇四度	四〇一度
立秋	晴	八月廿四日	四〇五度	四〇二度
處暑	晴	九月八日	四〇六度	四〇三度
白露	晴	九月廿三日	四〇七度	四〇四度
秋分	晴	十月八日	四〇八度	四〇五度
寒露	晴	十月廿三日	四〇九度	四〇六度
霜降	晴	十一月七日	四一〇度	四〇七度
立冬	晴	十一月廿二

く生業に勵む。

第二項　種族

以前は漢、蒙、滿の雜居の地にして漢族は百分の九五蒙古族は百分の三、回教百分の二位居住せしも現在殆んど全部漢族であり極少數漢族なる應族の二あり。

第三項　衣食住

士農工商は殆んど全部粗末な木綿類の服を着用し、綢緞を纏へるは小數の富者なり。士商は長衣を農工は多く短衣を着用す。事變後着のみ着の儘にて逃亡せし人は家を燒かれ現在にては着るに衣なく、特に第二區、第三區、第四區方面は素足にて元形を認めざる弊衣を身に纏ひ寒さに戰く慘狀である。尙大灘方面は寒さ劇しく蒙古人風俗と類似の點がある。防寒設備としては炕があり、最近主要都市に於ては日本と同じく「ストーブ」の設備を施して居る。

人民の食用には小米多く、間食としては蕎麥、麵莜、麥麵なり。白麥を用ふる者非常に少し。現在縣の大部分は第三區方面にて出來る莜麥を以て露命を繋く。縣城及主要都市は瓦葺の家大部を占むるも、農民は草葺が全体の十分の七瓦葺の家に住むもの十分の三。尙第二區、第三區方面は久しく匪賊に荒され家屋を破壞されて、家と家との間に「アンペラ」圍にて暖を取りつゝ極寒を凌いで居る狀況である。

第四項　家族關係

家族關係は非常に密接にて父子兄弟は多く分居せず、例へ分家するも良く相互扶助をなす。他縣に於けると同一なり。

第五項　娛樂

芝居を演ずる演戲辨會大鼓詞等あり。尙正月には高脚舞を始め奇妙な其の地方の民情豊な演舞を爲す。

第六項　儀式

縣城の市民は等しく鞠躬禮を行ひ鄉村に於ては跪禮に依る。

第四章　財政

第一項　概況

元來本縣は北支察哈爾省方面より商業的に發展せしものにして、第三區大灘方面の農業寶庫の加勢もあり、財政も豊なりしも、民國十四年以來匪類の橫行せし爲め農民一般の疲弊はその極度に達せり。

第二項　歲入

1. 國稅(稅捐總局所管)收入調　大同二年六月より三年二月迄
2. 國稅(縣公署所管)收入調　大同二年六月より三年二月迄
3. 國稅(塩務分下所管)　大同二年六月より三年二月迄
4. 地方稅收入(地方稅縣公署所管)　大同二年六月より三年二月迄

尙此の外に地方治安維持の團体である自衛團の(團丁約千百二十名)維持費として一般人民より徵收する額は八千餘を

下らず。人民の負擔は言語に絶するものであると言ふことは次の表に依つて知られる。

一、國稅（稅捐總局所管）收入調

（自大同二年六月至大同三年二月）

月別	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	總計
第一類	四九、六九円	一四三、一九円	七二一、九二円	一、九〇〇、八三円	二、一八四、七四円	二、三九六、六四円	一、三〇八、九〇円	一、三五一、三二円	八六九、四三円	一、〇一九、五五円
第二類	—	六七一、九一	六七四、六六	九四六、二三	一、三六九、六七	一、一二五、九五	九〇一、五九	七九九、四四	七八四、七五	七、二六四、二六
其ノ他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　大同二年六月六日恢復開始

一、國稅（縣公署）收入調

種別	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	總計
禁酒特稅	—	六九、七三円	五、四六四、九五	三、四七九、五〇	一四、一〇	一四、八五五、五〇	二五五、五〇	一四、四七	二六、六五九、四五	
屠宰稅	五、一五〇	一三、二〇	三六、六〇	五七、五〇	一〇七、九〇	一三〇	—	—	四七五、六〇	
印花稅	—	一〇	九〇	七〇	一〇〇	八〇	五〇	未	五〇〇、〇〇	
契稅	—	—	—	—	—	一、三〇	—	揃	一、三〇	
狀紙費	—	—	—	—	一、三〇	四、六〇	六、五〇	—	—	
司法印紙費	—	—	—	—	八、三〇	四四〇	一八、六〇	一三、六〇	四四、九〇	
田賦	—	—	—	—	—	—	—	—	二、一九	

地方稅收入調

捐別	二年六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	三年一月	二月	總計
糧捐	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
五成地方稅	—	—	五、三〇	—	—	—	—	—	—	
屠捐	—	—	一〇七、〇〇	三〇、〇〇	五、〇〇	八三、五〇	三〇、〇〇	九二、五〇	九七、五〇	三六二、五〇
戲捐	—	—	—	—	—	—	—	七五、〇〇	七五、〇〇	三三〇、三〇
商捐	—	—	—	—	—	—	—	一五、〇〇	一五、〇〇	一一〇、〇〇
地糧附加	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇、〇〇	一〇、〇〇
契稅附加	—	—	—	—	—	—	—	一二〇、〇〇	六〇、〇〇	三六〇、〇〇
畝捐	—	—	—	—	—	—	—	一、二九	—	一、二九
小腸稅	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一〇	一、一〇
車駄捐	二七、九〇	九九、〇〇	一一四、一〇	一〇二、一〇	六三、九〇	一九、八〇	四六、四〇	一七、〇〇	一四〇、〇〇	七三八、五〇

熱河省　豐寧縣

種別		自大同二年六月至同三年二月	自大同三年三月至同年七月	種別		自大同二年六月至同三年二月	自大同三年三月至同年七月
		數量	豫定稅額			數量	豫定稅額
蒙鹽		一〇〇斤	元 四、七〇〇	皮硝		一〇〇斤	七〇〇
海鹽		一〇〇斤	六、三〇〇	鹽價		一	一三〇
滷鹽		一〇〇斤	九、〇〇〇				
	稅額	元 五、〇〇〇					

各稅の徵收科目に就て

國稅關係(稅捐總局及鹽務總局を除く)

屠宰稅	滯納四割五分
契稅	滯納殆んど全部
印花稅	滯納五割八分
地方稅	滯納殆んど全部
家房稅	滯納五割
土粮附加稅	滯納全部
禁烟特稅	滯納四割四分
田賦	滯納殆んど十割
契紙稅	滯納殆んど全部
收入	四割一分滯納五割九分
粮稅	滯納七割
皮毛稅	滯納七割八分
總計	收入 二割九分 滯納 七割一分

大同二年度豫算額

款	項	目	金額	備考	款	項	目	金額	備考
縣稅	畝捐	畝捐	八、八三〇、〇〇				商捐	一、五〇〇、〇〇	
			一、二〇〇、〇〇				小腸捐	五〇、〇〇	
	雜捐	粮捐	一、二〇〇、〇〇		雜收入		車秋捐	二、五〇〇、〇〇	
		五成地方捐	九五〇、〇〇				學田粗	八〇〇、〇〇	
		屠捐	六〇〇、〇〇				委讓車秋捐	一、六五二、〇五	
		戲捐	三〇、〇〇			委讓車秋捐		二五二、〇五	

	縣屠殺場		一、四〇〇、〇〇			附加	屠宰稅	一五〇、〇〇	
			一、七二〇、〇〇				田賦	五〇、〇〇	
		禁酒特稅	一、三〇〇、〇〇				契稅	二〇、〇〇	
	捐稅	煙燈稅	一二〇、〇〇					三〇、〇〇	
國稅收入		契稅	五〇、〇〇						
		印花稅	一〇〇、〇〇		經常費合計			一二、二五二、〇五	

款	項	目	金額	備考	款	項	目	金額	備考
	定期撥款	定期撥款			借款				
		縣公費	一九二、〇〇			短期借款	未拂俸給	二、八〇九、九五	
		補充費	一七四、〇〇		臨時費合計			三一、〇〇九、九五	
		司法補充費	九、〇〇		總計			四三、二六二、〇〇	

この表の示す如く經常部三〇%、臨時部七〇%にして當分自立し兼ねる形態である。

第三項 歲出

大同二年度歲出

款	項	目	金額	備考
縣長	俸給及薪水	辦公費	二、四〇〇 九六〇	七、七%
第一科	俸給	辦公費	三、一一〇 六一三	八、八%
第二科	俸給	辦公費	三、三一〇 四八〇	八、六%
財政局	俸給	辦公費	一、八四〇 四八〇	九%
實業局	俸給	辦公費	一、四一〇 三一〇	
教育局	俸給	辦公費	二、一〇〇 三八〇	
大閘鎮寗小學校	俸給	辦公費	一、四八〇 二八〇	一〇%

大同二年十一月以降は月豫算を編成したり。この表中警備費は四九%なるも表に現はれざるものを含めば七〇%を算す。然れ共國境線の最も長き本縣としては蓋し當然なり。

第四項　財政々策

縣民の生活極度の窮乏を告げつゝある本縣としては、樂觀的の蓄材料を得るまで消極的方策を以てする。例へば前述の如く諸資料は燒却せるを以て科學的の基礎に立つ研究資料の蒐集、農民に重負擔たる一變態的に發展せし一自衞團の

款	項	目	金額	備考
警務局	俸給	辦公費	六、三六〇 八〇〇	円
警察署	俸給	辦公費	二一、四〇〇 九五〇	四七%
總括辦公費			一、〇四〇	〇、二%
監獄	俸給	辦公費	一、六〇〇 二一〇	四、一%
承審	俸給	辦公費	九〇〇 一二〇	〇、三%
經常費合計			四二、九二三	
臨時部	營繕費		二七〇	
衞生費			一七〇	〇、一%
總合計			四三、二六三	

解散又は警察隊に改編等々。又徵收技術方面にては從來の請負制度を廢して縣自体の徵稅組織の整備擴充、土地課稅についても本縣は民國十四年頃のものを襲踏せるを以て極めて不正確なり、これ等の徵底的調査等。他方決定的困窮より生する遊民の收容、失業者(自衞團等の解散を含む)の救濟等は言はずもがな、一般民力の涵養を並行せしむ。

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

乾隆四十八年豐寗縣に始めて縣公署が置かれ、光緒十二年巡務局、民國の始め頃警察事務所が置かれて警察事務を執行す。民國十年頃より土畝稅捐を警察にて徵收す。民國十四年に警察署と改め、民國十八年に警察署を公安局と改め、局長・課長を置き地方には分署を設けて署長を置き四區劃とす。經費は縣收入の百分の五を之に當つ。昨年熱河聖戰後縣制も整ひ、前局長玉恩壽止まつて豐寗縣維持會を設立し、警備隊指導の下に警務局・警察署・警察分署・派出所を置き區劃を從前通りとし面目を一新した。指導官入縣以來豐寗及大閘鎭を中心として其の整備も緒に就き、警察內容の强化に勤む、特に本縣は滿洲國の國防第一線にして充實擴充するは目下の急務である。

昨年十二月黑河討伐を經て第五區編入以來今年二月第五區警察署を設け、分所等に付きては申請中なり。

第二項　組　織

警務局は縣城內の稍々東南に位し縣公署と隣接して、昔の孔子廟（事變前の女子小學校跡）を利用せるも其の規模狹少なれば縣公署內に移轉す。警務局に左の股を置く。

一、警　務　股
二、保　安　股
三、司　法　股
四、衞　生　股

尙此外に特務股（隊長は警務と司法と兼ぬ）一人保安と衞生一人書記長一・書記三・警長八・警士三十二名

第三項　警　察　官　吏

イ、第一警察署（縣城內）　署長　一　書記　一　警士　十四
　第一分所（窄　嶺）　所長　一　警長　一　警士　八
　第二分所（博羅諾）　所長　一　警長　一　警士　八
　第三分所（經　堂）　所長　一　書記　一　警士　八
　派出所（前營子）　警長　一　警士　八
ロ、第二警察署（大閣鎭）　署長　一　書記長　一　書記　一　警士　三三
　第一分所（上黃旗）　所長　一　書記　一　警士　八
　第二分所（撒袋溝門）　所長　一　書記　一　警士　八
　派出所（古　房）　警長　一　警士　八
ハ、第三警察署（大　灘）　署長　一　書記　一　警士　一三
　第一分所（山咀廟）　所長　一　書記　一　警士　八
ニ、第四警察署（森吉寺）　署長　一　書記長　一　警長　一　警士　一八
　第一分所（四岔口）　所長　一　書記　一　警士　八
ホ、第五警察署（東卯鎭）　署長　一　巡官　一　書記　一　警長　四　警士　一三
總計　二一七名

第二節　治　安

第一項　概　況

此の地方は民國以後匪賊の往來繁く、昨年春頭目二虎李景存は千名を以て縣城を襲撃蹂躙を恣まゝにし治安は紊亂せしも、皇軍入城によつて、治安維持會設立せられ遂次治安も確保せられ、別紙の通り自衞團設立され現在では殆んど平穩である。斯くして昨年の九月以來湯玉麟も皇軍に威壓され察爾哈方面に逃走し、縣內の貧民の總て王道政治の眞意に觸れて良民となり特に大灘方面は國防の大任に當つて居る。

第二項　機關其の他

第一目　警察機關の整備及行政狀況

第一　整　備

イ、縣治安維持會當初に於ける整備の基準

第一警察署　五〇　第二警察署　三〇
第三警察署　三〇　第四警察署　三〇

ロ、整備の狀況

概ね其の基準を示す。大同二年十月末に整備せられたる後皇軍憲兵に委託し、遂次之が指導訓練を行ふべく立案せしも、大閣鎭北方には昨年九月迄反軍分子が蟠居する處となり、これが實施計畫に當りて幾多の困難を生じ容易ならず。警務局、第一署及第二署のみ訓練を行ひ得た。然しこれとても僅に形態を整へたるのみにて、警察力の充實に當りては頗る唐突であつた。

ハ、十一月現在の整備狀況

第一署七三名・第二分署四八名・第二署三九名・第三署二四名・第四署二四名・第五署(十二月設立)二〇名

右の中銃器を有する者は警務局一〇挺・彈丸一千發餘である。將來遂次職業的自衛團の改廢に伴ひ治安警察力を增加せしめ警察を以て治安を確保せしむる樣目下計畫中である。

第二　被服食糧給養

イ、被　服

警察隊補助費を以て被服を整理したるも、縣城內の一部に充當したるのみ。其の外は便服を纏ひ居るも今次の支給を受けて全員調整する樣近く分配する筈である。

ロ、食　料

粟飯とし一個月平均一圓四毛の食費を計上す。

ハ、俸給及薪水

昨年迄月額二圓五毛を支給せしも大同三年以降は定額を支給す。

以上述べたる如く給與方面に於ても遂次良好に赴きつゝあり。

第三目　訓　練

1. 概　況

指導官着任以前は友軍の獻身的努力に依り、主として警士に術科の教育を施し、概ね其の外形を整へたるも遠隔地にありては殆んど實施し得なかつた。

2. 警察官練習所の設置

現在指導官の努力に依り訓練に於ても銳意實施しつゝあるも將來にありては左の如く計畫す。

イ、教官は指導官局長及び警務指導官助手として中央に於て警務教育を終りたる者五名、被教育者は各警察署自衛團より選拔せるもの五〇名

熱河省　豐寧縣

3. 開設の時期四月一日　修業期二個月（原則として）

修業後の用途修業後二班に分ち全縣に亘り警察官認識のため併せて地方狀況知得及示威を兼ねて行軍を行ひ、歸還後各地に赴任せしめ、指導官として地方警察官の訓練敎化を圖る。尙警察官の警察指導に依る增員に伴ひ縣內重要地點に赴き現地に於て指導せしむる豫定である。

第四目　戶口調査の狀況

1. 縣內戶口調査の實施

縣內三大都邑（縣城・大閣鎭・上黃旗）は皇軍入城後指導督勵に依り、辛うじて昨年末現在戶口數を調査し得たるも、其の他の村落は警察の豫警備・通信運絡機關の豫備に匪賊の害を受け良民の多くは逃走する等調査上各種の困難なる事柄に基因し殆んど其の成果を望み得ざる狀況に有つたが、指導官入縣以來着々警察を整理し、各部落の警察署、各分所（派出所）の所管村落は本年三月調査を完了した。

2. 康德元年三月の戶口調査表は前表の通り（略す）

第五目　民間散在武器調査及押收

地方自衛團体として古くより火會なるもの存在せるを以て本縣內各村落に相當數に上る武器散在す。之を表に示せば次の如し。

民間散在武器調査（康德元年四月調）

	槍	彈丸		槍	彈丸
第一區警察署	四四〇	六、七八一	第二區警察署	三九五	三二四
第三區警察署	一一七	八六九	第四區警察署	一二二	未報告
第五區警察署	未報告		計	一、〇七四	七、九七四

特に窄嶺・上黃旗等戰亂に見舞はれた地帶は匪賊の遺棄せるため他處より多くの銃器存在す。而し地方民衆は警察機關に對し未だ充分なる安心を生ぜず、私有兵器の必要を感ずる限り之が調査買上に對しては極力隱匿するが故に警察の整備擴充を第一の急務とし、宣撫善導を側面とし、彼等に充分なる安心を生ぜしむるに在り。

第六目　通信に關する施設現況

1. 現　況

郵政諸施設は殆んどなく豐寧・隆化間の昔の電報線の殘骸あるのみ。

2. 通信に關する將來の計劃（警備專用）

先づ縣內の主要都市間、及び縣外との連絡を左の通り第五次迄計畫せり。

第一次　豐寧より大閣鎭を通過上黃旗至（四月起工）

第二次　(イ)　豐寧より隆化迄

(ロ)　上黃旗より大灘

(ハ)　大閣鎭より黑達營子

第三次　(イ)　豐寧より欖平

(ロ)　豐寧より郭家屯（縣外）

(ハ) 豊寧より窄嶺まで(縣內)

(ニ) 上黃旗より外溝門子迄

第四次　縣內各分署警察所管全部大灘より山咀廟等

3. 道路の現況

指導階級は勿論一般民衆に道路修理の思想を充分認識せしむることに據つて、道路愛護心の喚起及誘發に貢獻せしこと大なるものあり。然れども本縣も他の例に洩れず雨季及結氷期には交通上の障害甚大なるものあり、之が爲軍隊輸送方面に多大の不便を與へしこと數知れず。現在自動車道として擧ぐれば左の如し。

(イ) 豊　寧——鞍匠屯——灤　平

(ロ) 豊　寧——大閣鎭——上黃旗

(ハ) 大閣鎭——大　灘

(ニ) 豊　寧——窄　嶺

(ホ) 大閣鎭——黑達營子　二ケ個修理を要す。

(ヘ) 豊　寧——隆　化(縣境迄)

尙將來に於て雨期結氷期と雖も交通し得る如く應急施設を講ずる計畫も其の緖について居る。

第七目　警　備　土　工

治安維持會として未だ此の種の作業を實施し居らざるも、康德元年三月後豊寧・大閣鎭を先づ第一に警察を中心にして實施しつゝあり。

第三節　自衛團の概況

民國十三年匪賊四方に起り人命財產に就いて安心出來ず、始めて小民團を作り以來地方の治安維持に貢獻したる事は前述の如し。大同二年春匪賊は豊寧縣城內に侵入し時に劉副團長自ら先頭に立ちて反擊し困亂狀態に陷りしも、日本軍入城以來前の保衛團を督勵して縣內到る所の匪賊も其の姿を見ず。

治安維持會創設當初に於ては本縣內に於ける治安維持は從來の無力なる警察力に依らずして、各地に存在せる自衛團の手の中にありしが爲、職業的な色彩を充分に有し、統制せられざりしがため一般人民には重負擔となつた。從つて解散改編整備の必要を認め概ね左の如く制限した。

縣內主要個所

イ、兵力概ね一〇〇、次の必要なる地區には概ね五〇、現地に於ける各兵力及兵器數を擧ぐれば次の如し(康德元年三月調)

總團本部	正團長 縣長	副團長	以下四十九名		
總團本部團丁	五〇名	銃器	五〇	馬	五〇頭
第一區 同	一二〇名	同	六一	同	同
第二區 同	一二四名	同	八七	同	同

彈丸　三〇〇〇
同　三〇〇〇
同　三五〇〇

第三區	團丁	九〇名	銃器	九三	同
第四區	同	一六〇名	同	一三九	同
第五區	同	七三名	同	六四	同
第六區	同	二二〇名	同	一六三	同　二三〇頭
第七區	同	一二二名	同	九三	同
第八區	同	二二〇名	同	一八四	同
總計	團丁	一二〇〇名	同	九五〇	同　二八〇頭

第三區	同	彈丸	四五八〇（外に迫擊砲彈八〇）		
第四區	同	同	六五〇〇		
第五區	同	同	若干		
第六區	同	同	一二〇〇（以前は相當ありしも時々の討伐に依り費消す）		
第七區	同	同	七〇〇〇		
第八區	同	同	一、五〇〇〇		
總計	同	同	三、〇〇〇〇餘		

これに要する費用は月額約八千圓宛にして、この重課は多大の苦痛を農民に與へ居る現況である。

第四節　宣撫工作の進展及狀況

皇軍入城以來宣撫隊を編成す。警備地域内の地方民衆に對し滿洲國建國精神及皇軍駐屯の意義の認識を徹底せしめ且つ交通線の確保を以て治安工作に寄與せんとする眼目に基き實施した。

第一期は七月下旬より八月迄（宣撫期間の宣傳基礎の確立）七月以降十二月まで是が實施の効果及諸施設の擴充を基礎とする。第二期一月より三月迄滿洲國機關を主体とする宣撫委員會を設立して宣傳網の擴充を量るは勿論新附の民及邊境の民に對して日滿方針に基き實施した。是を表記すれば左の如し。

(イ)　民衆に對する建國の精神及皇軍使命の認識に就て

(ロ)　交通線路の確保

(ハ)　衛生思想及施療（詳細は後述す）

(ニ)　第二期後上記の計畫を益々大ならしむるは勿論日語普及講習會を開く

(ホ)　討匪に關する宣傳

尙十二月には黑河討伐に際して縣公署に於ても第五區の接收を兼ね、連日連夜宣撫工作に盡し其の効果は後日の基礎確立に充分なる効果を擧げた。

小學校の開校及童兒團の結成

第五節　情報蒐集の狀況

(イ)　各地自衛團及警察機關主として警備隊用の密偵と相俟ちて其の成績大なるものあり。（特に大灘及黑河地區）

(ロ)　縣城外の狀況察哈爾方面、第五區長城方面、第六區赤城及張家口方面に擴大する好響を示しつゝあり。

第六節　保甲制度

本縣に於ては直接具体的な方法を實施して居ないが、武裝團体及民間散在武器整理に伴ひ、保甲制度の實施は目下焦眉の急務である。

第六章　原始産業

第一節　農　業

第一項　概　況

豐寧縣の地勢は山岳重疊し、河川が山谷を縫ひ河川の兩側に猫額大程の平地を殘すのみにて土質非常に惡く氣候も農作には適せず、唯大灘方面に沃肥なる土地を有するのみ。從つて農業の種類も少く而も一般農民の農業に對する智識非常に薄く、農事工作機關、種子貯藏設備方法も皆舊式に依るため非常に發達を阻害して居るに引きかへて、近年戰禍相繼ぎ天災頻發して一ヶ年の收穫量も消費量に足らず、從つて一般勞農も最近特に農耕を忌む風無きにしも非ず。

第二項　農　業　經　營

本縣の農業經營は人力と畜力とに依り經營し、所有する器具の大部分は木造にして最近鍛冶屋業發達に伴ひ改良具の使用增加の傾向にあり。農業期間は舊曆の三月末頃より播種し八月前後に收穫する。收穫量の分配は自家消費を主とし爾餘を糧平・隆化方面に移出せしも、事變の際、昨年は殆んど收穫無し。

第一目　經營の方法

大農中農に區分し（大同二年十二月末調　實業局）

大　農　四、五十天地　一年に二、三百人位雇人を使用す。

中　農　二、三十天地　一年に百三〇人位雇人を使用す。

小　農　一〇天地　一年に五〇人位雇人を使用す。

耕程一人が一日に一天地を耕作するには牛二頭を使用す。小作料は概略上地十二圓中地約十圓、下地七圓、尙農作物で以て支拂ふ方法はなく、大部分は金錢にて小作料を支拂ふ。

農業勞働者賃銀表（康德元年三月實業局調）

1. 春の季節	一日契約二毛	一ヶ月契約六　圓	十ヶ月契約五十圓
2. 夏の季節	一日契約六毛	一ヶ月契約十六圓	
3. 秋の季節	一日契約六毛	一ヶ月契約十　圓	
4. 冬の季節	一日契約一毛	一ヶ月契約三　圓	二ヶ月契約五圓

總括するに農民の生活は非常に悲慘である。反面に度々の亂戰に殆んど農民のもつ反撥力さへ消失してゐる。

第三項　農業團體及市民の生活

農業團体は事變前までは種子交換所ありたるも事變後是等のもの殆んど破壞され、人は逃走し未だ未成立である。現在の農業團体としては軍隊の糧秣仲買を任務とする程度のもの豐寧・大閣鎭に各々一ヶ所あり。一般市民の生活は農民に比し衞生方面に付いては若干注意を拂ひ、事變前にあつても農民に比べて奢侈な生活はなく銳意業務に精勵して居つた。事變の影響を受けて農家は勿論一般の商家も多大なる損害を受けて日夜生活の困難に惱まされてゐるが、皇軍入城以來治安先づ定まり其の上軍隊關係の需要も相當あり、一般の商家は漸々人間らしき生活をしてゐる。

第四項　一般農民の生活

一般農民の生活は非常に粗樸にして衣服の外殆んど自給自足である。然しながら前に述べたる如く生産物は殆んど平年の十分の一にして、昨年末は翌年のもみ種をも食ひ越しと云ふ慘狀を呈し、第二第三及第四區の方面は僅かに油麥に依つて糊口を過ごしてゐる程度である。

第五項　耕地及農產物

基礎資料を持ち合せなきも民國十四年の財政局調査によれば

一、開墾地　一、三二〇垧　二、ゼ基用地　一、一六〇垧
三、未詳開墾　一六〇垧　四、未開墾　三八垧
五、水田　一五垧

これに關しては全縣下に亘り徹底的に調査中である。

農產物に關して參考迄に大同元年十二月實業局の調査を示す。

主要物產表

品名	數量	單價	品名	數量	單價	品名	數量	單價
阿片	一四四、九三一兩	二、〇〇	綠豆	五七八、七六九	一石　八、〇〇	玉蜀黍	一、一二九、三〇七	一石　五、〇〇
稗	一三、四五四、五八三	一斗　二、八〇	黑豆	四、一三二、八九九	同　七、〇〇	高粱	二、八〇六、五七五	同　五、三〇
稻	一三、五九四、九五七	同　一〇、〇〇	蘇子	一四〇、六三八	不明	燕麥	六、五一九、八五〇	一石　三、〇〇
黃豆	三、九〇八、〇五三	一石　六、〇〇	草麻	三六、一四七	一石　八、〇〇	蠶豆	一、〇〇七、七五〇	同　五、〇〇
黍	五六九、三七二	一石　一五、〇〇	胡麻	九三三、三〇五	百斤　一、五〇	露豆	八一、六三四、七一五	同　五、五〇
稗	五五三、一二四	同　一〇、〇〇	蕎麥	二、五六、一三七	一石　一〇、〇〇			
蕎麥	三、五九四、九五七	同　一〇、〇〇						
馬鈴薯	三六、八六〇、〇二六	百斤　三、〇〇						
蔴	二五六、〇九九	一斤　〇、四〇						
胡麻	三五三、四三二	同　〇、三五						

備考　大同二年度は元年度に比し總額的に十分の一の收穫にして收穫種目も半減す。

然れども昨年の大半は匪賊等の橫行に無慘にも農民の收穫を皆無に歸せしめ農民の大部分は本年の播種期來るも種子さへ持合せなく、買ふにも賣る人なく、又買ふ人全くなき字義通り貧窮の極度に達す。僅に大灘方面の蕎麥により露命を支へ居る等目視するに忍びざる慘狀である。

第二節　林業

豐寧縣も他の例に漏れず人民林業に對しては殆んど無關心にして、天然林と雖も約十六天地位にして其の種類は主として松・楊・柳・榆・樺位のものである。將來は水害を防ぎ防風林の施設に付いても良く考慮し、特に吾豐寧縣は果樹に付いても大いに有望であり、此の點は大いに發達せしむべく研究中である。

第三節　牧　畜

第四・第三區は元來牧畜の發達せし所にして第五區方面は北支方面に移出してゐた。現在では人民は主として牛・馬・羊等を飼つてゐる。第一・第二區の領區は草場少き爲山羊を養ふてゐるぐらゐのものである。牧羊の方法、畜類配種法及牧草等に就き逐次改良する樣目下計畫中である。

第四節　鑛　業

本縣には非常に鑛物學上の有用なる種類多く砂金・石炭・煤石・寶石等である。現在第五區の古寺房の石炭は發掘されつゝあり、縣城東方四道溝の石炭も民國十五年まで發掘されしも埋沒せし爲採取するを得ず。

第七章　工　業

本縣の工業は殆んど人力に依る工場にして此の原料も主として省外より持つて來て居るので、事變以後交通の不便に伴ひ一時停止の狀況である。其の上に機械或は資本の不足もあり、工業擴張の意志あるも之に必要なる資本の欠乏を訴へてゐる。稍々工業的なものとしては陶工織毛等であるが、小規模なるものである。例へば豐寧城內に於ける工業の一例を示せば次の如し。

種類	成立年月日	資本額	月額賣出
1. 德泰長燒鍋	大同二年七月	三千五百圓	四百圓
2. 慶豐源	大同二年八月	三千五百圓	二百五十圓

尙大閣鎭・大灘にも二ケ所宛ある。主なる貨物は本縣の糧穀麵等であり、之は管外より買求める。尙賃銀に付いて言ふと一ケ月工人は約八圓工頭は約十二圓である。

第八章　交　通

本縣は地勢に於て述べたる如く道路は概略東南に向つて走り、東西に走る道路にも相當自動車其の他の交通に不便を感じてゐる。剩へ解氷期及雨期には非常に交通の阻害される事は前に述べた。現在鐵道水運の便もなく、通信とても昨年の春匪賊跳梁の結果豐寧より隆化間に通ずる電報線も殆んどなく、豐寧縣城內に有名無實の電報局あるのみ。郵便の方は不便乍らも事務を開始して手紙及小包の運搬に當つてゐる。警備關係に就きては前述した。

第一節　通　信

第一項　概　況

以上述べし如き狀態であり縣城の郵政局及各主要都市の郵便局取扱所に就ては前に縣內主要都市概略の項に述べたる如し。現在郵差が豐寧及各方面に驢馬に依り連絡してゐる。

第二項　電信電話

1. 電報に就ては曩に述べたる如きも將來殘留電報所員を督勵して速かに所管官廳に報告の上實施する樣督促してゐる。
2. 電話に就ては治安維持の項に於て述べたる如し。

第二節　航空

昨年五月警備工作に依つて豊寧縣城北方に飛行場を設けたるを初めとし大閣鎭・黑達營子に飛行場を建設せり。

第三節　道路

道路に就いては既に記載せるも國防上の重大性及多倫方面の經濟的諸關係を鑑みる時道路工作の重大性に就ては大なる關心を有し、警備上及治安維持上の必要と相待ち極力之が完成に努めてゐる。

第九章　商業及金融

第一節　商業

第一項　概略

本縣の商業は單獨企業及公共企業（組合式のもの）であるが、曩に述べし如く本縣々民の九八%は農民にして、以前は

貨物は管内及察哈爾方面より入つて大多數は天津北京方面より輸入して居た。商業の發達史より見ると縣の西北方より漸次東南に發展して來たものゝ如く、商家の設立を見たとは云へ殆んど小規模の吳服商・雜貨商のみにして、資本も其の大多數は五百圓を越えざる程度のものである。然るが故に縣民の大多數は開かるゝ市に依つて日用を便ずるに過ぎず。

第二項　商業機關

本縣の商務會は縣城内に一、大閣鎭に一あり。特筆すべきはこれ等の機關は自治機關の作用をなす。

第三項　物價

本縣は申すまでもなく交通不便で雨期になると交通杜絶する爲及昨年まで縣の大部分匪賊に荒されたる爲今後如何なる動きを示すかは豫斷を許さないが、本年一月の調査に依れば概略事變前と大差ない。以下之を表に示せば次の如し。

種別	品名	單位	單價	種別	品名	單位	單價	種別	品名	單位	單價
食糧品	粳米	一石	二一、〇〇	食糧品	綠豆	一石	八、〇〇		芝麻油	同	三〇
	小麥	一袋	三、〇〇		黑豆	一石	七、〇〇		花生油	同	—
	粗製麵粉	一斤	一〇		牛肉	一斤	二〇		菜子油	同	一五
	黃豆	一石	六、〇〇		羊肉	一斤	一五		猪油	同	一五
	玉蜀黍	一石	五、〇〇		猪肉	一斤	二〇		毛尖茶	一斤	一、六〇
	高粱	一石	五、五〇		鷄卵	一〇〇箇	三五		龍井茶	同	一、六〇
	小米	一石	一五、〇〇		豆油	一斤	一		白油	同	一五

品			
食糧品	黃油	一斤	三五
	食鹽	同	〇五
	白糖	同	三〇
	紅糖	同	二五
	氷糖	同	五〇
	止油	同	一五
	菸糸	同	一、〇〇
	菸菜	同	五〇
衣料品	上布	一尺	一五
	斜文布	同	三〇
	粗羊布	同	一〇
	細羊布	同	一一
	庫緞	同	一、五〇
	胡縐	同	一、二〇
	實地紗	同	一、〇〇
	官紗	同	—
衣料品	繭綢	一尺	—
	夏布	同	六〇
	草帽	一個	六〇
	毛地製	一方尺	一、〇〇
	綿花	一斤	七〇
	白紗	一尺	三〇
	黃紗	同	三五
燃料品	煙煤	一頓	—
	焦煤	同	—
	劈柴	百斤	八〇
	木炭	同	一、五〇
	柴草	同	五〇
	松木林圍用	一寸	〇七
	松木林板用	同	〇六
	熟鐵	一斤	—
	練瓦	一千塊	九〇、〇〇
雜品	石炭	百斤	二〇、〇〇
	石材	同	—
	熟漆	一斤	—
	宣紙	百張	二、〇〇
	桑直紙	同	一、〇〇
	燐寸	一包	一〇
	石鹼	打	一、五〇
	石油	樽	五、〇〇
	酢	一升	〇五
	煙上草天	一個	二〇
	同中	同	一五
	同下	同	五
	豆腐	同	三
	落花生	一斤	一〇
	洋臘	一包六十本	三〇

尙季節的に特雨期に入れば平均二、三割上騰する。

第四項　商事習慣

本縣は又商業資本が充分ならざると舊來の習慣に依り、帳簿組織は簡單で簿記を使用してゐるものなし。商賣の決算期は舊曆の終、借還の習慣は春標と春榎舊三月、秋標は舊八月索貸賬及借用証決裁証は皆五月節句と八月の節句と年の終りとの三期であつて習慣上非常に强き力を持つてゐる。

第二節　金融

第一項　概況

本縣の金融は十年前までは皆銀大洋で融通してゐたが、熱河興業銀行が創立され、紙幣流通せしも信用に關しては東三省の例に漏れず暴落して五十分の一まで下つた。之が爲市場は非常に紊亂した。事變後滿洲國國幣、金票通用するに至り信用强固にして國民經濟上の役割は極めて大なるものがある。金票價値は國幣一〇對一一である。

次に金融機關に就いて略述するに事變前迄本縣城內に金融機關として興業銀行があつた。現在縣城內には金融機關としては小規模の質屋すらもなく、現在では大商家等に於て之が交換に便を與へつゝあるも、昨年九月金融機關の設置なき弊害として國幣對金票の關係より不祥事發生し稅務上の苦き經驗をなめてゐる。通貨種類を上ぐれば

イ、國幣　ロ、金票　ハ、天津交通銀行紙幣　ニ、天津中國銀行紙幣　ホ、河北銀行紙幣　ヘ、銅子兒　ト、管外の密雲・石城方面の商戶の私帖、金票と國幣に付いては前述の如く最も多く融通してゐる。中國關係の紙幣は若干流通して居るが等しく國幣と價値は同樣である。

第二項　農村金融

農村金融の狀況は曩に述べたる如く、現在何等組合組織のものもなく、近く農務會をして之が指導に當らしむる計畫である。尙之が對策に付いては大体商事習慣に於て述べたる如し。以上述べたる如く本縣の農村金融は餘りにも悲慘である。

第十章　教育及宗教

第一節　教育

第一項　概況

事變前までは三十幾ヶ所の完全初級小學校ありしも事變に依り殆んど閉校し、昨年十二月始めて城內の完全小學校、第二初級小學校を開き、三月大閘鎭の初級小學校及本縣城內女子小學校を開設したるのみである。

第二項　教育機關

縣公署內に教育局あり。縣城內に民衆教育學校(目下計畫中)及各小學校あり。尙特筆すべきは縣城は勿論各主要郡市に於て私塾(寺小屋式のもの)を開き地方の和尙及漢學者が教育に當つて居る。

第三項　建設以後の教育方針の確立

一、各學校の授業開始を速にする事。

大閘女子初級小學校	一	上黃旗男子初級小學校　一
大灘男子初級小學校	一	喜峰砦男子初級小學校　一
東鄉鎭男子初級小學校	一	窄嶺男子初級小學校　一
博羅諾男子初級小學校	一	

二、教員の素質向上を圖る事。

三、小學校教員を從來の教育局の隷屬化より獨立せしむ。

四、實業教育を振興せしむる事。

五、教科書を可及的に速かに配給する事。

六、縣教育會及父兄會等を結成する事。

第二節　宗教

本縣の宗教は殆んど大部分需教及佛教であるが、之を表別すれば次の如し。

1.	需教人	二千七百餘人	
2.	佛教人	五十餘人	
3.	道教人	四十餘人	
4.	回々教人	二百餘人	
5.	天主教人	五百餘戶	
6.	耶蘇教人	二人	

熱河省　豐寧縣

特筆すべきは曩に述べたる如く蒙古ラマ教の入らざる事及天主教の勢力絶大であると云ふ事。其の勢力範圍は豊寧・大閣鎭・沼道の一帶である。尙之の天主教の教主はベルギー人にして豊寧に來りて二十五年、茲に善保嬰等社會事業に功勞絶大なるものがあり、之が信念に就いても我々をして非常に感激させる。

第十一章　社會事業

第一節　概況

縣の大部分は極貧者にして隨つて社會事業に着手する餘裕のある人殆んどなく、又あるものとても有名無實のものである。

第二節　施設機關

1. 縣城內に理善會慈善會及紅卍字會の施療所。
2. 大閣鎭に慈善會。
3. 天主教は主として教徒に對して施療施物及育英院の事業を行ふてゐる。

第十二章　衛生

第一節　概況

住民の一般は衛生的觀念甚だ幼稚で、傳染病に對する觀念全くなきも皇軍入城以來適切なる手段に依り遂次啓發せられ、機に應じ防疫に對する注意を拂ひ得るに至つた。例へば本年の二月頃隣縣方面に天然痘發生し、縣民に種痘を行ふ際も、先を爭ふて種痘に參集した。

第二節　機關及醫藥業

第一項　施設

警務局に衛生股あり衛生事務を執る。現在までの施設としては井水の防塵施設（縣城內にも堀拔井二ケ所）及衛生車二臺、縣城內に十及縣下主要都市に若干の施設あるのみ。舊來食糧品方面に就いても殆んど無關心なる狀態なるを以て、先づ縣立屠殺場及各主要都市の料理屋に防蠅設備を行はしめてゐる。

第二項　機關

本年二月より運輸業坂田組に於て實費施療所の施設あり、尙豊寧に七、八名の漢方醫が居る。尙葯店七、八家あつて漢葯を販賣してゐる。

第三節　衛生思想の普及

其の普及程度は非常に低級にして日常生活に於ける宿舍寢具汚物等の衛生も殆んど念頭に置かざる感あり。持病に對する觀念も非常に淺薄にして相當重病になるも放置して意に解せず、外傷等はメリケン齒磨粉を厚く塗りて止血しボロを纏いて平然たる狀況なりしが、日本軍及縣警察の强制に依つて逐次良好の域に達しつゝあり。

第四節　傳染病及地方病

コレラは大同元年七月大流行をなし、罹病者四百名の中死亡者百名を出したるも、日本軍の防疫指導最も適切に行はれ何んの傳染病患者を認めざりしは幸甚であつた。蠅の發生は驚く可き程なれども蚊は僅少である。然しマラリヤの散發を見ると一時「ワイルシ病」を疑はしめたるも昨夏カタル性黃蚊患者を相當出せり。地方病として甲狀線あるも他地方に比して極めて少し。例へば昨年七月初旬コレラ患者發生の報に接し其の當時の處置を擧ぐれば次の如し。

(イ)　管外よりの物質輸入禁止、交通禁止。

(ロ)　疑はしき患者の入門禁止。

(ハ)　「コレラ」豫防に關する印刷物を地方民に撒布。

尙主要都市にも是等に準じて實施せしめ各便所井戸水或は排水汚物集散個所の消毒は勿論であつた。

第五節　飲料水

主として豊寧縣の井水の調査に就いて表を示せば次の如し。

場所　縣公署

(イ)　溫度　氣溫一度、水溫七・七度

(ロ)　色の度　極微なる橙色

(ハ)　濁度　透明臭無し

(ニ)　反應　ブロームフイルドルブルー三・〇——四・六、塩素四六・一五、硫酸不檢出、硝酸・痕瘡亞硝酸不檢出
アンモニア不檢出、硬度一四・六二度

(ホ)　飲料の適否硬度高きを以て煮沸後使用するを可とす。

（大同二年十一月二十日第八師團給水調査班調）

第六節　上水下水

昨年八月排池口を幹線道路に沿ふて縣城內東西に造りしも其の後埋沒して其の用をなさず。尙縣城內に南北に通ずる排水口を公設せるも前と同じ。

第十三章　結　論

民國年代初期以來高利貸資本より開拓の緒に着きしも十四年以後繁しき匪類の横行、軍閥の重壓により農民大衆のもつ特殊的組織も四分五裂に破壊され、彼等は頼るべき政府もなく光明なき暗黒世界を彷徨せり。今や王道の曙光彼等の頭上を照すも、過去の慘害に戰く彼等は異口同音に「治安減稅」を絶叫す。

而して王道の惠に浴する事一星霜、今日治安は回復し農民達の中には安堵の胸をなでおろし、やゝ生色面にあふるゝを見る。然れども過去十幾年の天災、兵燹による農民の被害は決定的の創痍にして、短日月の中に快癒するとも思はれず。特に縣の北部の貧窮化は言語に絶し、今日の生に對し明日の死を豫見し得る可憐なる彼等の姿は彼等の爲の牧民官として目視するに忍びず。今日彼等が立たんとしての叫びは變つて「減稅治安」である。

この叫びこそ最も含蓄ある言葉である。

康德元年十二月十日印刷
康德元年十二月十五日發行

滿洲國大同學院

滿洲國地方事情編纂會編

（定價四圓五角）

編輯者　滿洲國大同學院內　中原八郎
發行者　新京老松町十番地　村上正雄
印刷者　廣島市小網町十九番地　瀨川常次
印刷所　廣島市小網町十九番地　大同印書館印刷部

版權所有
不許複製

發行所
大賣捌所

新京老松町十番地
大同印書館
電話四九六九・三九三七
振替大連一八四一番
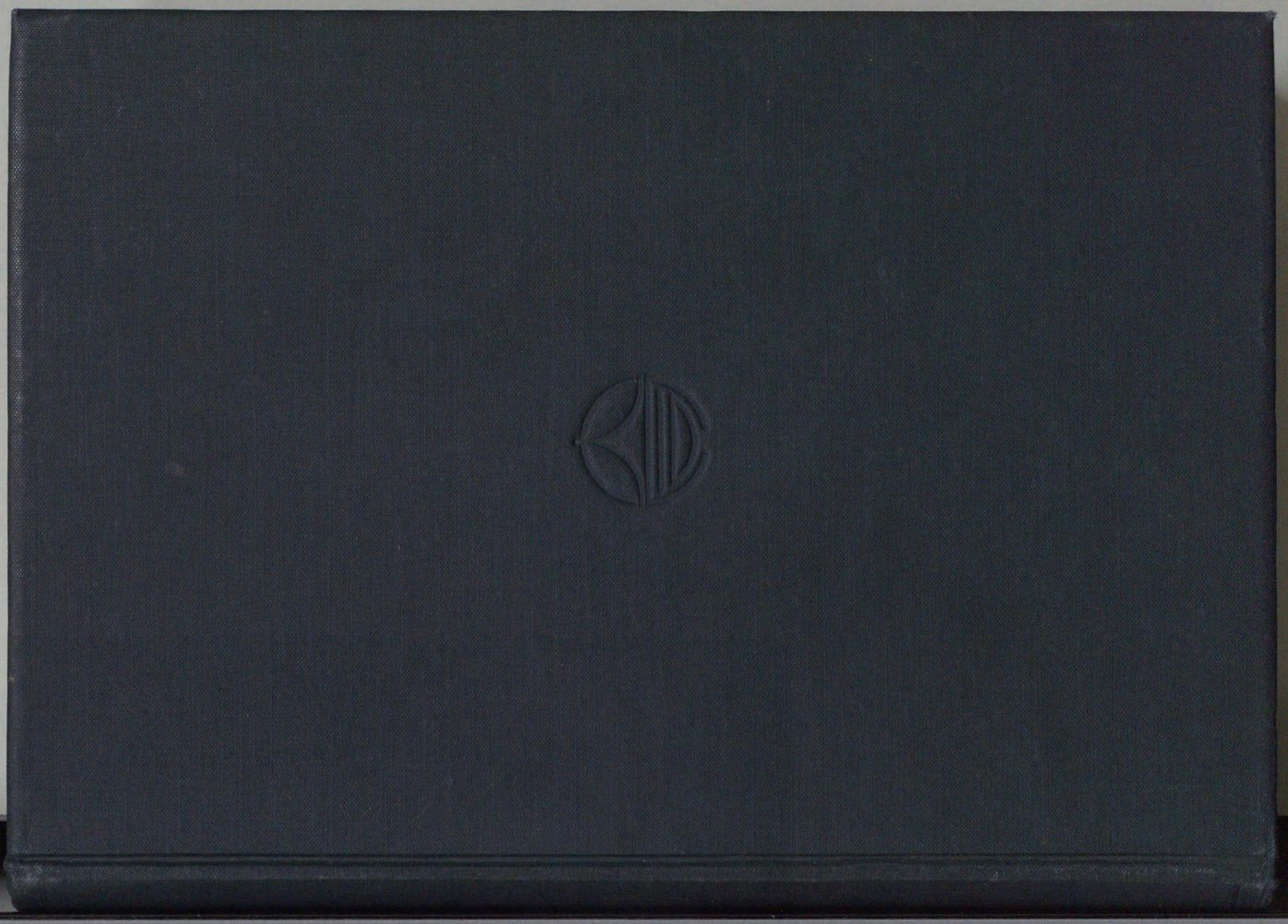
滿洲行政學會